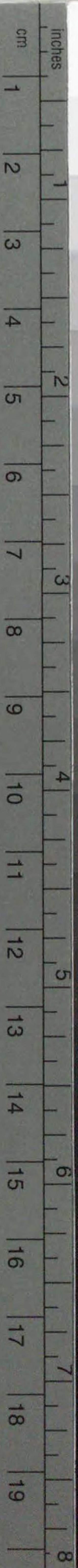


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	26	27

R
343.8
KA186k
2

BZ-4-04
UK003129

29. 7. 24

7-451

R343.8
KA186R2

昭和二十六年
度決算検査報告

会
計
檢
査
院

昭和二十六年年度決算検査報告 目次

第一章 総論	一頁
第一節 歳入歳出決算	一
第一歳 歳入	二
第二歳 歳出	二
第三歳 国債及び借入金	三
第二節 国庫金及び国有財産	三
第一 国庫金	三
第二 国有財産	五
第三節 政府関係機関その他の団体	六
第四節 不当事項及び是正事項	六
第一 概要	六
第二 収納未済	八
第三 契約の締結	一〇



UK 3129

二

第四 不急不用又は不経済な経費の使用……………一一

第五 物品の經理……………一一

第六 公共事業費……………一二

第七 補助金……………一三

第八 架空の名義による支払その他不法の經理……………一五

第九 職員の不正行為……………一六

第二章 国の会計……………一九

第一節 決算の検査確認……………一九

第一 一般会計……………一九

第二 特別会計……………二〇

第三 昭和二十五年以前未確認額の検査確認……………二四

第二節 決算額と日本銀行証明額との対照……………二四

第一 一般会計……………二四

第二 特別会計……………二五

第三節 予備費の支出に対する国会の承諾……………二六

第四節 各所管別の不当事項及び是正事項……………二八

第一 裁判所……………二八

不当事項……………二八

(一) 一般会計……………二八

工事……………二八

工事費の積算当を得ないもの〔最高裁判所〕(一)……………二八

不正行為……………三〇

職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの〔東京、札幌両地方裁判所〕(二)……………三〇

是正させた事項……………三〇

未収金……………三〇

没取金等の処理を遅延していたもの〔東京地方裁判所〕(三)……………三〇

第二 総理府……………三一

不当事項……………三一

(一) 一般会計……………三一

工事……………三一

三

北海道における直轄工事の施行に当り処置当を得ないもの〔北海道開発局、同局札幌外六開発建設部、石狩川治水事務所〕(四)―(一八)……………三二一

警察予備隊営繕工事費の支払に当り処置当を得ないもの〔北海道開発局〕(一九)―(二〇)……………三六

物 件……………三八

多量の不急品等を購入したもの〔警察予備隊総隊総監部〕(二一)……………三八

石炭の購入代金の支払に当り処置当を得ないもの〔同〕(二二)……………三九

不適當又は高価な物品を購入したもの〔警察予備隊総隊総監部、警察予備隊宇治駐とん部隊〕(二三)―(二四)……………四〇

主要食糧の購入に当り処置当を得ないもの〔警察予備隊豊川駐とん部隊外九箇所〕(二五)……………四一

補助金……………四二

地方財政平衡交付金の交付が均衡を欠いたと認められるもの〔地方財政委員会〕(二六)……………四二

不正行為……………四五

職員的不正行為に因り国に損害を与えたもの〔警察予備隊福知山駐とん部隊、北海道開発局札幌開発建設部〕(二七)……………四五

是正させられた事項……………四五

不 工 事……………四五

工事の施行が設計と異なつたため工事費の減額を要するもの〔北海道開発局〕(二八)……………四五

物 件……………四六

物品の購入に当り検収当を得ないもの〔警察予備隊総隊総監部〕(二九)……………四六

(終戦処理関係の分)……………四六

不 当 事 項……………四七

(一 般 会 計)……………四七

未 収 金……………四七

特別調達資金に対する管理費等の請求をしていないもの〔北海道外八都県〕(三〇)……………四七

予 算 経 理……………四九

給与の支払に当り源泉徴収所得税を控除しなかつたもの〔神奈川県横浜外七涉外労務管理事務所〕(三一)……………四九

工 事……………四九

工事の施行に当り処置当を得ないもの〔横浜特別調達局〕(三二)……………四九

官給材料の残材についての回収処置当を得ないもの〔横浜特別調達局〕(三三)……………五〇

物 件……………五一

解除物件の取扱当を得ないもの〔仙台特別調達局〕(三四)……………五一

物品の購入に当り処置当を得ないもの〔横浜特別調達局〕(三五)……………五二

石炭の購入に当り処置当を得ないもの〔同〕(三六)……………五二

飲用水の購入に当り処置当を得ないもの〔名古屋特別調達局〕(三七)……………五四

役務 五五

 接収営業用倉庫の借料支払に当り処置当を得ないもの〔東京特別調達局〕(三三)

 接収した不動産の借料支払に關し処置当を得ないもの〔横浜特別調達局〕(三九)

不正行為 五八

 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの〔横浜特別調達局、東京都外三県〕(四〇)―(四三)

是正させた事項 五九

工事 五九

 工事費負担金の算定処置当を得ないもの〔札幌特別調達局〕(四四)

 工事の施行に当り処置当を得ないもの〔仙台特別調達局〕(四五)

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況 六一

第三法務府 六三

不当事項 六三

(一般会計) 六三

 租税 六三

 登録税の賦課当を得ないもの〔東京法務局〕(四六)

物件 六四

綿布の購入に当り処置当を得ないもの〔東京拘置所〕(四七) 六四

不正行為 六五

 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの〔大阪高等検察庁外一九箇所〕(四八)―(五三)

その他 六七

 保管金の処理が当を得ないもの〔東京地方検察庁〕(五四)

是正させた事項 六七

 未収金 六七

 国庫に帰属した領置物換価代金等の処理が緩慢なもの〔仙台、横浜両地方検察庁、小田原区検察庁〕(五五)

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況 六八

第四大蔵省 六八

不当事項 六九

(一般会計) 六九

物件 七〇

 国有財産の管理当を得ないもの〔東北外二財務局〕(五六)―(五八)

 国有物件の管理当を得ないもの〔中国財務局呉出張所〕(五九)

 船舶の売渡に当り処置当を得ないもの〔北海道財務局〕(六〇)

立木の売渡に当り処置当を得ないもの〔東北財務局〕(六一).....七三

建物の売渡に当り処置当を得ないもの〔関東財務局〕(六二)(六三).....七三

電力用地下ケーブルの売渡に当り処置当を得ないもの〔関東財務局横浜財務部〕(六四).....七五

発電機の売渡に当り見積価格が低価に失したものの〔関東財務局横浜財務部、東海財務局静岡財務部〕(六五)(六六).....七六

用途を指定して売り渡した国有財産に關し処置当を得ないもの〔関東、中国両財務局〕(六七).....七六

国有財産の貸付料及び売渡代金の収納処置当を得ないもの〔関東外六財務局〕(七〇).....八〇

鉄くず等の売渡に当り処置当を得ないもの〔近畿財務局京都財務部外六箇所〕(一一一).....八六

印刷契約に当り用紙官給量過大に失するもの〔国税庁〕(一一八).....九三

封印鉛の購入価額高価に失するもの〔同〕(一一九).....九三

その他.....九四

租税払もどし金等の支出に關し処置当を得ないもの〔東京、福岡両国税局〕(一二〇)(一二一).....九四

(一) 一般会計 (財産税等収入金特別会計).....九五

予算経理.....九五

架空の名義により支払つたもの〔国税庁外七箇所〕(一二二).....九五

不正行為.....九七

職員的不正行為に因り国に損害を与えたもの〔大蔵省外三箇所、豊島外四〇税務署〕(一三〇).....九七

是正させた事項

租税.....一〇〇

租税の徴収過不足を是正させたもの〔横浜税関東京税関支署、麹町外三三三税務署〕(一四八).....一〇〇

源泉徴収所得税の未徴収分を徴収させたもの〔麹町外一八税務署〕(四三七).....一〇八

物件.....一一九

解体移築を条件として売り渡した国有財産に關し処置当を得ないもの〔東海、南九州両財務局〕(四五六)(四五七).....一一九

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況.....一二〇

第五文部省.....一二四

不当事項.....一二四

(一) 一般会計.....一二四

予算経理.....一二四

予算をこえて薬品等を購入したもの〔弘前外七大学〕(四五八).....一二四

船舶購入に当り経理が著しく不当なもの〔長崎大学〕(四五九).....一二五

物件.....一二六

給水施設の活用を図らないもの〔東京大学医学部〕(四六〇).....一二七

補助金.....一二七

補助金の交付に当り処置当を得ないもの〔群馬外三都県〕(四六一)―(四六四)……………一二七

不正行為……………一二八

第六 厚生省……………

職員的不正行為に因り国に損害を与えたもの〔九州大学温泉治療学研究所外二箇所〕(四六五)……………一二八

不当事項……………一二八

(一般会計)……………一二九

補助金……………一二九

補助金の精算に当り処置当を得ないもの〔厚生省、東京都外三県〕(四六六)―(四七〇)……………一二九

(厚生保険特別会計)……………一三一

工事……………一三一

建築工事を請け負わせるに当り処置当を得ないもの〔厚生省〕(四七一)……………一三一

役務……………一三一

診療報酬の支払に当り算定当を得ないもの〔厚生省保険局〕(四七二)……………一三一

結核検診委託費の支払について資料の調査不十分なもの〔東京都民生局保険課、茨城県民生部保険課〕(四七三)……………一三一

(四七四)……………一三一

(船員保険特別会計)……………一三三

未収金……………一三三

年金の誤払を生じていたもの〔厚生省〕(四七五)……………一三三

(国立病院特別会計)……………一三四

未収金……………一三四

病院収入の取扱等の経理当を得ないもの〔国立登別外八病院〕(四七六)―(四八四)……………一三四

予算経理……………一三八

経理のびん乱しているもの〔国立津病院〕(四八五)……………一三八

その他……………一三九

入院料前納金の取扱当を得ないもの〔国立大阪病院、同長野分院〕(四八六)……………一三九

(一般会計)……………一四〇

(国立病院特別会計)……………一四〇

物件……………一四〇

薬品等物品の経理当を得ないもの〔国立東京第一病院外三箇所〕(四八七)……………一四〇

(一般会計)……………一四一

(厚生保険特別会計)……………一四一

不正行為……………一四一

職員の不作為に因り国に損害を与えたもの〔国立下総療養所外一箇所〕(四八八)(四八九)……………一四一
是正させた事項……………一四二

未 収 金……………一四二

健康保険及び厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの〔秋田外九府県〕(四九〇)―(四九九)……………一四二

船員保険保険料の徴収不足を是正させたもの〔大阪府外二県〕(五〇〇)―(五〇二)……………一四三

補 助 金……………一四四

補助金の精算に当り処置当を得ないもの〔香川県〕(五〇三)……………一四四

第七 農 林 省……………一四五

不 当 事 項……………一四八

(一) 般 会 計……………一四八

予 算 経 理……………一四八

架空の名義により支払つたもの〔農林省富士開拓建設事業所外五箇所〕(五〇四)―(五〇七)……………一四八

工 事……………一四九

直轄工事の経理がびん乱しているもの〔農林省印旛沼手賀沼干拓建設事業所〕(五〇八)―(五一三)……………一五〇

直轄工事の計画又は施行当を得ないもの〔仙台農地事務局外四箇所〕(五一四)―(五一八)……………一五四

委託工事費の交付に当り調査不十分なもの〔北海道開発局、京都、岡山両農地事務局〕(五一九)―(五二二)……………一五七
補 助 金……………一五八

公共事業に対する国庫補助金の経理当を得ないもの〔農林省、林野庁、仙台外四農地事務局、北海道外三九都府
県〕(五二三)―(七七二)……………一五八

(食糧管理特別会計)……………一九八

未 収 金……………一九八

賠償金請求の処置当を得ないもの〔食糧庁〕(七七二)……………一九九

物 件……………一九九

ゴルケットの購入に当り処置当を得ないもの〔同〕(七七三)……………一九九

不急の麻袋を購入したもの〔同〕(七七四)……………二〇〇

食糧の管理当を得ないもの〔北海道外三食糧事務所〕(七七五)―(七七八)……………二〇二

役 務……………二〇三

食糧の輸送に当り不経済な運送をしたもの〔食糧庁〕(七七九)―(七八二)……………二〇三

運送賃の算定当を得ないもの〔同〕(七八三)……………二〇五

保管料の支払当を得ないもの〔同〕(七八四)……………二〇五

食糧保管用政府倉庫の利用当を得ないもの〔宮城外一食糧事務所〕(七八五)―(七八七)……………二〇六

(国有林野事業特別会計) 二〇七

 予算経理 二〇七

 物件 二〇八

 素材の売渡契約締結前に概算代金を受け入れ別途に経理していたもの〔高知営林局〕(七八八) 二〇七

 素材の売渡価額低価に過ぎたもの〔旭川、大阪両営林局管内二営林署〕(七八九)(七九〇) 二〇八

 (一) 一般会計 二一〇

 (食糧管理特別会計) 二一〇

 (国有林野事業特別会計) 二一〇

 (薪炭需給調節特別会計) 二一〇

 不正行為 二一〇

 職員の不作為に因り国に損害を与えたもの〔食糧庁外四箇所〕(七九一)―(七九五) 二一〇

 是正させた事項 二一一

 未収金 二一一

 弁償金の徴収処置が緩慢であつたもの〔東京農地事務局〕(七九六) 二一一

 工事 二一二

 直轄工事の計画又は施行当を得ないもの〔熊本農地事務局〕(七九七)(七九八) 二一二

 委託工事費の交付に当り処置当を得ないもの〔仙台、熊本両農地事務局〕(七九九)(八〇〇) 二一三

物件 二二四

 食糧の売渡に当り価額の決定を誤つたもの〔兵庫、山口両食糧事務所〕(八〇一)(八〇二) 二二四

 食糧の買入に当り代金の過払をしたもの〔食糧庁〕(八〇三)―(八〇五) 二二五

 素材を正規の売渡手続によらないで引き渡していたもの〔秋田営林局管内大曲営林署〕(八〇六) 二二五

 補助金 二二六

 公共事業に対する国庫補助金の経理当を得ないもの〔林野庁、仙台外一農地事務局、宮城外一〇府県〕(八〇七)―(八一九) 二二六

 既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況 二二九

 第八 通商産業省 二三一

 不当事項 二三一

 (一) 一般会計 二三一

 物件 二三一

 黒鉛の輸入に当り処置当を得ないため国に損害を与えたもの〔通商産業省〕(八三〇) 二三一

 役務 二三三

 輸入実務委託契約に当り処置当を得ないもの〔同〕(八三一) 二三三

 物品輸送費の支払に当り処置当を得ないもの〔大阪通商産業局、東京通商産業局横浜通商事務所〕(八三二) 二三五

不正行為.....二二五

職員的不正行為に因り国に損害を与えたもの〔通商産業省〕(八三三).....二二六

(アルコール専売事業特別会計).....二二六

役員.....二二六

アルコール原料用糖みつの運送賃率算出が当を得ないもの〔東京、福岡両通商産業局〕(八三四).....二二六

(米国対日援助物資等処理特別会計).....二二八

未収金.....二二八

物品の売渡代金の収納処置当を得ないもの〔通商産業省臨時通商業務局〕(八三五).....二二八

物品の売渡に当り処置当を得ないもの〔通商産業省臨時通商業務局外一箇所〕(八三六).....二二九

是正させられた事項.....二三〇

補助金.....二三〇

補助金の交付に当り処置当を得ないもの〔通商産業省〕(八三七).....二三〇

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況.....二三一

第九 運輸省.....二三三

不当事項.....二三五

(一般会計).....二三六

予算経理.....二三六

起重機給の貸付料を予算によらないで経理したものの〔第四港湾建設局〕(八三八).....二三六

工事.....二三七

燈台の災害復旧工事の施行に当り処置当を得ないもの〔第四外二管区海上保安本部〕(八三九)―(八四一).....二三七

補助金.....二三八

港湾改修工事国庫補助金の経理当を得ないもの〔第四港湾建設局、山口外一県〕(八四二)―(八四四).....二三八

災害復旧に名をかり改良工事等を施行したものの〔第二港湾建設局、島根外一県〕(八四五)―(八四七).....二三九

災害復旧工事の出来高が不足しているもの〔第三、第四両港湾建設局、岡山外二県〕(八四八)―(八五二).....二四〇

災害復旧工事の設計に過誤があつたもの〔第三、第四両港湾建設局、兵庫外一県〕(八五三)―(八五六).....二四一

災害復旧の原形超過工事を原形復旧工事として処理しているもの〔第一外三港湾建設局、岩手外一六都県〕(八五七)―(八八三).....二四二

第十 郵政省.....二四六

不当事項.....二四八

(郵政事業特別会計).....二四八

工事.....二四八

工事の施行に当り処置当を得ないもの〔仙台郵政局〕(八八四).....二四八

物件 二四九

不急の物品を購入したものの〔郵政省〕(八八五) 二四九

物品を過大に調達したものの〔同〕(八八六) 二五〇

必要以上に高価な特別規格品を購入したものの〔名古屋郵政局〕(八八七) 二五一

〔郵政事業特別会計〕
〔簡易生命保険及郵便年金特別会計〕 二五二

不正行為 二五二

職員の不正行為に因り国に損害を与えたものの〔仙台地方簡易保険局外六六箇所〕(八八八)―(九〇五) 二五二

是正させた事項 二五五

役務 二五五

郵便専用自動車請負契約において車種の指定を誤つたものの〔札幌郵政局〕(九〇六) 二五五

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況 二五六

第十一 電気通信省 二五七

不当事項 二六一

〔電気通信事業特別会計〕 二六一

予算経理 二六一

架空の名義により支払いこれのみだりに使用したものの〔電気通信省施設局建設部、関東電気通信局〕(九〇七)〔九〇八) 二六一

経理がびん乱していたものの〔電気通信省電気通信研究所〕(九〇九) 二六一

工事 二六六

不急の海底電線布設ひき揚機を建造したものの〔電気通信省施設局施設部海底線工事課〕(九一〇) 二六六

工事費の積算当を得ないものの〔電気通信省施設局建築部〕(九一一) 二六七

予定価格の算出を誤りひいて工事費が高価に当つてゐるものの〔電気通信省電気通信研究所〕(九一二) 二六八

粗悪な材料の使用を認めためたため不経済な工事となつたものの〔同〕(九一三) 二六九

物件 二六九

不急の物品を購入したものの〔電気通信省施設局資材部〕(九一四) 二六九

物品の購入時期当を得なかつたため保管料を支払うに至つたものの〔同〕(九一五) 二七〇

試験成績の十分でないものを注文購入したため不経済となつたものの〔同〕(九一六) 二七一

活用し得た発電機を売り渡して新品を購入したものの〔同〕(九一七) 二七二

不正行為 二七三

職員の不正行為に因り国に損害を与えたものの〔近畿電気通信局外三箇所〕(九一八)―(九二〇) 二七三

第十二 労働省 二七四

不当事項……………二七四

(一般会計)……………二七四

補助金……………二七四

補助金の精算に当り処置当を得ないもの〔大阪府、高知県〕(九二一)……………二七四

(労働者災害補償保険特別会計)……………二七五

(失業保険特別会計)……………二七五

不正行為……………二七五

職員的不正行為に因り国に損害を与えたもの〔鹿児島労働基準局外八箇所〕(九二二)―(九二七)……………二七五

是正させた事項……………二七六

未収金……………二七六

労働者災害補償保険料等の徴収不足を是正させたもの〔神奈川外一〇労働基準局〕(九二八)―(九三八)……………二七六

失業保険料等の徴収不足を是正させたもの〔北海道外一六都県〕(九三九)―(九五五)……………二七八

第十三 建設省……………二七九

不当事項……………二八一

(一般会計)……………二八一

予算経理……………二八一

直轄工事の経理がびん乱しているもの〔東北地方建設局岩木川外一七工事事務所〕(九五六)―(九七三)……………二八一

物件……………二八三

機械の管理等の処置当を得ないもの〔建設省、東北地方建設局馬淵川工事事務所外五箇所〕(九七四)―(九八一)……………二八四

物品の調達に当り処置当を得ないもの〔東北地方建設局岩木川工事事務所外二箇所〕(九八二)―(九八四)……………二八七

補助金……………二八九

災害復旧工事に対する国庫負担金の経理当を得ないもの〔北海道外四〇都府県〕(九八五)―(一一二四)……………二八九

(一般会計)……………三二二

(米国対日援助見返資金特別会計)……………三二二

工事……………三二二

直営工事の施行に当り不経済な結果を招いたもの〔中部地方建設局多治見工事事務所外三箇所〕(一一二五)―(一一二八)……………三二二

是正させた事項……………三二五

補助金……………三二五

災害復旧工事に対する国庫負担金の経理当を得ないもの〔北海道外一三府県〕(一一二九)―(一一六一)……………三二五

第五節 会計事務職員に対する懲戒処分要求……………三三〇

第六節 会計事務職員に対する検定 三二一

第一 出納職員に対する検定 三二一

第二 予算執行職員等に対する検定 三二三

第七節 検察庁に対する通告 三二三

第三章 政府関係機関の会計 三二五

第一節 決算の検査完了 三二五

第一 政府関係機関の会計 三二五

第二 昭和二十五年検査未完了額の検査完了 三二七

第二節 各政府関係機関別の不当事項及び是正事項 三二七

第一 日本専売公社 三二七

不当事項 三二八

工 事 三二八

塩倉庫を不適当な場所に新築したもの〔日本専売公社東京地方局〕(一一六二) 三二八

物 件 三二九

不急の物品を購入したもの〔日本専売公社〕(一一六三) 三二九

不正行為 三三〇

職員的不正行為に因り日本専売公社に損害を与えたもの〔日本専売公社姫路外四出張所〕(一一六四)―(一一六

七) 三三〇

是正させた事項 三三一

物 件 三三一

ソーダ工業用塩を低価に売り渡したものの〔日本専売公社門司支局、宇部、延岡両出張所〕(一一六八) 三三一

役 務 三三二

塩の委託加工に当り処置当を得ないもの〔日本専売公社東京地方局〕(一一六九) 三三二

輸入塩回送費を過払していたもの〔日本専売公社門司支局〕(一一七〇) 三三二

塩回送運賃の契約に際し処置当を得なかつたもの〔日本専売公社徳山出張所〕(一一七一) 三三三

第二 日本国有鉄道 三三三

不当事項 三三七

未 収 金 三三七

延滞償金の収納を遅延しているもの〔日本国有鉄道静岡地方経理事務所〕(一一七二) 三三七

予 算 経 理 三三八

工事の施行に当り事実と合致しない経理をしたもの〔日本国有鉄道釧路、青函両鉄道管理局〕(一一七三) 三三八

工 事 三三九

既存の施設を活用しないで別に施設を新設したもの〔日本国有鉄道岡山鉄道管理局〕(一一七四)..... 三三九

契約に当り処置当を得ないもの〔日本国有鉄道東京鉄道管理局〕(一一七五)..... 三四〇

工事の検収当を得ないもの〔日本国有鉄道旭川、広島両鉄道管理局〕(一一七六)―(一一七八)..... 三四〇

工事請負人の負担すべき経費を日本国有鉄道が負担しているもの〔日本国有鉄道岡山鉄道管理局〕(一一七九)..... 三四二

物 件 三四三

古軌条等の売渡処置当を得ないもの〔日本国有鉄道資材局〕(一一八〇)..... 三四三

物品の購入に当り処置当を得ないもの〔同〕(一一八一)..... 三四四

不急の物品を購入したもの〔同〕(一一八二)..... 三四四

不必要な加工を行ったもの〔同〕(一一八三)..... 三四五

納入業者のかし担保責任を追求していないもの〔同〕(一一八四)..... 三四五

物品の経理が著しくびん乱しているもの〔日本国有鉄道東京地方資材事務所大宮工場用品庫〕(一一八五)..... 三四六

役 務 三四七

ドラムかんの借入処置当を得ないもの〔日本国有鉄道新潟地方資材事務所〕(一一八六)..... 三四七

工場用水の使用に当り処置当を得ないもの〔日本国有鉄道長野鉄道管理局長野工場〕(一一八七)..... 三四八

不正行為 三四八

職員的不正行為に因り日本国有鉄道に損害を与えたもの〔日本国有鉄道札幌地方経理事務所外一箇所〕(一一八八)..... 三四八

是正させた事項 三四九

未 収 金 三四九

料金の徴収をしていなかったもの〔日本国有鉄道東京電気工事事務所、広島鉄道管理局〕(一一九〇)―(一一九一)..... 三四九

延滞償金を徴収していなかったもの〔日本国有鉄道長野地方経理事務所〕(一一九二)..... 三五〇

物 件 三五〇

駅設備貨物積卸機の使用料の算定を誤つていたもの〔日本国有鉄道秋田地方営業事務所〕(一一九三)..... 三五〇

酸素購入代金の支払に当り算定当を得なかつたもの〔日本国有鉄道広島地方資材事務所〕(一一九四)..... 三五〇

役 務 三五一

石炭の輸送経路を改めさせたもの〔日本国有鉄道秋田地方資材事務所〕(一一九五)..... 三五一

動力車使用についての契約条項を改訂させたもの〔日本国有鉄道新潟鉄道管理局管内来迎寺駅〕(一一九六)..... 三五二

建物使用料を二重払していたもの〔日本国有鉄道東京地方経理事務所〕(一一九七)..... 三五二

被服の染色代金の支払が事実にならなかつたもの〔日本国有鉄道岡山鉄道管理局〕(一一九八)..... 三五三

第三節 会計事務職員に対する検定 三五三

第一 出納職員に対する検定 三五三

第二 公団等の予算執行職員等に対する検定 三五五

附 表 三五七

第一 昭和二十六年一般会計決算未確認額表 三五七

第二 昭和二十六年各特別会計決算未確認額表 三七〇

第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表 三七五

第四 既往年度各特別会計決算未確認額中検査確認額表 三八〇

第五 昭和二十六年政府関係機関決算検査未了額表 三八三

第一章 総論

会計検査院は、日本国憲法第九十条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第二十九条の規定に基づき、昭和二十六年決算検査報告を作成した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、国の財産に関する事項、会計事務職員に対する懲戒処分の要求及び検定、検察庁への通告事項等の外、会計検査院法その他の法律により検査を行っているものの検査事項を掲記した。

第一節 歳入歳出決算

昭和二十六年歳入歳出決算は、二十七年十一月二十九日本院においてこれを受領し、その検査を了して二十七年十二月三十一日内閣に回付した。

一般会計決算額及び各特別会計決算額の総計は左のとおり

	一般会計	特別会計(三四)	総計
	百万円	百万円	百万円
歳入	八九五、四八二	一、四〇〇、〇八三	一、二九五、五六五
歳出	七四九、八三七	一、二七五、〇六八	一、〇二四、九〇五
歳入超過	一四五、六四四	一二五、〇一四	二七〇、六五九



であつて、一般会計の歳入超過は千四百五十六億四千四百余万円に上り、これを前年度の歳入超過八百三十四億九千七百余万円に比べると六百二十一億四千七百余万円の増加を示している。

又、各会計間の重複額等を控除し、純計額を概算するときには、歳入一兆六千五百三十二億円、歳出一兆五千九百五十二億円で、前年度に比べ歳入において三千三百五十九億円、歳出において二千六十一億円の減少となつてゐる。

第一 歳 入

昭和二十六年歳入一般会計の歳入決算額は、前記のとおり八千九百五十四億八千二百余万円であるが、収納未済額は六百三十億二千六百余万円で、その徴収決定済額に対する割合は約六・五%に当り、前年度の約七・二%に比べやや好転している。

第二 歳 出

昭和二十六年歳入一般会計の歳出決算額は、前記のとおり七千四百九十八億三千七百余万円であるが、予算執行の結果、予算の翌年度に繰り越された額は七百三十一億九千八百余万円で、そのおもなものは出資及投資二百億円、終戦処理費百九十六億千五百余万円、司法及警察費百五十二億六千二百余万円、平和回復善後処理費百億

円、又、不用となつた額は百三十六億六千六百余万円で、そのおもなものは行政部費三十八億五千余万円、社会及労働施設費二十五億二千四百余万円、出資及投資十八億六千六百余万円、司法及警察費十七億四千四百余万円、産業経済費十五億二千三百余万円である。

第二 国債及び借入金

国債は、昭和二十六年歳入現在額二千四百二十億八百余万円で、これに年度内における新規発行額百三十五億円及び漁業権の補償等として交付した国債等百十六億四千五百余万円を加え、償還額等五十億三千八百余万円を控除すると、年度末現在額は二千六百二十一億千五百余万円となり、前年度末に比べ二百一億七百余万円が増加している。右新規発行にかかる国債は電気通信事業特別会計負担のもので、全額大蔵省資金運用部が引き受けたものである。

又、借入金は、年度首現在額八百六十九億五千七百余万円であつて、年度中に日本銀行から三百九十四億八千余万円、大蔵省資金運用部から七十二億四千九百余万円を借り入れたが、四百六十四億六千八百余万円を償還したので、年度末現在額は八百七十二億千八百余万円となり、前年度末に比べ二億六千六百余万円増加している。

第二節 国庫金及び国有財産

第一 国 庫 金

昭和二十七年三月末における日本銀行政府預金勘定残高は左のとおり

種別	二十七年三月末現在	二十六年三月末現在	差引増減
当座預金	六一、九〇六 <small>百万円</small>	一一八、八九七 <small>百万円</small>	△ 五六、九九一
一般預金	五七、二一〇	一〇二、七六〇	△ 四五、五四九
資金運用部	四、六九五	一六、一三七	△ 一一、四四一
別口預金	四、一六九	四、四三六	△ 二六七
指定預金	三〇、八九〇	一五、〇一二	一五、八七八
小額紙幣引換準備預金	二五〇	二七八	△ 二七
援助資金預金	二、六五九	五四、七一九	△ 五二、〇六〇
計	九九、八七六	一九三、三四五	△ 九三、四六九

であつて、これを前年同期に比べると、当座預金と援助資金預金の減少及び指定預金の増加が著しい。

当座預金の減少したのは、一般部の外国為替資金において買い入れた外国為替の円貨払が多かつたことと、資金運用部において余裕金を大部分短期証券に運用したことなどに因るものである。

援助資金預金の減少したのは、米国の対日援助打切に伴い米国対日援助物資等処理特別会計からの受入が減少したこと、私企業貸付、日本銀行所有国債の買入等の運用が増加したためである。

指定預金の増加したのは、政府の中小企業金融対策、金融債発行対策、食糧買入代金未払対策等として金融機関への預託のため当座預金から組み替えられたためである。

なお、国庫余裕金の特別会計への繰替使用額は年間二千四百五十億三千四百百万円で、前年度の二千八百三十三

億千八百万円に比べ三百八十二億八千四百万円を減少している。

第二 国有財産

昭和二十六年年度国有財産増減及び現在額総計算書における年度末国有財産現在額は、二千七百六十二億六千二百余万円であつて、前年度末現在額二千七百十六億四千五百余万円に比べ四十六億千六百余万円の増を示している。

右は、年度中における増加額が行政財産において六百十八億四千七百余万円、普通財産において六百十七億八千二百余万円計千二百三十六億三千余万円あり、他方、減少額が行政財産において百二十四億八千七百余万円、普通財産において千六十五億二千六百余万円計千九百九十億千三百余万円あつたためである。

いま、その増減のおもなものを示せば、増において出資による有価証券類四百八十三億五千二百余万円、工作物及び機械器具の新增設三百十三億五千余万円、建物の新築百三億六千七百余万円等があり、減において出資金の回収九百三十億八千五百余万円、土地建物その他の誤び、訂正四十七億九千三百余万円等がある。

しかして、国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)第二十三条の規定により二十七年三月三十一日の現況において国有財産を総合評価した額は八千八百三十四億四千六百余万円であつて、二十六年年度末国有財産現在額の三倍余に当つている。

又、昭和二十六年国固有財産無償貸付状況総計算書における年度末無償貸付額は一億五千六百余万円であつて、前年度末無償貸付額七千余万円に比べ、八千六百余万円の増加を示している。

第三節 政府関係機関その他の団体

昭和二十七年十二月において会計検査院法その他の法律によつて会計の検査を行つてゐるものは、政府関係機関九、銀行及び各種金庫一〇、都道府県その他一二八計一四七である。

二十六年度政府関係機関収入支出決算額の総計は、収入五千九百四十五億二千九百余万円、支出四千四百七十九億七千八百余万円で、差引収入超過千四百六十五億五千余万円である。

第四節 不当事項及び是正事項

第一 概要

本院において、昭和二十六年十二月から二十七年十一月までの間に、国及び政府関係機関等の歳入、歳出等に関する計算書及び証拠書類を検査したものは十七万四千余冊、六千六百余万枚である。会計検査に伴い関係者に対し質問を發したものは一万千余件である。

このようにして検査した結果、ここに不当事項及び是正事項として記載するものを所管別、団体別にあげると

所管又は政府関係機関	租 税	未 収 金	予 算 経 理	工 事 物 件	役 務 補 助 金	不正行為	その他	計
裁 判 所	件	(一)件	件	一件	件	一件	件	(一)三件
総 理 府		一	一	(三)三	二	五	一	(四)四二
法 務 府	一	(一)	八			六	一	(一)〇〇
大 蔵 省	(三〇〇)八			(二)六		一八	二	(三)四〇二
文 部 省			二		四	一		(一)〇八
厚 生 省		(一)三三	一	一	(一)六	二	一	(一)四八
農 林 省		(二)二	五	(四)九	九	五		(三)三六
通 商 産 業 省		二		一	(一)一	一		(一)八
運 輸 省			一	三	三			四六
郵 政 省				一	(一)一	一八		(一)三三
電 気 通 信 省			三	四		三		一四
勞 働 省		(二)八			一	六		(一)三五
建 設 省			一八	四	一			(二)〇六

政府関係機関	租 税	未 収 金	予 算 経 理	工 事 物 件	役 務	補 助 金	不 正 行 為	そ の 他	計
日本専売公社	件	件	件	一件	二件	件	四件	件	一件
日本国有鉄道	(三〇九)	(三)四	一	六	(二)八	(四)六	二	二	(二)七
計	(三〇八)	(四七)	四〇	(六二)七	(一三)三	(二)七	(五〇)〇	七二	四
						(五八)			(一、二)九八
									(四四〇)

備考 (1) 件数は決算検査報告の番号の数による。

(2) 農林、運輸、建設各省所管一般会計のうち総理府に支出を委任した分は総理府に、大蔵省所管米国対日援助見返資金特別会計のうち建設省に支出を委任した分は建設省に含めた。

(3) (一)内の件数は是正事項の件数を内書したものである。

であつて、合計一、一九八件に上り、国民の租税をおもな財源とする国及び政府関係機関の会計においてこのよ
うに不当な経理の多いことは、はなはだしく遺憾にたえないところで、これらは主として法令若しくは予算の輕
視又は責任觀念の低下に因るものと認められる。

右一、一九八件のうち、特に注意を要する事項を概括して記述すると次のとおりである。

第二 収 納 未 済

一般会計の収納未済額は六百三十億二千六百余万円、そのうちおもなものは、租税収入五百五十二億八千百余
万円、公共団体工事費分担金五十億八千二百余万円、公団等整理収入十一億六千百余万円、病院収入四億四千二

百余万円、弁償及返納金二億八千五百余万円、官有財産売却代二億六千七百余万円、官有財産貸付料一億九千四
百余万円、納付金一億二百余万円である。収納未済額の徴収決定済額に対する割合は約六・五%に当り、前年度
の約七・二%に比べやや好転したが、国の財政の現状にかんがみ、その徴収の促進については、なお一段の努力
の要があるものと認められる。

各特別会計の収納未済額は百六十五億千六百余万円、そのおもなものは、食糧管理の食糧売却代六十一億五
百余万円、厚生保険の保険料収入二十九億五千六百余万円、アルコール専売事業の事業収入十億五百余万円、
失業保険の保険料収入八億四千余万円、財産税等収入金の租税及び財産収入八億二千六百余万円、国有林野事業
の業務収入四億五千九百余万円、労働者災害補償保険の保険料収入四億二千余万円であつて、一般会計及び各
特別会計を合計すれば、その収納未済額は七百九十五億四千三百余万円となり、更に、徴収決定をしていないも
のを考慮すれば、事実上の収納未済額はなお多額に上るものと認められる。

徴収決定額の適正でなかつた事例の多いものは、租税を除いては、健康保険、厚生年金保険、船員保険、労働
者災害補償保険及び失業保険の各保険料で、保険料算定の基礎となる賃金について事業主の調査や他の関係機関
との連絡が十分でなかつたため徴収不足をきたしたものである。又、すみやかに徴収処置をとるべきであるのに、
基本となるべき事実調査の不十分、収納に關係ある職員間の事務連絡の不十分などのために徴収決定の遅延して
いる事例や、既往年度に過払や誤払をしたものについて精算や返納の処置がとられていないものがある。これら

の事例については、それぞれ本院の注意により是正されているが、なお一般的に事実調査や部内外の連絡並びに収納の督促等については一層の留意が望ましく。

第三 契約の締結

契約締結の基本となる予定価格の積算に当り、数量、規格の検討、あるいは市場価格、前回の入札価格等の調査が不十分なため、ひいて必要以上に高価な対価を支払い、又は市場価格に比べ低価に売り渡したものが少くな

競争契約においては、予定価格は契約価格を左右するものであるが、その見積において工事材料、人工、運搬費等で算定後に過ぎ論議の余地があると認められるものが相当あり、その見積の適正を期し、執行方法に留意を要するものがある。

又、競争契約の執行に当り、関係業者に入札を周知させる方法に考慮の足りなかつたものがあつたり、履行期限など入札条件について必要以上の制限を附したるものなどもあり、競争契約の本質にかんがみ留意を要するものがある。

契約締結後においても、契約内容が事情の推移により事態に適合しなくなつたため契約更改等の処置をとるべきであるのにそのままとなつていて因に不利益をきたしているものや、相手方の履行が完全に行われな

は、履行の補正、代金の値引その他適宜の処置をとらなければならないのに、実施担当者が適確な検収を怠つたり、契約担当官に対する連絡が十分でなかつたなどのため、契約金額をそのまま支払つてゐる事例が多い。

第四 不急不用又は不経済な経費の使用

計画よろしきを得ず又は調査不十分などのため、不急不用の工事の施行や不経済な物資の輸送、保管をしたり、不急不用の業務用資材その他の物品を購入し、そのため遊休化したり多量の在庫品を翌年度に持ち越したりしている事例が、別項に記載したとおり公共事業や企業の実施部局等に特に多く見受けられる。このような不急不用又は不経済な経費の使用は、いずれも予算の効率的な使用に対する担当者の留意が足りなかつたことに基因するものであつて、予算の執行に当つては計画、調査の万全を期し、経費の節約に努める必要がある。

第五 物品の経理

物品出納簿と現品が符合しなかつたり、物品を帳簿外に保有してこれを使用する事例は事業物品等において特に多く見受けられるが、物品の保管についても保管責任者が明確でなかつたり、保管方法が適切でないため保管物品の品質を低下させたり、又は使用に耐えなくなつてゐるものがありながら、当務者のこれに対する関心が薄かつたり、又、外部からの盗難を被つたり、内部職員によりほしいまゝに領得される事故が発生しながら、責任

の追求又は防止対策が十分に行われていないものがある。

又、在庫品が往々退蔵のままになっていて、活用することができないもの、売渡処分を適当とするものなどの区分整理を励行するなどして、在庫品の効率的運用について考慮を要する事例もある。

物品の経理がとかく粗漏となりがちであるのは、関係法令の不備や現品のは握が必ずしも容易でないことなどに因る面もあるが、一般に物品の取扱は現金に比べ軽視される傾向があり、その経理に関し、特に関係職員に関心を喚起する必要がある。

第六 公共事業費

公共事業費の昭和二十六年年度支出済額は、千二十七億九千三百余万円で、九億五百余万円を翌年度に繰り越し、九千八百余万円を不用額としている。

右支出済額の内訳は、事務費二十八億千余万円、一般公共事業費五百四十一億二千余万円、災害復旧公共事業費三百八十五億七千二百余万円、北海道開発公共事業費七十二億八千九百余万円であつて、事業のおもものは、建設省所管の道路河川改修工事及び災害復旧工事、農林省所管の各種改良工事及び災害復旧工事、運輸省所管の港湾改修工事及び災害復旧工事である。

本事業の実施についてその経理状況をみるに、国の直営工事において架空の経理を行つて資金をねん出し、これを他の経費等に使用した事例については、別項に記載したとおり前年度に比べ相当是正の跡は認められるが、なお総額一億余万円に上つている。

次に、工事の施行状況をみるに、国の工事において工事の監督又はしゅん功検査が不十分なため設計に対し出来高不足をきたしたものの、設計又は施行に当つて、工事箇所状況、施行の方法について調査が不十分なため工事が手もとりとなつたり、工事費の増大をきたしたものの、あるいは施工に際し当初の予定を変更すべき事態を生じてもその手続をとらなかつたものなどのため工事費を徒費する結果となつたものが少くなく、このような事例については、工事の計画、設計に当つては調査の周到を期するとともに工事の施行に当つては監督、検収を厳にし、又、工事施行の時期、請負業者の選定等に留意するなど公共事業費の効果的な使用に努める必要がある。

第七 補助金

国が負担金又は補助金として昭和二十六年年度中に地方公共団体、組合等に交付した金額は、地方財政平衡交付金を除き、一般会計及び特別会計を合わせ総額千三百五十六億三千四百余万円に上つている。

これら補助金等の交付に当り、特に、その対象となる事実の審査、交付時期、交付後の監督及び精算等の諸点において適正を欠いているため、補助金の返納又は減額を要するものなどが後述のとおり総計三億余万円に上つているのは遺憾である。

右のうちでも、特に災害復旧事業費に対する補助については、別項に記載したとおり、農林、運輸及び建設各省所管において、災害を受けた事実の認められないものや、災害復旧とは認められない改良又は維持工事を災害復旧事業として補助金交付の対象とした事例や、原形超過工事を原形復旧工事として処理し、あるいは、設計どおりに施行されていないのに施行されたこととして処理したため、補助金の超過交付となつていたり、事業主体が正当な自己負担をしていない事例など、補助金等の交付及びその処理について適正を欠くものが多い。

特に、災害復旧事業においては、緊急を要するためいわゆる机上査定によるものが多く、このため補助を受ける側の設計が過大となる傾向があり、他面、補助金交付事務に当る国の会計機関に補助を受ける側の都道府県の吏員を充てるのが通例であるため、過大に交付された補助金に対する是正の処置が十分にとられないきらいがある。このような事態に対し、主管省の現状としては、現場について実地に査定を行う余裕に乏しく、又、しゅん功検査についても工事完成後相当期間を経過しなければこれを行うことができない実状にあるので、適切な処置をとるとともに、地方公共団体側に補助金交付事務についての責任を嚴重にさせ、且つ、著しく信義誠実を欠いていると認められるような事務執行の場合には相当嚴重な処置をとることが望ましい。

なお、市町村、組合等の施行した工事については、適正とは認められない処理をして正当な自己負担を避ける傾向等が認められるので、地方監督機関はこれらの事業主体に対する指導監督についてなお留意する必要がある。

第八 架空の名義による支払その他不法の経理

経費予算や前渡資金から架空の名義で支払に立て、これを別途に保有して自由に使用したり、債権者に支払うべき歳出金や歳入として処理すべき収納金等を一時手元に保留し、これを他の経費等に流用するなど事実上合致しない不法の経理を行う事例については、昭和二十三年以降の毎年度決算検査報告にこれを掲記するとともに、関係庁に対してもその根絶を要望してきたのであるが、後述のとおり、なおその跡を断つていない。

従来、工事費から人夫賃や材料購入費名義の支払により資金をねん出し、これを工事請負代金や人件費等他の経費等に使用する事例の最も著しかった地方建設局の工事事務所及び電気通信省施設局建設部においては、本院の重点的検査による多数事例の摘発に対応し、当局においてもその是正と防止に努めたため、相当改善の跡が認められるが、地方建設局の工事事務所においてなおこのような経理をしたものが一八箇所を上り、国税庁及び管下の局署や農林省管下の開拓又は干拓建設事業所等においても多額に及ぶ同種の事例が見受けられる。又、営林局で素材の買受希望者から概算代金を受領し、これを別途に保有して人夫賃、物品購入費等国の経費に流用したり、国立病院において診療収入金を直ちに歳入に払い込まず、別途にこれを保有して工事費、会議費等に流用するなどほしいままな経理を行つたものが、別項に記載したとおり相当件数に上つている。

このような事実上合致しない不法な経理のうちには、必要経費の不足や経理手続が煩わしいことを事由として

第一章 総論 第一節 不正行為の発生と検査

第二章 不正行為の不正行為

第三章 不正行為の不正行為

第四章 不正行為の不正行為

第五章 不正行為の不正行為

第六章 不正行為の不正行為

第七章 不正行為の不正行為

第八章 不正行為の不正行為

第九章 不正行為の不正行為

第十章 不正行為の不正行為

第十一章 不正行為の不正行為

第十二章 不正行為の不正行為

第十三章 不正行為の不正行為

第十四章 不正行為の不正行為

第十五章 不正行為の不正行為

第十六章 不正行為の不正行為

第十七章 不正行為の不正行為

第十八章 不正行為の不正行為

第十九章 不正行為の不正行為

第二十章 不正行為の不正行為

第二十一章 不正行為の不正行為

第二十二章 不正行為の不正行為

第二十三章 不正行為の不正行為

第二十四章 不正行為の不正行為

第二十五章 不正行為の不正行為

第二十六章 不正行為の不正行為

第二十七章 不正行為の不正行為

第二十八章 不正行為の不正行為

第二十九章 不正行為の不正行為

第三十章 不正行為の不正行為

第三十一章 不正行為の不正行為

第三十二章 不正行為の不正行為

第三十三章 不正行為の不正行為

第三十四章 不正行為の不正行為

第三十五章 不正行為の不正行為

第三十六章 不正行為の不正行為

第三十七章 不正行為の不正行為

第三十八章 不正行為の不正行為

第三十九章 不正行為の不正行為

第四十章 不正行為の不正行為

第四十一章 不正行為の不正行為

第四十二章 不正行為の不正行為

第四十三章 不正行為の不正行為

第四十四章 不正行為の不正行為

第四十五章 不正行為の不正行為

第四十六章 不正行為の不正行為

第四十七章 不正行為の不正行為

第四十八章 不正行為の不正行為

第四十九章 不正行為の不正行為

第五十章 不正行為の不正行為

第五十一章 不正行為の不正行為

第五十二章 不正行為の不正行為

第五十三章 不正行為の不正行為

第五十四章 不正行為の不正行為

第五十五章 不正行為の不正行為

第五十六章 不正行為の不正行為

第五十七章 不正行為の不正行為

第五十八章 不正行為の不正行為

第五十九章 不正行為の不正行為

第六十章 不正行為の不正行為

第六十一章 不正行為の不正行為

第六十二章 不正行為の不正行為

第六十三章 不正行為の不正行為

第六十四章 不正行為の不正行為

第六十五章 不正行為の不正行為

第六十六章 不正行為の不正行為

第六十七章 不正行為の不正行為

第六十八章 不正行為の不正行為

第六十九章 不正行為の不正行為

第七十章 不正行為の不正行為

第七十一章 不正行為の不正行為

第七十二章 不正行為の不正行為

第七十三章 不正行為の不正行為

第七十四章 不正行為の不正行為

第七十五章 不正行為の不正行為

第七十六章 不正行為の不正行為

第七十七章 不正行為の不正行為

第七十八章 不正行為の不正行為

第七十九章 不正行為の不正行為

第八十章 不正行為の不正行為

第八十一章 不正行為の不正行為

第八十二章 不正行為の不正行為

第八十三章 不正行為の不正行為

第八十四章 不正行為の不正行為

第八十五章 不正行為の不正行為

第八十六章 不正行為の不正行為

第八十七章 不正行為の不正行為

第八十八章 不正行為の不正行為

第八十九章 不正行為の不正行為

第九十章 不正行為の不正行為

第九十一章 不正行為の不正行為

第九十二章 不正行為の不正行為

第九十三章 不正行為の不正行為

第九十四章 不正行為の不正行為

第九十五章 不正行為の不正行為

第九十六章 不正行為の不正行為

第九十七章 不正行為の不正行為

第九十八章 不正行為の不正行為

第九十九章 不正行為の不正行為

第一百章 不正行為の不正行為

第二章 国の会計

第一節 決算の検査確認

第一 一般会計

歳	入	出	決算額	同士のうち未確認額
八九五、四八二、七七二、九三九、九三				四二五、二二九、八三二
七四九、八三七、八九八、五九四、八七				二、八〇九、八八〇、〇〇九

右決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

区分	歳	円入	円出
前金払の精算未了 概算払の精算未了 質問に対する回答未済 証明済調査中 回答済調査中 犯罪に關し調査中	五三、八四八、二一五		
	三六四、七一五、五二一		
	二、五〇九、六七八		
	四、一五六、四一八		
	四二五、二二九、八三二		
		五六七、四八四、九七四	
		一八二、三九二、八八一	
		六五七、五五〇、二七七	
		一、二七〇、八八四、二五六	
		九八、四七八、二六五	

であり、その款項の金額は附表第一のとおりである。

第二章 国の会計 第一節 決算の検査確認 第二 特別会計

一一〇

なお、元臨時軍事費特別会計所属の歳入金三、一〇二、三八一円七九は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省關係諸命令の措置に關する法律(昭和二十七年法律第四十三号)の規定により、すえ置整理分として別途に整理されており、これについても検査確認した。

第二特別会計

所管及び会計名	決算		同上的うち未確認額
	入	出	
総 理 府	一九七、五三〇、七六二	五八六、八八三、五三〇	
外国為替資金	三三、九七五、三六二	三三、九七五、三六二	
解散団体財産収入金	二八七、五八九、一六五	二八七、五八九、一六五	
大 蔵 省	三、九九五、三二二	三、九六八、九一八	
造 幣 庁	一六五、三五五、一〇五	一六五、三五五、一〇五	
印 刷 庁	一九五、〇六六、九八三	一九五、〇六六、九八三	
資金運用部	四、五四三、九〇三	四、三三六、三三七	
国債整理基金	三、四八四、二二二	三、四八四、二二二	
貴 金 属	一四六、八〇五、六二二	一四六、八〇五、六二二	
財産税等収入金	二、七〇四、九三〇	二、七〇四、九三〇	
米国対日援助見返資	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
厚 生 省	一、八五八、二五九	一、八五八、二五九	
厚生 保 險	一、八五八、二五九	一、八五八、二五九	

健康 勘定	二、八〇七、四七七	二、〇七七、九〇五	一五、一七〇、八七四
年金 勘定	一七六、七三六	二、六三四、六五三	一九八、三二八
業務 勘定	二、三五四、五七〇	二、〇九四、〇二二	五二、四一九
船員 保険	二、二六四、二九三	一、七〇〇、八八八	二七、七九四
国立 病院	五、一七四、一三六	四、八八九、〇五八	二、〇九三、八〇〇
農 林 省	五、九八五、七九〇	五、九二九、七六六	二、〇九三、八〇〇
食糧 管理	二、五〇〇、〇〇〇	二、〇七七、〇〇〇	二、〇七七、〇〇〇
農業 勘定	七、七四四、九三三	六、八八九、〇二八	二、〇九三、八〇〇
家畜 勘定	一、〇三三、八五四	九、九七、八三三	九、九七、八三三
業務 勘定	二、五二二、九九〇	二、四一四、〇一六	二、四一四、〇一六
森林火災 保険	一、五五七、九三三	一、五五七、九三三	一、五五七、九三三
漁船 再 保 險	四、〇〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇
自作農創設特別措置	一、五三七、九三三	一、二三六、七五三	一、二三六、七五三
開拓者資金 融通	一、七〇二、四〇八	一、六五九、九三三	一、六五九、九三三
農林漁業資金 融通	二、一四七、一八三	二、一〇九、七五五	二、一〇九、七五五
国有 林野 事業	二、七二〇、九六六	二、〇一四、九四九	二、〇一四、九四九
国 営 競 馬	八、七五八、二七五	八、五七八、二六八	八、五七八、二六八
投票券 勘定	二、〇九〇、六二七	二、〇九〇、六二七	二、〇九〇、六二七
業務 勘定	三、〇三二、六八八	四、六〇九、八六六	四、六〇九、八六六
糸 価 安 定	三、三五五、七七二	三、四六二、四四七	三、四六二、四四七
通商 産業 省	三、三五五、七七二	三、四六二、四四七	三、四六二、四四七
アルコール専売事業	三、三五五、七七二	三、四六二、四四七	三、四六二、四四七

第二章 国の会計 第一節 決算の検査確認 第二 特別会計

一一一

第二章 国の会計 第一節 決算の検査確認 第二 特別会計

所管及び会計名	決算額		同上のうち未確認額
	歳入	歳出	
米国対日援助物資等処理	五七五〇、四四四、四三・五	五、四二八、八五七、〇二七	四八七、七三三、二九四
輸出信用保険	二、一五〇、八八九、三三・〇〇	二、八三三、二八五、九〇〇	
特別鉱害復旧	七五、六六六、五三・〇〇	六九九、七七、四八二・〇〇	
中小企業信用保険	一、五七九、五七六、六七・〇〇	五、四七六、四九二・〇〇	
緊要物資輸入基金	八、七六七、〇七・七	七、八七四、二六七・〇〇	
郵政事業	六七、九五九、九五二、〇〇・八二	六六、七九七、七〇〇・二二〇	
郵便貯金	二、七二二、〇七〇、九六・五	二、七二二、〇七〇、九六・五	
簡易生命保険及郵便年金	四、五九〇、五七二、二二・三	一九、〇一一、〇三三、四一・〇	
年金勘定	八三二、八七三、六七・九二	二、六七五、五五、九八・四一	
電気通信事業	八、〇〇〇、九〇一、二八・六四	七、七六三、九四四、九一・四八	七、三〇三、八五二
労働者災害補償保険	一三、一八〇、九五三、八五・三六	一一、六九二、二九一、四六・三三	三七、六八七、九六二
失業保険	三三、一六五、五九五、一九・三二	一四、三三三、七六七、八八・九〇	一、八〇〇、〇〇〇
計	一、四〇〇、〇八三、〇〇五、四九・六三	一、二七五、〇六八、〇九八、二七・八	六六、四〇五、一八八

右各特別会計決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

所管	会計名	事由	歳入	歳出	金額
大蔵省	印刷庁	概算払の精算未了	歳入	歳出	一四、六五〇、〇〇〇
	財産税等収入金	質問に対する回答未済	歳入	歳出	一〇、〇〇〇
	米国対日援助見返資金	証明済調査中	歳入	歳出	一六、二四〇、五〇〇
厚生省	厚生保険	犯罪に關し調査中	歳入	歳入	一五、一七〇、八七四
	健康勘定	犯罪に關し調査中	歳入	歳入	一九、八二三、八九一
	年金勘定	犯罪に關し調査中	歳入	歳入	五一、四一九
	業務勘定	証明済調査中	歳入	歳出	一七二、七九九、五七二
	国立病院	証明済調査中	歳入	歳出	一一〇、〇七三、八〇〇
	アルコール専売事業	回答済調査中	歳入	歳入	八一、五〇〇、〇〇〇
	アルコール専売事業	回答済調査中	歳入	歳入	四、七一六、二五〇
通商産業省	米国対日援助物資等処理	質問に対する回答未済	歳入	歳出	五三〇、二四一
	特別鉱害復旧	前金払の精算未了	歳入	歳出	四八七、七〇三、二九四
郵政省	郵便事業	回答済調査中	歳入	歳出	一、五〇七、二〇三
	電気通信事業	回答済調査中	歳入	歳出	二六四、四二八、三七九
	労働者災害補償保険	回答済調査中	歳入	歳出	六七二、八九七、六一五
	失業保険	犯罪に關し調査中	歳入	歳出	一二、六八三、六五八
労働省	労働者災害補償保険	証明済調査中	歳入	歳出	七、三〇三、八五二
	失業保険	証明済調査中	歳入	歳出	一、〇九一、六四三
	犯罪に關し調査中	証明済調査中	歳入	歳出	三七、六八七、九六二
	犯罪に關し調査中	証明済調査中	歳入	歳出	一二五、六〇八
	犯罪に關し調査中	証明済調査中	歳入	歳出	一、八〇〇、〇〇〇

であり、その款項の金額は附表第二のとおりである。

第三 昭和二十五年以前未確認額の検査確認

昭和二十五年以前未確認額の検査確認 昭和二十五年以前未確認額の検査確認で、なお検査確認するに至らないものは、附表第三及び第四のとおり合計五六六、〇九六、一六三円であるが、その他のものはこれを検査確認した。

第二節 決算額と日本銀行証明額との対照

第一 一般会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において左の不都合がある。

歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差減
八九五、四八二、七七二、九三九・九三	八九五、四六二、四七七、八三五・四六	二〇、二九五、一〇四・四七
右は		二二二、六三二、二八四・二六
出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの		一八、六七七・〇〇
一般会計歳入を国有林野事業特別会計歳入として誤納したもの		
があつたため、日本銀行証明額は決算額に対し二三、六四九、九六一円二六減となつていますが、他方		

二十七年歳入を二十六年歳入として誤納したもの
元臨時軍事費特別会計所属の歳入金を二十六年歳入として払い込んだもの
二五二、四七五・〇〇
三、一〇二、三八一・七九

があつたため、日本銀行証明額は決算額に対し三、三五四、八五六円七九増となつているので、差引前記のとおり
二〇、二九五、一〇四円四七の差減を生じたものである。

第二 特別会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、左の不都合がある。

所管及び会計名	歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増△減	事	由
厚生省	五、一七四、一三六、二二三・一五	五、一四四、一〇一、八二五・一五	△ 三三、〇三六・〇〇	出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの	
国立病院					
農林省					
国有林野事業	二七、一〇九、六六六、三五一・六	二七、一〇六、三五四、〇二二・六	△ 三、三二一、七四九・〇〇	出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの 一般会計歳入を本特別会計歳入として誤納したもの	△ 三、三二一、七四九・〇〇 一八、六七七・〇〇
通商産業省					
米国対日援助物資等処理	五、七五〇、四四四、四三三・三五	五、七四四、〇五六、六七二・三五	△ 五、九八五、七七五・〇〇	二十六年歳入を二十五年歳入として誤納したものを二十六年歳入に更正すべきところ歳入外として処理したもの 二十七年歳入を二十六年歳入として誤納したもの	△ 五、九八五、七七五・〇〇 一〇、〇〇〇・〇〇

所管及び会計名	歳入決算額	日本銀行証明額	決算額に対する日本銀行証明額の差増△減	事由
労働省	三三、五九、五九三	三三、六六、二八六	三、〇二、七九六	前年度において出納閉鎖期までに払込未済であつたものを二十六年度において払い込んだものを三六、八八、〇〇〇 出納閉鎖期までに日本銀行に払込未済のもの △四九、〇〇〇
失業保険				

なお、郵政事業、電気通信事業両特別会計では、他の会計と異なり、その歳入歳出を日本銀行において歳入又は歳出として取り扱わないものがあるため、決算額と日本銀行証明額とは符合していない。

第三節 予備費の支出に対する国会の承諾

昭和二十六、二十七年年度における予備費使用決定額で、まだ国会の承諾を得る手続をとっていないものは左のとおりである。

一、二十六年年度分

(1) 一般会計	使用決定額	所管	使用決定額
所管	千円	所管	千円
法務省	一一、三〇二	運輸省	四二、四二四
文部省	三〇、〇〇〇	計	八五、七五三
農林省	二、〇二七		

(2) 特別会計

所管	使用決定額	所管	使用決定額
千円	千円	千円	千円
総理府 外国為替資金	四六、〇四五	農林省 農業共済再保険	一、八二五、〇〇〇
大蔵省 造幣庁	一四、〇八〇	農林省 農業勘定	一一三、八六五
資金運用部	一、〇〇〇	漁船再保険	一〇〇、二三四
財産税等収入金	一〇、〇〇〇	国有林野事業	五〇、〇〇〇
厚生省 厚生保険	一、〇八九、八一五	簡易生命保険及郵便年金	一二九、〇八八
健康勘定	八五、〇六五	電気通信省 電気通信事業	三五〇、〇〇〇
年金勘定	五七、八一二	労働省 労働者災害補償保険	三、八八二、〇〇四
船員保険		計	

二、二十七年年度分(二十七年十二月二十六日まで)

(1) 一般会計

所管	使用決定額	所管	使用決定額
千円	千円	千円	千円
皇室費	七、〇〇〇	農林省	一五八、六一五
裁判所	七七、四〇八	通商省	五、〇八四
総務府	三二五、一八六	運輸省	四九、二七八
法務省	二二四、一九一	郵政省	二、七四七
外務省	三四、〇九〇	労働省	四、一八九
文部省	四九三、九一九	建設省	二〇三、二二六
厚生省	一二六、八七二	計	一、七一一、八〇五

(2) 特別会計

所管名	使用決定額	所管名	使用決定額
農林省 漁船再保険	二九、七二一 <small>千円</small>	電気通信省 電気通信事業	四〇五、〇九三 <small>千円</small>
特殊保険勘定	一一九、四三七	労働省 失業保険	五〇〇、〇〇〇
国有林野事業	一、一〇九、二〇四		
通商産業省 米国対日援助物資等処理	五四、九五三		

第四節 各所管別の不当事項及び是正事項

第一 裁判所

不当事項

(一) 一般会計

工 事

(一) 工事費の積算当を得ないもの

(部)裁判所費 (款)裁判所 (項)裁判所管繕工事費

最高裁判所で、昭和二十六年五月、鹿島建設株式会社大阪支店に随意契約で請け負わせた大阪家庭裁判所庁

舎新営第五期工事の代金として五〇、二四三、〇〇〇円を支出したものがあつた。

右工事は、鉄骨鉄筋造地下二階地上六階延四、一五九坪の庁舎建設工事のうち既設基礎の上に鉄骨第一継手までの建方及び鉸鉸並びに鉄骨外面の、ろ、引等を施行するもので、その予定価格算定に当り本件工事費査定の基本となる鉄材所要量を定尺物によつて素材重量を四七七屯九五と算出し、成品重量はその約九四%と見込み四四八屯七五と計算し、請負業者の見積もほぼ同様となつてゐるが、成品重量を図面により精査するときは、当局者の計算によつても約三百七十屯となり、スクラップ減六・五%と見込み素材重量は約三百九十四屯で足り、約八十三屯を多量に見込んだものと認められ、又、その屯当り単価は当時の市場相場に比べ大差のないものであり、諸経費率一六%も裁判所で契約してゐる他の新営工事に比べ低率と認められない。

いま、本院において図面により精査した前記鉄材量により当局の予定価格の積算方法に準じ工事費を計算すれば約四千二百万円となり、これに比べ本件契約価額は約七百万円高価となるものである。現に、鹿島建設株式会社大阪支店は、この工事を、所要鉄材は素材で三九〇屯、成品で三七一屯その価格は八幡製鉄株式会社の建値によるものとして日立造船株式会社に下請施行させてゐる。

右の外、二十七年二月、鹿島建設株式会社大阪支店に随意契約で請け負わせた第六期工事の代金として一七、五〇四、〇〇〇円を支出したものについても、前記同様予定価格の積算に当り鉄材所要量を二〇五屯と計算してゐるが、図面により算定すれば約百七十五屯で足り約三十屯を多量に見込んでゐる。

不正行為

(二) 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの

東京、札幌両地方裁判所で、昭和二十五年八月から二十六年六月までの間に、関係職員により訴状にちよう付してあつた未消印の収入印紙、領置金等をほしいままに領得されたものが四一五、三五四円(外に金塊等一七三瓦八等)(うち二十七年十月末現在補てんされた額一一一、二九四円)ある。

是正させた事項

未収金

(三) 没取金等の処理を遅延していたもの

(一般会計) (部)雑収入 (款)雑収入 (項)懲罰及没取金

東京地方裁判所で、昭和二十四年度から二十六年までの間に没取となつた保釈保証金二六三、〇〇〇円を、二十七年十月本院会計実地検査時まで歳入に納付することなく保管しているものがあつたので注意したところ、十一月歳入に納付した。

右の外、横浜地方裁判所で、八年度から二十三年度までの間に押収した領置金五二三件五二九、九九八円を長期にわたるり保管しているものがあつたので、国に帰属すべきものについては歳入に納付の手続をとるよう注意したところ、二十七年十月横浜地方検察庁に引き継いだので、同検察庁においては内容を調査の上その処理をすることとなつた。

第二 総 理 府

警察予備隊

警察予備隊における物品の調達業務についてみるに、警察予備隊創設当初に比べ機構も整備し、経理も自主的に運営されるに至り、改善の跡が認められるが、なお不急品や不良品を購入したり、又、納品についての検収状況の連絡が不十分であつたため過払を生じたものなどが別項に記載したとおり六件ある。

北海道開発局

北海道における農林、運輸、建設各省の直轄工事は、従来公共団体である北海道庁の各土木現業所等に委任し施行してきたところ、昭和二十六年七月、北海道開発局が設置され、その管下各開発建設部等において施行する

こととなつたが、本院においては、新機構の下における経理の運営、工事の施行が順調に行われているかにつき特に留意して管下の全開発建設部及び石狩川治水事務所の実地検査を施行したところ、経理の著しく不当なもの、工事の施行が不良なもの及び營繕工事の代金支払が不当なものが別項に記載したとおり一九件ある。

不当事項

(一) 一般会計

工 事 (四) (二〇)

(四) 北海道における直轄工事の施行に当り処置当を得ないもの

(農林省) (部) 公共事業費 (款) 北海道開発公共事業費 (項) 土地改良事業費 外一科目
(運輸省) (部) 公共事業費 (款) 災害復旧公共事業費 (項) 港湾災害復旧事業費
(建設省) (部) 公共事業費 (款) 北海道開発公共事業費 (項) 河川事業費 外二科目
北海道開発局並びに同局札幌外六開発建設部及び石狩川治水事務所で、昭和二十六年に施行した河川、道路の改修、災害復旧等の工事のうち、鉄線蛇籠等の施工が粗漏のため手直しを要するもの、工事の監督及び検収不十分のため工事の出来高が不足しているのに設計どおり完成したものととして請負代金の全額を支払つたもの、

経理処置について架空の人夫賃の名義により支払に立てて工事請負代に使用したものなどが次のとおりあり、いずれも直轄工事の施行に当り処置当を得ない。

(一)	工 事 の 施 行 粗 漏 の た め 手 直 し を 要 す る も の	庁 名	工 事 名	工 事 費	手 直 し 所 要 額	摘 要
(四)		北海道開発局	留萌市留萌川上流右岸 護岸災害復旧(直営)	一、六五九、九三一円	一九三、四三一円	鉄線蛇籠二九二本及び栗石張法覆工七三〇平米をもつて護岸延長一四六米を復旧したものであるが、工事の施行が粗漏であつたため一部の蛇籠が陥没し、又、法覆工の栗石二五%切込砂利八〇%が脱落している。
(五)		同	留萌市留萌川下流右岸 護岸災害復旧(同)	一、〇八二、六〇五	一三八、三七〇	鉄線蛇籠二一七本及び栗石張法覆工五四二平米をもつて護岸延長一〇八米を復旧したものであるが、工事の施行が粗漏であつたため一部の蛇籠が陥没し、又、法覆工の栗石二五%切込砂利八〇%が脱落している。
(六)		同	河西郡芽室町十勝川左 岸護岸災害復旧(請負)	三、九七二、〇〇〇	六四五、五一九	鉄線蛇籠三六〇本、木工沈床及び方形牛水制五個をもつて護岸延長二〇〇米を復旧したものであるが、鉄線蛇籠の詰りが設計では径一五厘以上となつて混入している。約九〇%混入している。
(七)		同	札幌市江別町石狩川左 岸護岸新設(同)	一一、一八〇、〇〇〇	四〇二、二四七	鉄線蛇籠九〇〇本をもつて護岸延長四五〇米を改修したものであるが、そのすべ付工が粗漏であつたため蛇籠の不陸はなだしく一部は河中にすべり落ち、又、法覆詰砂利二三四立米が不足している。

当該年度内に完成しなかつたばかりでなく、二十五年工事の未完成部分は二十六年中も全くこれを実施することなく、二十七年五月本院会計実地検査当時なお未完成で、二十七年三月末における未完成額は二十五年度分三三五、一八九円、二十六年度分七七一、五三三円になつており、二十五年工事未完成分に対する引当金として二十六年四月請負人から受け入れた一八〇、〇〇〇円及び二十六年工事に対する最終支出額一、二二三、一三〇円を保管していた状況である。しかして、右残工事については、請負人が工事施行の能力を失うに至つたため、これを株式会社中山組に一、五四七、〇〇〇円をもつて施行させることとし、前記保管金合計額一、四〇三、一三〇円との不足額を補てんするためブルドーザー二台を無償貸付している。

(一八) 北海道開発局石狩川治水事務所で、昭和二十六年六月、幾春別川桂沢ダム工事に用索道工事を日本機械貿易株式会社に四三、七二六、七二九円で請け負わせ、同年十一月工事が完成したこととして十二月までに請負代金の全額を支出しているが、二十七年五月本院会計実地検査の際の調査によると、右工事における新設道路上保装置二基のうち一基その工事費三二二、八七二円は施行していなかつたので注意したところ、九月完成した旨の回答があつた。

(一九) 警察予備隊營繕工事費の支払に当り処置当を得ないもの

(二〇)

(部)司法及警察費 (款)警察予備隊費 (項)警察予備隊費

北海道開発局で、警察予備隊營繕工事を施行するに当り、設計変更による増加工事費の積算が高きに過ぎた

もの及び工事内容が設計と異なつたため工事費を減額させる必要があるのにそのままとしていたものが次のとおりある。

(一九) 北海道開発局で、昭和二十六年三月岩田建設株式会社に請け負わせた警察予備隊第二管区総監部第五回建築工事の代金として三七、八〇七、一九二円(うち二十七年分一、一四七、一九二円)を支出しているが、右工事の請負代金は、当初二八、〇〇〇、〇〇〇円であつたものをその後設計変更により四回にわたり金額の増減をし、結局三七、八〇七、一九二円としたもので、そのうち、**だん房**ピット及び道路ほ装工事等の第二回設計変更による増額分一〇、六二六、〇五〇円の内訳を調査すると、**(イ)**根切り残土一、二五一立坪の構外搬出費一、八七七、五五〇円のうち、構外に搬出を要する土量は九二〇立坪その搬出費一、三八〇、二四〇円で、構内の道路ほ装工事等に使用した三三二立坪は搬出を要しないのにその搬出費四九七、三二〇円を過大に計上してあり、**(ロ)**栗石地形四八五立坪その工事費二、一六〇、五〇八円を計上しているが、そのうち目潰砂利二四三立坪価額八三〇、七五八円は、実際の所要量は一四五立坪価額六一一、四九〇円であつて、九七立坪は使用する必要もなく、又、現に使用していないのに、その代価二二九、二六八円を過大に計上してあり、**(ハ)**更に、右目潰砂利の実際所要量一四五立坪の大部分は、前記根切り残土から現場採取することが可能であり、現に、九五立坪は現場採取の上使用しているのに、全部購入材料を持込使用するものとしてその代価六一一、四九〇円を要することとしているため一九一、四八〇円が高価となつていゝる。

いま仮に、右の事情を考慮して積算したとすれば、諸経費相当額一〇八、九六六円を合わせ一、〇一七、〇二四円を節減することができたものである。

(二〇) 北海道開発局で、昭和二十六年九月警察予備隊遠軽地区施設工事施行に伴う移築工事として施行した北海道農業試験場建築工事を株式会社田中組に請け負わせ、その代金として一三、四八五、九一二円を支出しているが、右のうち第二常夫舎外四棟及び共同浴場一棟の屋根面積計二五一坪のふき替は、いずれも請負人持ちの亜鉛鍍鉄板で施行する設計により設計どおり施行されたこととしてその支払分は四七七、八五〇円となつていゝるものである。しかし、実際には使用材料のうち屋根一九七坪に対する亜鉛鍍鉄板等を官給したもので、右官給材料相当額三八〇、七二四円を減額させる必要があると認め注意したところ、二十七年十月までにうち一九〇、三六二円を回収した。

物 件 (二二)―(二五)

(二二) 多量の不急品等を購入したもの

(部)司法及警察費 (款)警察予備隊費 (項)警察予備隊費
警察予備隊総隊総監部で、昭和二十六年中に、多量の在庫品があつたり又は差当り使用の見込のないの物品を購入するなど当を得ないと認められるものが次のとおりある。

- (1) 二十六年八月、合名会社平野器械店から身体検査用として脱脂綿五〇〇瓦入八二五包を三六三、〇〇〇円で購入しているが、右契約当時立川補給廠には五〇〇瓦入九、七九六包、五〇瓦入二三二、九三五包のきわめて多量のものがある。特に本件脱脂綿を購入する必要はなかつたものである。
- (2) 同年十一月から二十七年三月までの間に、株式会社小林メデイカルサプライ外一四名から一般病院用として手術用器械、歯科用器械器具等を二四、七八六、一三一円(うち二十七年中において支払つた分二、九〇七、三八七円)で購入しているが、警察予備隊にはこれを使用する病院の施設も要員も整備されるに至つていないのであるから、二十六年中に急ぎ購入する必要はなかつたもので、現に、本品の大部分はこん包のまま立川補給廠に在庫となつていゝる。

(二三) 石炭の購入代金の支払に当り処置当を得ないもの

(部)司法及警察費 (款)警察予備隊費 (項)警察予備隊費
警察予備隊総隊総監部で、昭和二十六年九月九州石炭株式会社から熊本駐とん部隊納めとして購入した石炭二八五屯(塊炭七五屯、粉炭二一〇屯)の代金として一、六六八、七五〇円を支出したものである。右石炭の購入契約においては、保証カロリを五、五〇〇カロリとし、不足分に対しては代金を減額することとなつていたものであるが、前記部隊において実際に納入されたものにつきカロリ検査を行つた結果

は、塊炭については四四〇カロリー、粉炭については九三五カロリーの不足分があつたのに、この事実を部隊から同総監部に連絡しなかつたため、同総監部では代金減額の処置をとらず、代金の全額を支払つたため、結局六三八、五五〇円が過払となつてゐる。

右の外、美幌外三駐とん部隊納めの一、一五二屯についても、同様カロリー検査の結果、保証カロリーに満たない事実があつたのに、部隊から同総監部に連絡しないものがあつたり、又、同総監部で連絡を受けながらその取扱が粗漏であつたものがあるなどのため、代金減額の処置をすべきもの一九〇、五七六円がそのまま支払われていたので注意したところ、この分については回収することとした。

(二三) 不適当又は高価な物品を購入したもの

(二四) (部)司法及警察費 (款)警察予備隊費 (項)警察予備隊費

(二三) 警察予備隊総隊総監部で、昭和二十六年三月、株式会社吉田製作所外一会社からウォーターかん(五ガロン入)六、六八四個を単価一、五〇〇円又は一、五五〇円総額一〇、三二六、〇〇〇円で購入したものがあつた。

右は、飲料水容器として使用するため薄鋼板を主材料とする製品を見本注文したもので、これに関する正規の仕様書はないが、もともと内部のさび止めについてはその使用の目的上適切な処置を要するものであるのに、低価に購入することを主眼としたため耐水性に乏しい塗料を使用し、且つ、内部鉄素面の塗装前の処理が不十分であつたものを購入したものである。したがつて、その配付を受けた各地の駐とん部隊で使用中心、さび

の発生がはなはだしく到底使用を継続することができなくなつたので、全数量を各部隊から回収し、二十七年度において改めて一罐当り七五〇円程度総経費約五百万円で内部さび止めの再加工をするのやむなきに至つた状況である。

いま、当初から適格品を購入したとすれば二、〇〇〇円程度で購入することができたものと認められるのに、粗悪品を購入したため、前記再加工費を要することとなり、これを本件購入価格に加算すると一罐当り二、二五〇円又は二、三〇〇円程度となり、結局一罐当り二五〇円又は三〇〇円程度、総額において約二百万円高価となつたものである。

(二四) 警察予備隊宇治駐とん部隊で、昭和二十七年三月、沼崎某外二名から松板三、六〇〇坪、松角五七石を一、五三四、一二〇円で購入したものがあつた。

右は、こん包用として購入したものであるが、いずれも二間物を納入するものとして価格を決定し契約したものであるのに、松板三、三三〇坪及び松角全部は一間物でも使用目的に支障をきたさないとして納入を容認しているが、当初から一間物として契約すれば一割五分程度を有利に購入することができたものである。

(二五) 主要食糧の購入に当り処置当を得ないもの

(部)司法及警察費 (款)警察予備隊費 (項)警察予備隊費

警察予備隊豊川駐とん部隊外九箇所^(註)で、昭和二十六年六月二十五日から二十七年八月までの間に、精米二、

二三〇、二二二疋、精麦七〇三、五九五疋を購入し、一五八、四七〇、三八四円(うち二十七年度分五〇、六〇一、〇四七円)を支払つたものがある。

(二五) 右購入価格については、物価庁告示により地域別卸売価格が定められているのに、地域別適用を誤つたため八九九、一四一円(うち二十七年度分二六七、八一三元)高価に當つていたので注意したところ、うち四七五、三二〇円については売渡人が返納した。

(註) 第二管区總監部、勝田、習志野、豊川、恵庭、遠軽、美幌、宇治、姫路、鹿屋各駐とん部隊

補助金

(二六) 地方財政平衡交付金の交付が均衡を欠いたと認められるもの

(部) 地方財政費 (款) 地方財政平衡交付金 (項) 地方財政平衡交付金

地方財政委員会で、昭和二十六年地方財政平衡交付金のうち普通交付金として交付したものは、四四道府県分七五、七〇九、一〇八、〇〇〇円、九、五八七市町村分三二、二九五、二八四、〇〇〇円計一〇八、〇〇四、三九二、〇〇〇円である。

右交付金は、各地方団体における二十六年度分の基準財政需要額及び基準財政収入額に二十五年度分の誤りをそれぞれ加除し、その結果基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額を交付基準額とし、これをもとにして各地方団体に予算額をあん分して交付したものであるが、本院会計検査の結果によれば、前記四四道府県のうち、二十六年度分交付基準額の算定に用いた数値の算定方法及び計算の誤りなどにより、交付基準額が過大

に計上されているもの二〇県分一七三、二二六、〇〇〇円、過少に計上されているもの一六県分一一二、一八一、〇〇〇円であつて、その内訳は左のとおりである。

不 県	過大に計上され た交付基準額	過少に計上され た交付基準額	千 円	千 円
青 森	一五一	一三、一五一	千円	千円
岩 手		二二、一七三		
宮 城		二、五一三		
秋 田		一、五八三		
山 形		二三四		
栃 木	三五、一七八			
群 馬		一、一九七		
埼 玉	一、〇四七			
千 葉	五、六〇九			
神 奈 川		五七九		
新 潟	四、八七〇			
富 山	二、九〇二			
石 川		二六、二六六		
福 井	一一、六三一			
山 梨		四一六		
長 野	四、一二三			
岐 阜		二〇、八五七		
愛 知	四、五一四			
三 重		一七三、二二六		
計		一一二、一八一		
滋 賀		五、三四三	千円	千円
兵 庫		七八、〇七六		
奈 良		一、八一		
和 歌 山		一、四四七		
鳥 取		一、四四七		
島 根		一、四四七		
鳥 山		一、四四七		
岡 山		一、四四七		
廣 島		一、四四七		
山 口		三〇		
徳 島		一、九四七		
愛 媛		六、七三九		
高 知		五四二		
福 岡		六、七八八		
佐 賀		三四四		
長 崎		一七三、二二六		
大 分		一一二、一八一		
宮 崎				

又、二十六年度市町村分について、本院の会計実地検査を施行した四六市町村についても、交付基準額の算定に過不足を生じているものが四五市町村に及び、交付基準額が過大に計上されているもの二八市町村分三〇、九三二、〇〇〇円、過少に計上されているもの一七市町村分五、五二七、〇〇〇円ある。

このように、各地方団体の大部分が交付基準額の計算を誤り、ひいては交付額に不均衡を生じているのは、

(1) 基準財政収入額において、地方税の課税の基礎となつた数値の算定期日を誤認し、又は算定の基礎に用いた数値は正当に計算されていても、これに補正係数を乗じ、更に単位額を乗じて税目ごとの基準税額を算出するまでの過程において計算誤りをしたこと、

(2) 基準財政需要額において、経費の種類別に測定単位の数値を算出する際、正規に定められた台帳が不整備のため、適正数値の算出を誤り、又は地方団体内部における相互の連絡不十分のため算出資料に対する検討を欠如していること

(3) 県が、市町村に対する数値の算定方法の指示を誤り、又は市町村から提出された資料に対する県の審査が不十分であること

などに基くものである。これらは算定規則の適用に複雑な事情があるとはいへ、規則解釈の不徹底、算出資料の調査不十分など地方財政平衡交付金制度の運用に未熟なものがあつたことに因るものと思料される。

不正行為

(二七) 職員の不行為に因り国に損害を与えたもの

警察予備隊福知山駐とん部隊及び北海道開発局札幌開発建設部で、昭和二十五年十一月から二十七年五月までの間に、関係職員により前渡資金、歳入歳出外現金等をほしきままに領得されたものが二、九四一、一〇三円(うち二十七年十月末現在補てんされた額八六九、一三九円)あるが、そのうち、北海道開発局札幌開発建設部で、二十五年十一月から二十七年五月までの間に、関係職員により前渡資金、歳入歳出外現金をほしきままに領得されたものが二、六一六、五二一円(うち二十七年十月末現在補てんされた額八三七、〇〇〇円)ある。

是正させた事項

工 事

(二八) 工事の施行が設計と異なつたため工事費の減額を要するもの

(一) 一般会計 (部) 司法及警察費 (款) 警察予備隊費 (項) 警察予備隊費
北海道開発局で、昭和二十六年十月鹿島建設株式会社に請け負わせた警察予備隊第二管区恵庭地区第六回建築工事の代金として二、九九五、〇〇〇円を支出したものがあつた。

右工事のうち、排水管新設工事延長二〇二間は、コンクリート管各種六〇六本(うち一尺もの三〇〇本官給)を使用する設計により設計どおり施行されたこととしてその支払分は四八七、二〇〇円となつてゐるが、実際は設計より小径のものを多数使用している外、大径のものを多く官給に変更したため、その工事費は三三四、九七八円で足り、一五二、二二二円を減額させる必要があると認め注意したところ、二十七年十月同額を回収した。

物 件

(二九) 物品の購入に当り検収当を得ないもの

(一般会計) (部)司法及警察費 (款)警察予備隊費 (項)警察予備隊費

警察予備隊総隊総監部で、昭和二十六年三月、萬歳自動車株式会社から自動車整備用工具四〇組を二、九一二、四〇〇円で購入したものである。

本件工具は、トーインゲージ一個(単価二、九〇〇円)及びターニンググラヂアスゲージ二個(二個を合わせた単価一三、七〇〇円)とその他一六品種の工具とを合わせて一組としたものであるが、二十七年五月本院会計実地検査の際の調査によると、右のうち、トーインゲージ及びターニンググラヂアスゲージに不良品があつたのにそのまま検収していたので注意したところ、納入者負担で前者五個、後者五四個を修理させた。

(終戦処理関係の分)

終戦処理関係経費の経理についてみるに、連年同種の調達要求が繰り返されるものが多く、これらについてはおおむね軌道化した状況で、特に労務及び役務の提供について改善の跡が認められるが、物品の調達については、契約規格と相違するものの納入に対し処置当を得なかつたもの、購入価額が高きに失したもののなどの事例が別項に記載したとおり三件あり、工事についても、本年度はその大部分が小建設工事と維持修理工事であるが、工事の監督者と契約の担当者と連絡が不十分であつたり、設計が適当でなかつたなどのため支払額が適正を欠いたなどの事例が別項に記載したとおり四件ある。

不 当 事 項

(一) 一般会計)

未 収 金

(三〇) 特別調達資金に対する管理費等の請求をしていないもの

北海道外八都県で、昭和二十六年途中で、日本政府とアメリカ合衆国政府との労務提供契約に基き提供した労務者につき管理費等を請求していないものが、左のとおり二、三五一一人分計八、〇五三、〇五八円ある。

右労務提供契約は、二十六年七月に締結され、これによれば、労務の提供に伴う管理費等の諸雑費は、一箇

月一五日以上か、働した労務者の数により一人一箇月三、三七九円(十月以降四、六二九円)の割合をもつてアメリカ合衆国政府から償還されることとなつてゐるが、働日の計算について二十六年七月分から週休日等を算入することができると取扱であるのに、十月三十一日特別調達庁が都道府県に発した指示では、その旨が明確に示されてゐなかつた。

このため、本院で二十七年二月から十月までの間に、四六都道府県のうち一四都道府県について会計実地検査を実施したところ、七月から右指示のあつた日までの働日の計算において週休日等を算入せず、一五日以上のか働者として取り扱ふことができるものを一四日以下のか働者として取り扱つたなどのため前記のような請求不足を生じていた。

都 道 県 名	人 員	金 額
北 海 道	六四	一一六、二五六
青 森 県	四一	一四〇、四三九
宮 城 県	一六	五五、三一四
埼 玉 県	一九〇	六四二、〇一〇
東 京 都	八三八	二、八九九、一〇二
神 奈 川 県	九五三	三、二三二、六八七
兵 庫 県	一一四	三八五、二〇六
福 岡 県	八四	二八三、八三六
長 崎 県	五二	一九八、二〇八
計		八、〇五三、〇五八

予 算 経 理

(三二) 給与の支払に当り源泉徴収所得税を控除しなかつたもの

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理事業費

神奈川県横浜外七涉外労務管理事務所、昭和二十六年四月から二十七年四月までの間に、五二二名に対し支払つた解雇予告手当及び退職手当等計一三、九四〇、二九六円(うち特別調達資金九、四四二、六五〇円)について所得税の源泉徴収額の算定を誤つたなどのため所得税額二、二二〇、七七〇円を控除しなかつたものがある。

(註) 横浜、港、神奈川、武山、大和、船舶、相模原、横須賀各涉外労務管理事務所

工 事 (三二)(三三)

(三三) 工事の施行に当り処置当を得ないもの

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理既定調達費

横浜特別調達局で、昭和二十五年十二月株式会社山田組に請け負わせた川崎シグナルデポ第五十六建物基礎修理その他工事の代金として二十六年度において一四、七六九、〇〇〇円を支出したものがあつた。右工事は、同建物内のコンクリート床沈下の修復並びに既設岸壁の保護を施行するもので、指名競争の結果二一、〇〇〇、〇〇〇円で契約したが、設計変更により六、四三二、〇〇〇円を減額し、前記のとおり支払つたもの

のであるが、建物工事六、六三二、四二七円のうち、工事費三、九七九、九三〇円で施行した床コンクリート(二、五三二平米五)修復工事は地盤が軟弱のため自然沈下したので、全面にわたりコンクリート床を取りこわし、この取こわしコンクリート塊四〇〇立米と搬入した盛土四二〇立米とを基礎として、ん圧し、この上に六吋厚のコンクリート打を施行し、その打方は中心から両側にこう配をつけるものとして当初三、五一四、〇八〇円で施行予定のところ、これを片側から反対側にこう配をつけることに変更したため盛土三三〇立米、取こわしコンクリート塊八〇立米を使用し、取こわしコンクリート塊の残量三二〇立米は使用の余地がないものとして場外に搬出することに設計を変更し、その搬出費五四一、五二〇円を増額し、盛土九〇立米の搬入費七五、六七〇円を減額し、差引四六五、八五〇円を増額しているが、このように設計を変更した場合でも盛土にかえコンクリート塊を使用することができから、コンクリート塊四〇〇立米を使用したとすれば盛土搬入の要はなく、当初工事費に対し、盛土搬入費三四五、四五〇円、盛土工費五四、六〇〇円計四〇〇、〇五〇円をかえつて減額することになり、結局、約八十六万円を節減することができたもので、その処置当を得ない。

(三三三) 官給材料の残材についての回収処置当を得ないもの

(部)雑収入 (款)特別収入 (項)終戦処理収入

横浜特別調達局で、昭和二十三年三月大栄工業株式会社に請け負わせ八月に完成した根岸地区第一、第二期屋外だん房配管工事について、官給した材料のうちには、残材が黒ガス管外三品目価額二、一六七、三七二円生じていた事実があつたのに、すみやかにその回収等の処置をとらなかつたため、二十七年十月末現在まだ代価相当額の収納さえしていない状況である。

物 件 (三四)―(三七)

(三四) 解除物件の取扱当を得ないもの

(部)雑収入 (款)特別収入 (項)解除物件処理収入

仙台特別調達局で、東北電力株式会社から徴収すべき解除物件裸硬銅線外一―一品目の売渡代価二、八九三、七三八円を収納していないものがある。

右物件は、昭和二十五年度中に連合軍人等住宅公社仙台支部が東北配電株式会社に請け負わせ同支部八戸地区住宅送電線並びに附帯施設新設工事外一―工事用の資材として同会社に売り渡すこととし使用させたものであるのに、仙台特別調達局では二十七年六月本院会計実地検査当時においてまだ売渡の処置さえ講じていなかったのは処置緩慢である。

なお、同局で、二十三年度以降において東北配電株式会社所有施設の用に供する器材として同会社に使用させている三相誘導電圧調整器一基この価額一、〇〇〇、〇〇〇円についても売渡の処置を講ずべきであるのにそのままになっている。

(三五) 物品の購入に当り処置当を得ないもの

(昭和二十五年) (部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)技術部費

横浜特別調達局で、昭和二十五年十二月、日本油脂株式会社外二会社からエナメル用き、釈剤一七、〇〇〇ガロンを四、五九〇、三八〇円で購入したものである。

本件購入につき連合国軍の要求した規格(FS-TT-T-291a)に対しては、一般に使用されているミネラルターピンで足りたもので、これを石油製品配給規則による手続により石油製品登録販売業者から購入すれば、当時の統制額に容器、こん包、輸送費等の経費を含めガロン当り二一〇円程度であり、入札に当っては軍の要求した規格を示したのに、当時軍で使用中の特殊き、釈剤の規格(FS-TT-T-306)により予定価格をガロン当り二九一円二七と見積り、登録販売業者でない塗料業者を指名して入札に付したため、ガロン当り二五〇円六〇から二七九円九八となり、約百万円高価となつてゐる。

(三六) 石炭の購入に当り処置当を得ないもの

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理事業費 外一科目

横浜特別調達局で、石炭購入に当り、納入品を連合国軍側で検査した結果カロリー不足の不適格品があつたのに対し、契約条項に基づく代金減額の処置にかえて石炭を納入させる取扱をしたが、その処置について当を得ないものが次のとおりある。

(1) 昭和二十五年十一月及び十二月喜清商事株式会社から購入した中塊炭三二、二二五屯の代金として一〇

八、五六五、五〇〇円(うち二十五年分八三、三七〇、六九六円)を適格品として全額支出しているが、そのうち、(イ)二十五年十一月契約した一四、九〇〇屯(購入代金四六、七二六、四〇〇円)の納入品のうちには不適格品が六、五二二屯あつたのに対し、二十六年三月契約を更改し軍の指示のままに一、三八二屯を納入させることとしたものである。しかし、契約条項によれば不足カロリーに應じ所定の減額をすることとしているのであるから、他の特別調達局の取扱と同様に軍と交渉の上不足カロリーを調査し千五百九十六万余円を減額するか、又はこれに相当する石炭を納入させるように努めることが望ましかつたのに、当時の時価で六百七十七万円程度の前記一、三八二屯を納入させる取扱をし、その後わずかに六九屯が納入されたに過ぎない。

(ロ)二十五年十二月契約した一六、三二五屯(購入代金六一、八三九、一〇〇円)についても不適格品が一二、五三九屯あり、二千二百六十五万余円減額することができたものであつたのに、軍の指示のままに二十六年四月三十日及び六月二十九日に契約を更改し五、六二四屯を代納させることとした。しかし、四月十六日には、既に同会社は特別調達庁から納入成績が不良のため契約不適格者として指示されていたのであるから、減価相当分二千二百六十五万余円を支払未済分二千五百十九万余円から減額の処置をとるよう軍と交渉するのが望ましかつたのに、前記五、六二四屯を納入させることとして取り扱い、他方、前記の支払未済分をその後支払つてゐるが、石炭については納入の見込もなく、同会社は二十七年一月解散し、二十六年三月契約更改による分を合わせ六、九三七屯の未納分に対しとりあえず賠償金として二十七年十月末現在において四、

三六四、九四九円を収納したにとどまつている状況である。

- (2) 二十六年七月株式会社福岡商會外一会社から購入した中塊炭及び粉炭九、一五〇屯の代金として四三、六七一、六〇〇円を支出しているが、不適格品六、二〇四屯に対し軍の指示のままに当時の時価で五百十七万円程度の八〇〇屯を納入させているが、前項同様軍と交渉の上千三百六十一万余円を減額するか、又はこれに相当する石炭を納入させることが望ましかつたものである。

(三七) 飲用氷の購入に当り処置当を得ないもの

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理事業費

名古屋特別調達局で、昭和二十六年中に、日本冷蔵株式会社から随意契約により購入した飲用氷七、四六七、〇七五封度の代金として九、〇〇九、三七八円を支出したものである。

右のうち、名古屋地区納めの六、七二一、一五〇封度(購入代金七、九八六、二六九円)は生産者の工場渡しの納入で、その予定量三〇%はこれを一五〇封度塊で公共施設に供給するものとして卸売価格を基準とし封度当り一円〇四五、又、七〇%はこれを一五封度程度に小割をして家族住宅等に供給するものとして封度当り一円〇四五に小割経費〇・一二円及び小割に伴う水の損耗費〇・一〇四五円を加え一円二七とし、両者の加重平均単価一円二〇を予定価格として、これに基き封度当り工場渡し一円一九で購入したものであるが、家族住宅に供給するものは特に小割を要求しているものでなく、一五〇封度の氷塊を四から六に分割するため鋸目を入れる程度であるからこれによる損耗は認める要はないものであり、小割経費も一日の納入予定量二〇、〇〇〇封度に對し人夫一人程度で封度当り〇・〇二円で足りるものと認められ、これにより前記の方法による加重平均単価を計算すれば、封度当り単価一円〇六となり、総額で約八十七万円を節減することができたものである。

又、岐阜地区納めは、当初全部持込渡しとし小売価格を基準として予定価格を小売価格封度当り二円一八に配達費〇・二九円を加算し、計二円四七を予定価格として、これに基き一円七〇で契約したが、その納入の実際は大部分が工場渡しであるため、工場渡し納入分については配達費相当額〇・三五円を当初の契約価格から減額し、その単価を一円三五に更改している。

しかし、工場渡し納入分は、二〇〇封度氷塊のもので、卸売となら異なるところがないものであるから卸売価格で購入することができるものと認められ、本地区納入分七五五、九二五封度(購入代金一、〇二三、一〇九円)のうち、工場渡し納入分七四八、四七五封度について、卸売価格で購入することができたものとするれば、総額で約二十三万円節減することができたものである。

役 務 (三八)(三九)

(三八) 接収営業用倉庫の借料支払に当り処置当を得ないもの

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理事業費 外一科目
東京特別調達局で、昭和二十六年度中に、三菱倉庫株式会社外二六名に対し営業用倉庫の接收借料として一
二四、七一〇、五七二円を支出したものがあつた。

右のうち九八、五七九、八〇六円は、二十六年二月分及び三月分の借料増額分と四月から十二月までの間の借料で、この借料は、二十四年六月当時地代、家賃及び建造物自体の火災保険料に区分して積算されていた借料の額に一定倍率を乗じて決定したものである。

いま、二十四年六月当時の借料を構成する各要素のうち火災保険料について点検すると、これは、建物評価額一、〇〇〇円につき鉄筋鉄骨建一〇円、木造建一六円五〇から二〇円として計算されているが、この料率は、二十六年二月以降における特別危険品を収容する倉庫の最高率をわずかに下回る程度のものである。しかし、この料率の適用は、二十四年六月当時においては倉庫の収容物が不明であつたのでやむを得なかつたとしても、その後二十六年二月以降においては、損害保険料率算定会では、収容品の級別が不明の場合はB級危険品の料率を適用することとしてあり、又、これらの倉庫には事実食糧品又は被服等を格納している状況であつたのであるから、二十六年二月以降の借料については、二十四年六月当時のB級危険品の料率鉄筋鉄骨三円八三、木造建六円一三から八円〇二を基準とすべきであつたのに、従前の前記一〇円から二〇円までのものと、これに地代、純家賃相当額を合わせたものに対し前記のような倍率を乗じている。

他方、二十四年六月当時の借料を構成する他の要素について点検すると、地代相当額は一般の場合に比べ均衡を得ており、又、家賃相当額は、本件倉庫は坪当り平均鉄筋鉄骨建物約八十一円で、当時倉庫以外の鉄筋鉄骨建一般接收建物の借料坪当り平均約七十七円であるのに比べおおむね均衡を得ている状況である。一般家屋の接收借料も、二十六年二月以降は本件倉庫の借料についてと同様な倍率適用を受けていて、特に高率となつていない点を考慮するとき、本件倉庫借料において火災保険料についての積算分を特に高率にしなければならぬ事由は認められない。結局本件倉庫借料の支払は高価に當つていと認めざるを得ない。

いま、火災保険料相当分については、前記B級危険品の料率で計算した額により積算して本件借料を支払つたとすれば、約二千二百八十万円節減することができた計算である。

(三九) 接收した不動産の借料支払に關し処置当を得ないもの

(部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理事業費 外一科目

横浜特別調達局で、神奈川興業株式会社に対し接收不動産借料を支払うに當り、昭和二十六年度までに二、〇〇四、一五六円(うち二十五年度以前分一、〇〇一、七六五円)を過大に支払つたものがある。

右は、二十年十月接收した前記会社所有の横浜市保土ヶ谷区所在工場及び倉庫六、一一八坪二九の借料について、同局が二十二年九月改訂を行うに當り、前記建物のうち二棟延一、四七四坪は鉄骨スレートぶきであり、そのうち一棟は戦災により被害を受けたものであるのに、調査不十分のため、いずれもこれを完全な木造スレ

トトぶきモルタル塗とし、しかも鉄骨スレートぶき建物よりも高く評価して借料を支払つたため、前記の過大な支払をするに至つたもので、二十七年八月本院会計実地検査の際注意したところ、二十七年十月分以降のものについては是正の処置を講じた。

不正行為

(四〇) 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの

(四三) 横浜特別調達局及び東京都外三県で、昭和二十五年十一月から二十六年十月までの間に、関係職員により歳出金、特別調達資金等をほしのままに領得されたものが八、一一三、三三二円(うち二十七年十月末現在補てんされた額三、五六八、五三二円)あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげれば左のとおり四件七、八六六、一三二円(うち二十七年十月末現在補てんされた額三、五六八、五三二円)である。

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額
(四〇) 横浜特別調達局	管財部不動産契約課 総理府事務官 岩生 某	二六、六から 二六、一〇まで	九五六、九五七
(四一) 東京都	東京都技術渉外労務 管理事務所 主事補 堀野 某	二六、六	三、九〇九、二五二

(四二) 福岡県	香椎渉外労務管理事 務所 事務嘱託 庵原 某	二五、一一から 二六、一〇まで	五六五、一〇〇
----------	---------------------------------	--------------------	---------

(四三) 長崎	佐世保渉外労務管理 事務所 臨時筆耕員 木村 某	二六、三から 二六、一〇まで	二、四三四、八三三 七、八六六、二三二
---------	-----------------------------------	-------------------	------------------------

是正させた事項

工 事 (四四)(四五)

(四四) 工事費負担金の算定処置当を得ないもの

(一般会計) (部)終戦処理費 (款)終戦処理事業費 (項)終戦処理事業費
札幌特別調達局で、昭和二十六年九月、北海道電力株式会社が施行した札幌変電所千歳第二基地変電所間六六KV送電線路建設工事費に対する国の負担金として六二、二五三、〇〇〇円を支出したものがあつた。

本件工事は、札幌千歳間四一杆の送電線を新設するもので、連合国軍の需要する予想最大電力を六、〇〇〇KWとし、硬銅線七本より二耗六を架設するものとして、その工事費六六、五七三、〇〇〇円に対し電力供給者である前記会社の工事費負担金を変電設備一KWにつき四〇〇〇円、又、送電設備(木柱)一KWにつき三二二〇円の割合で総額四、三二〇、〇〇〇円と

算定し、これを差し引き六二、二五三、〇〇〇円を国の負担分として支払つたものである。しかし、二十七年八月本院会計実地検査の際の調査によると、同会社は、将来の一般の需要増加を考慮し、総工費八二、五一六、八二〇円で硬銅線七本より三耗七を使用し、八、〇〇〇KWの送電能力を有する工事を施行している。このような場合には公益事業令第三十九条に基づき同会社が認可を受けて規定している同会社の工事費負担金規程により総工費を軍の需要と余裕の割合によりあん分し、需要に対する工事費を基礎として需要者の工事費負担金を算出すべきものであつて、いまこれによつて計算すれば、国が負担すべきものは五七、五六七、六一五円で、四、六八五、三八四円は過払となるのに十分な調査もせず漫然支出したのは処置当を得ない。

なお、右過払金に対しては本院の注意により二十七年十二月全額を回収した。

(四五) 工事の施行に当り処置当を得ないもの

(一) 一般会計 (部) 終戦処理費 (款) 終戦処理事業費 (項) 終戦処理既定調達費

仙台特別調達局で、昭和二十六年三月、指名競争契約により日本機械貿易株式会社外二会社に請け負わせた神町A・B・C地区だん房配管工事代金として一五、九七九、九〇〇円(うち二十五年分一、七九五、八二七円)を支出したものがあつた。

右工事は、兵舎、宿舎等建物一〇棟の屋内だん房床下配管を建物外部に配管替して放熱器の付替等を行うもので、そのうち放熱器の返り管工事及び兵舎五八棟等の放熱器取付工事は、入札時の設計図面及び見積内訳書には、放熱器付替台数は一、四九四台、放熱器の返り管は四分の三吋となつてゐるが、二十七年六月本院会計実地検査の際の調査によると、

放熱器は当初から一、三〇四台しかなく、又、返り管はその一部は二分の一吋もので足りたもので、工事も実際これにより施行されているのに、設計又は工事の監督が適切でなかつたため設計変更の手續をすることもなく放熱器一、四九四台を付け替え、又、返り管は全部口径四分の三吋のものを使用したこととして検収し代金の全額を支払つていたので注意したところ、回収を要する額二七三、六一八円の全額が十二月までに返納された。

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は次のとおりである。

(一) 昭和二十五年年度決算検査報告第二章第四節第二掲記の分

(各件の上部の頁数は昭和二十五年年度決算検査報告の頁数を示し、()内の数字は同検査報告の番号を示す。)

三六頁(一六) 過払金の回収に当り処置当を得ないもの

東京特別調達局 収納未済額三、九九二、〇二四円のうち、三、一四九、三四〇円についてはまだ収納の報告に接していない。

(二六) 解除物件の売渡及び管理当を得ないもの

(三九) 四七頁(三五) 東京特別調達局 収納未済額三、八八三、七三五円のうち、二、一四二、六七五円についてはまだ収納

の報告に接していない。又、徴収決定未済額三五六、六七九円についてはまだ徴収決定の報告に接していな

(四〇) 石炭の購入に当り処置当を得ないもの

(四五) 仙台特別調達局 興北産業株式会社に対する収納未済額二七、四九七、一一八円のうち、二六、六七七、一一八円についてはまだ収納の報告に接していない。

(二) 昭和二十五年年度決算検査報告第二章第四節第二中既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

(一) 掲記の分(昭和二十四年度決算検査報告第五章第二節参照)
(各件の上部の頁数は昭和二十五年年度決算検査報告の頁数を示し、()内の数字は昭和二十四年度決算検査報告の番号を示す。)

七三頁(三九四)カーテン取付工事費の精算に当り処置当を得ないもの

特別調達庁 収納未済額七、二六〇、六七八円のうち、六、八〇〇、六七八円についてはまだ収納の報告に接して

(四二) 過払金の回収に当り処置当を得ないもの

(四一) 七三頁(四一一) 仙台特別調達局及び宮城外二県 (1) 収納未済額五、八三六、三五〇円のうち、五、四〇三、七一五円
についてはまだ収納の報告に接していない。(2) 収納未済額一、三七八、五三〇円のうち、一、一四八、五三〇円につ

いてはまだ収納の報告に接していない。

第三 法 務 府

不 当 事 項

(一) 一般 会 計

租 税

(四六) 登録税の賦課当を得ないもの

(部) 租税及印紙収入 (款) 印紙収入 (項) 印紙収入

東京法務局で、昭和二十六年十一月から二十七年二月までの間に、新造船東山丸外一二件の所有権保存登記に当り、その船舶の課税標準価格を計三、七〇一、四九三、〇〇〇円と決定し登録税一四、八〇五、九六二円を徴収したものである。

右は、同局で、二十五年十二月に定めた船舶登記課税標準価格の認定基準表により課税標準価格を決定したものであるが、新造船の価格としては低価と認められる。

船舶の評価基準については、二十六年十月民事局長から各法務局長に通知されたが、この評価基準は、これ

を前記船舶に適用して船価を算出してみると、實際船価にほぼ該当していて適当な基準と認められ、現に、神戸地方法務局においては、同基準によつてゐるものであるが、東京法務局では、その通知を受けながらこの基準による評価を勘案しないで前記のような二十五年当時の基準を適用したもので当を得ない。

いま仮に、本件各船舶の課税標準価格を前記民事局長の評価基準による船体及び機関部の算定額(屯当り)に對比するときは、左のとおりとなるものである。

区 分	課税標準価格	民事局長の評価基準による評価
(四六) 屯 綫	四、〇〇〇〇 五、〇〇〇〇	八二、〇〇〇から 九二、〇〇〇まで
	六、〇〇〇〇 七、〇〇〇〇	七九、〇〇〇から 一一二、〇〇〇まで
	八、〇〇〇〇 九、〇〇〇〇	八一、〇〇〇から 八三、〇〇〇まで
	一〇、〇〇〇〇	三五、〇〇〇

物 件

(四七) 綿布の購入に当り処置当を得ないもの

(部)司法及警察費 (款)矯正保護費 (項)矯正保護収容費
東京拘置所で、昭和二十六年十月、中央装備株式会社外二会社から購入した天竺三A紺染一四二、五二〇碼の代金として、一五、三六四、六四〇円を支出したものがあつた。

右物件は、収容者被服用として購入したもので、その単価は碼当り一〇七円及び一〇九円五〇であるが、契約当時の時価(日本銀行、物価庁、経済調査会の物価調)によれば天竺三A(白生地)は碼当り八二円程度と認められ、これに染色加工賃として一六円を加算すれば約九十八円となり、碼当り約十円高価に当るものである。いま仮に、契約当時の時価で購入したものとすれば、約百四十万円を節減することができたものである。

不正行為

(四八) 職員の不作為に因り国に損害を与えたもの (五三)

大阪高等検察庁外一九箇所^(註)で、昭和二十三年四月ごろから二十七年四月までの間に、関係職員により収入金、歳入歳出外現金等をほしいままに領得されたものが九、八六七、〇九三円(うち二十七年十月末現在補てんされた額二、五一八、九〇八円)あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげれば左のとおり六件七、一七二、五二七円(うち二十七年十月末現在補てんされた額二、三八九、三五五円)である。

右は、検察庁において、罰金、科料等として納付されたもの、領置物換価代金、刑事証拠金等をそれぞれ正規の取扱をせず領得したもの、法務局において、収入印紙をもつて納入されるべき登録税をみだりに現金で受領し領得したものなどで、その方法のおもなものは、現金及び証券を歳入として収納するのは収入官吏でなければならぬのに、権限のない徴収係が正規の手続によらないでこれを受領し領得したもので、歳入歳出外現金

出納官吏の保管に付すべき領置物換価代金及び領置物取扱主任官の保管に付すべき領置金を、証拠品係等が正規の手續をしないで領得したもの、歳入歳出外現金出納官吏又は領置物取扱主任官がその保管にかかる現金等を領得したもの、証拠品係が関係書類を不正に作製し、保管金等を被還付人に還付するように装い領得したものの、登記関係職員が登録税として現金を収納する権限がないのにこれを受領し領得したものである。

(註) 大阪、広島両高等検察庁、大阪、金沢、広島各地方検察庁、栃木、諏訪、小倉、八戸各地方検察庁支部、栃木、足利、諏訪、四日市、広島、小倉、八戸、三本木各区域検察庁、長崎地方法務局釧路支局、釧路地方法務局網走支局及び美幌出張所

名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額
(四八) 大阪高等検察庁	検察事務官 日吉某外二名	二五年一月から二六年五月ごろまで	三、二二〇、〇〇〇円
(四九) 広島地方検察庁及び広島区検察庁	広島地方検察庁 検察事務官 藤井某	二二五年、二二六年	六六〇、〇六四
(五〇) 福岡地方検察庁小倉支部及び小倉区検察庁	小倉支部 検察事務官 平口某	二二五年、二二六年	八七〇、九六九
(五一) 青森地方検察庁八戸支部及び八戸区検察庁	検察事務官 中村某	二二五年、二二七年	一、一七九、〇一七
(五二) 三本木区域検察庁	同 島守某	二二四年、二二六年、一〇日まで	七九六、四二一
(五三) 釧路地方法務局網走支局及び美幌出張所	法務府事務官 山本某	二二六年、二二七年、四から四日まで	五四六、〇五四
計			七、一七二、五二七

その他

(五四) 保管金の処理が当を得ないもの

東京地方検察庁で、昭和二十二年度以前の保管金で、保管金提出書がなく保管事由が判明しないで長期間そのままとなっているものが二十七年十月末現在一、七七五、七八二円あつたので、関係書類を調査しすみやかに処理するよう注意した。

是正させた事項

未収金

(五五) 国庫に帰属した領置物換価代金等の処理が緩慢なもの

(一般会計) (部)雑収入 (款)雑収入 (項)懲罰及没収金 外一科目
仙台、横浜両地方検察庁及び小田原区検察庁で、昭和二十三年度から二十六年度までの間に、没収判決が確定し、又は還付を受ける者がその権利を放棄し、若しくは公告期間満了により国庫に帰属した領置金又は領置物換価代金について、その事実の経過についての調査不十分又は関係職員間の連絡不十分などのため、二十七年八月及び九月本院会計実地検査当時までに五三一、九一九円を未処理のまま保管しているものがあつたので注意したところ、歳入に納付した。

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は次のとおりである。

昭和二十五年年度決算検査報告第二章第四節第三掲記の分

(各件の上部の頁数は昭和二十五年年度決算検査報告の頁数を示し、()内の数字は同検査報告の番号を示す。)

(六八) 刑務所収入の徴収処置当を得ないもの

(七五) 府中刑務所 収納未済額五三七、六一〇円のうち、五一一、六一〇円についてはまだ収納の報告に接していない。

同 (七一) 岐阜刑務所 収納未済額五二三、一八四円についてはまだ収納の報告に接していない。

同 (七四) 宮崎刑務所 収納未済額二、四六一、一八五円のうち、二、二八四、九三五円についてはまだ収納の報告に接していない。

第四 大 蔵 省

租税及び徴税関係経費

本院会計検査の結果、徴税上において注意を要すると認められる点は、法人、個人の経理内容又は取引関係の調査の不徹底、課税資料の通報連絡又は活用の不十分、法令の適用誤りなどのため課税標準額の決定を誤つたり、源泉徴収所得税の納付に対する監査不十分などのため徴収すべきものを徴収せず又は徴収を遅延したものが多いこと、法人税に対する更正決定の処理が依然として遅延していること、徴収手続の過誤により徴収決定すべき金額を誤つたり、滞納税金に対する徴収処置が適切を欠いているものがあること、その他収税職員が税金等をほしいままに領得したものが多くことなどであつて、そのおもなものは別項に記載したとおりであるが、税務官署間及び署内各課係相互間の連絡を緊密にするとともに、担当職員の訓練になお一層の努力をする要があると認められる。

又、租税等の払もどし金に関する予算額が四十八億八千二百余万円あるのに対し四億九千二百余万円を不用額としているが、過誤納税金の払もどしが遅延して相当長期にわたるものもあり、なお多額の処理未済額がある状況で、納税思想に影響するばかりでなく、還付加算金の増加をきたすものであるから、一層処理促進を図るべきものと認められる。

不 当 事 項

(一) 一般会計

物件 (五六)―(一一九)

(五六) 国有財産の管理当を得ないもの

(五八) 東北財務局で、昭和二十六年二月、宮城県渡波町所在の国有地である海浜地九町九反一四歩(二九、七四四坪)を渡波町によつて不当に所有権保存登記をされ、うち二、九九五坪を同年四月以降宅地として百万余円で売却処分されたものがある。

本件は、大正元年八月、宮城県が同町に砂防用地として売り渡した土地の隣接地で船揚場、網干場等に接するものであつて、同町が買い受けた右砂防用地は、当時同町から提出された実測図によれば、四町四畝二七歩であつたことは明らかであるのに、町当局は、本件土地をも含めて買い受けたものとして県当局の承認を受け、誤びゆう訂正増の所有権保存登記をしたものである。

しかし、二十四年三月、同町から石巻税務署に地積の誤びゆう訂正の申請がされたとき、同署は疑義があるものとして九月東北財務局(当時仙台財務部)に連絡してきたのであるから、事情を検討の上適宜の処置を講ずべきであつたのに、これをしなかつたのはその処置当を得ない。

(五七) 関東財務局で、昭和二十一年五月から引続き現在に至るまで、昭和電工株式会社に川崎市所在元陸軍燃料廠第一貯蔵所の土地二七、三九七坪(二十四年六月から一六、三九八坪)、建物七棟延一三〇坪及び貯油槽(一一、

二〇〇坪から一八、〇〇〇坪)一四基等を一時使用させているものがある。

右のうち、建物及び貯油槽等については、二十一年五月及び十一月、前記会社が、国が査定する価額で買い受けることを条件として解体を許可したもので、このような処置は適當ではないが、これは別として、二十七年七月その管理についての本院会計実地検査の際の調査によると、会社は、解体鉄板四、五五七屯のうち二、六五九屯は硫酸製造の電解工場建設のために使用し、残余の一、八九八屯は野積のままに放置している状況であるのに、当局は、二十七年七月会計実地検査当時に至るまで数年にわたりこれら国有財産の使用料又は売渡代金の決定をしないままであり、又、前記の土地については二十五年十二月までの使用料六〇七、七一八円を収納したにとどまつているような状況であつて、その処置著しく緩慢である。

(五八) 東海財務局で、昭和二十二年四月以降、日東製塩株式会社に対し豊橋市所在元豊橋海軍航空基地所属の機械器具等一四〇個を使用させていたところ、二十六年一月から八月までの間に、その大部分時価評価額約四十万円のものが同会社の管理不良のため亡失しているのに、二十七年十月末現在まだ補償追求の処置がとられていない。

(五九) 国有物件の管理当を得ないもの

中国財務局呉出張所で、昭和二十六年十二月、呉港内新宮海域の鉄くず等一九八屯(評価額二、一九〇、〇〇〇円)を、売渡を条件として深田サルベージ株式会社に引き揚げさせ、同会社においてこれを保管中、売渡の

手続が済まないうちに二十七年二月その大部分を同会社により他に売却されるに至つたものがあつたので、適宜の処置をとるべきものと認め注意したが、二十七年十月末現在まだ売渡等の処置がとられていないのは当を得ない。

(六〇) 船舶の売渡に当り処置当を得ないもの

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)官有財産売払代
北海道財務局で、昭和二十五年八月、西野某に元大湊海軍警備府所属の飛行機救難艇第一、三三九号(フライアスン丸、鋼船二二一屯、ディーゼル八〇〇馬力)を六、〇〇〇、〇〇〇円で売り渡したものがあつた。

右船舶は、二十三年九月から二十五年一月までの間、連合国軍の命令により高野建設株式会社に海没飛行機の引揚のため使用させていたもので、軍の使用目的終了により横須賀水域にけい留していたものであるが、北海道財務局で、公告を道内の各財務部掲示板等に掲載した程度で二十五年三月予定価格を六、〇〇〇、〇〇〇円として一般競争入札に付したもので、このような場合はその所在箇所の管轄庁である関東財務局に所属替するか又は広範囲に公告して処分することが競争の実を發揮する上からみても適当な処置であつたと認められるのに、前記競争入札の結果、入札参加者は西野某だけで、再度入札に付しても入札価格に達せず契約を結ぶに至らなかつたが、その後同年八月同人と随意契約をしたものである。

しかし、このように入札後売渡の時までに長期間を経過しているばかりでなく、その間に朝鮮事変等による経済状態の変動に伴いこの種小型船の新造価額は二、三割方騰貴していた状況にかんがみ、あらためて予定価格の積算に検討を加え、競争入札に付するのが妥当であつたと認められるのに、前記のように随意契約により、しかも前回の予定価格と同額で売り渡したのは当を得ない。現に、買受人は、二十五年十月右船舶の引渡を受けこれに一五、〇〇〇、〇〇〇円の根抵当を設定し、又、二十六年三月債務額一四、四三二、四五〇円の弁済に充当している状況である。

(六一) 立木の売渡に当り処置当を得ないもの

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)官有財産売払代
東北財務局で、昭和二十六年五月、随意契約により高島某に青森県上北郡所在元軍馬補充部用地内の立木一〇、〇〇〇石を七〇〇、〇〇〇円で売り渡したものがあつた。

右は、薪炭材としての買受申込に対し、薪炭材程度の雑木として木炭(雑並)の市場価格から製炭費、運搬費等を控除して石当り七〇円と評定したものであるが、事實は、松等の用材適木が三、〇〇〇石程度包含されていたものと認められるものである。現に、買受人は、九月右買受物件一〇、〇〇〇石を立木のまゝ一、九〇〇、〇〇〇円で他に転売している状況である。

(六二) 建物の売渡に当り処置当を得ないもの

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)官有財産売払代
国有の建物を学校教育施設に使用する条件で売り渡す場合は、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する

法律(昭和二十三年法律第七十四号)第二条の規定により、二十六年三月までは時価評定額の二割、四月以降は四割を減額することができることとなつており、このような減額して売渡処分を行うものについては、特に慎重を期する必要がある。しかるに、その処分したものについてみるに、学校当局の買受申請の内容を十分に調査すれば、近くこれを教育施設建設用資材に使用する見込がないことは売渡当時において判明すべきであつたと認められるのに、漫然売り渡したため転売又はこれに類似の事態をじやく起し売渡の目的を達しなかつたものが次のとおりある。

(六一) 関東財務局で、昭和二十六年十月、随意契約により学校法人東京医科大学に群馬県藪塚本町所在元新田陸軍飛行場の鉄骨造建物一棟一、二七五坪を四、五八三、六一〇円で売り渡したものである。

右は、時価評定額から四割の減額をしたものであるが、本件売渡当時、学校当局は既に教育施設建設工事の当面の計画を大部分完成していたもので、本件資材を近く使用する見込がないことは判明すべきであつたと認められ、現に、二十七年三月本院会計実地検査の際の調査によると、買受人は、前記建物を契約直後に第三者に五、五〇〇、〇〇〇円で転売し売渡代金の納付に充当している状況である。

本件に対しては、本院の注意により二十七年三月売渡契約を解除したが、十月末現在まだ求償の処置はとられていない。

(六三) 関東財務局で、昭和二十六年三月、随意契約により財団法人剣心学園(現在学校法人徳心学園)に千葉県東

葛飾郡所在元東部第一〇五部隊の鉄骨造建物一棟一、三二〇坪及び雑建物六二坪三六を四、九八一、一五〇円で売り渡したものである。

右は、前記の事例同様二割を減額したものであるが、学校当局が買受申請の際提出した建設の計画は資金の用途もなく、教育施設として確実に使用されるものと認定するには資料不十分と認めざるを得ないもので、現に、二十七年九月本院会計実地検査の際の調査によると、買受人は解体により発生した鉄材のうち二二三屯を東京都内の解体業者に保管させたまま業者の流用に任せ、その所在及び数量もは握していない状況である。

(六四) 電力用地下ケーブルの売渡に当り処置当を得ないもの

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)官有財産売却代

関東財務局横浜財務部で、昭和二十六年十二月及び二十七年一月、影山某外一名に横浜市所在元第一海軍技術支廠の電力用地下ケーブル二三屯〇一二を三、二二六、三九〇円で売り渡したものである。

右は、予算決算及び会計令臨時特例第五条第一項第十七号を適用し、埋没物の現状を調査した者に売り渡すものとして随意契約によつたものであるが、二十七年七月本院会計実地検査の際の調査によると、右ケーブルは大部分株式会社東急横浜製作所に貸し付けているケーブルと同一配管内にあつて、特に現状を調査する必要はなかつたものと認められるのに、これを理由として随意契約により売り渡したのは処置当を得ないばかりでなく、買受人は契約直後に全数量を搬出転売しているのに代金徴収の処置を講じないままでいたので注意した

ところ、二十七年七月及び九月ようやく徴収決定をしたが、買受人所在不明のため十月末現在まだ収納されて
なからず。

(六五) 発電機の売渡に当り見積価格が低価に失したものの
(六六)

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)官有財産売却代

(六五) 関東財務局横浜財務部で、昭和二十七年一月、随意契約により古谷織物工業株式会社に対し神奈川県相模

原町所在元相模陸軍造兵廠外二箇所の直流発電機四個外五点を一、三七四、六〇〇円で売り渡したものがあ
る。右のうち、直流発電機及び電動発電機の一つ当り売渡価額評定の内容をみるに、左のとおり

品名	規格	製作年次	製作所名	新品評定価格	欠品及び破損 補修見積額控除	残額	残存価格率	売渡価額
直流発電機	二〇〇V、七〇KW、一五〇— 六〇〇回転、二 六一A、六極	十八年	三菱電機株式 会社	五三〇、〇〇 円	一五、七九	五一四、二一 円	〇・三六	一個 一五五、〇〇〇 四、五〇〇、〇〇〇
電動発電機	直流電動機二二 〇V、九〇馬力、 一、〇〇〇回転、 交流発電機防滴 型七〇KVA、 一、〇〇〇回転、 六極	十九年	同	一、六四三、三三六	五五、〇〇〇	一、五八八、三三六	〇・四七七	五〇五、〇〇〇

であつて、新品価格を東京芝浦電気株式会社について調査したとして、本品は三菱電機株式会社の製品
であるので、本院において同会社について同一規格品の新品価格を調査したところ、一個当り、直流発電機は

六一、四〇〇、〇〇〇円、電動発電機は二、九〇〇、〇〇〇円程度であつて、これに比べ当局が採用した新品価格は
著しく低価に失したものと認めざるを得ない。

当局者は、本件発電機はいずれもくず化することに予定されていたものであるというが、二十四年一月賠償
指定を解除されるまでは、連合国軍の命令により特に善良な保全管理がされたもので、この種機械の性質上、
その後において著しく不良な管理状態にあつたものとは認められず、買受人も動力及び照明用に使用する目的
で買受申込をしてきたものであつて、本件は、新品価格の評定が著しく低価であつたためくず化に近い価額で
処分する結果となつたものである。

いま仮に、三菱電機株式会社の新品価格を基準として当局の算定方式により価額を計算すれば二百七十一万
余円となり、本件売渡価額は百三十三万余円低価に當つてゐる。

(六六) 東海財務局静岡財務部で、昭和二十六年九月、随意契約により株式会社赤阪鉄工所に対し、静岡県志太郡
所在元藤枝海軍航空隊外一箇所の電気機械(ディーゼル機関、附属発電機とも)二基を一、二五〇、〇〇〇円(デ
ィーゼル機関分一、〇四一、〇〇〇円、交流発電機分二〇九、〇〇〇円)で売り渡したものがあつた。

右のうち、ディーゼル機関については特に低価とは認められないからこれは別として、交流発電機(防滴型
直流励磁三相交流、三、三〇〇V、一〇〇KVA、二六〇回転、六〇サイクル、二〇極)二個の売渡価額二〇九、
〇〇〇円の評定の内容をみるに、十四年当時の価格一〇、〇〇〇円に売渡当時における値上り指数九〇・九を乗

じた額九一〇、〇〇〇円を新品価格とし、これから欠品及び破損補修見積額二七三、〇〇〇円又は二三七、五〇〇円を控除した額に、経過年数を一六年とする経年減価をした後の残存価格率〇・一五八を乗じて売渡価額を一個は一〇一、〇〇〇円、他の一個は一〇八、〇〇〇円計二〇九、〇〇〇円としている。

しかし、本件は、新品価格のよるべきものがあるのにこれを調査しないで前記指数計算によつたものであるが、前記指数は、大蔵省が指示した標準型電気機械のもので、発電機に対して前記指数をそのまま使用するの
 (六六) は妥当でないのに、これによつたため新品価格の評定を著しく低価としたものであつて、現に、本品は三菱電機株式会社製の製品であるので、本院において同会社について十九年製の同一規格品の新品価格を調査したところ、一個三、二〇〇、〇〇〇円程度であり、又、経過年数については、二十七年八月本院会計実地検査の際の調査によると、いずれも七年に過ぎない状況であつて、これに比べ当局が採用した新品価格は著しく低価に失し、又、経年減価も妥当でない。

いま仮に、交流発電機について新品価格を三、二〇〇、〇〇〇円、経過年数を七年として当局の算定方式により価額を計算すれば、二百六十三万余円となり、本件発電機の売渡価額は二百四十二万余円低価に当つてい
 (六七) 用途を指定して売り渡した国有財産に關し処置当を得ないもの
 (六九) 用途を指定して売り渡した国有財産に關し処置当を得ないもの

(六七) 関東財務局で、昭和二十四年五月から十二月までの間に、財団法人明朗会に東京都目黒区所在元駒場陸軍

練兵場の敷地一二、一八九坪を試験農場及び附属施設として一〇年間使用することを条件として随意契約により価額一、三二九、四一三円で売り渡したものである。

右は、二十一年六月以降同会に一時使用を認可していたものを売り渡したもので、うち一、六五八坪は宅地として坪当り四五〇円から五五〇円、一、五六一坪は雑種地として坪当り二七〇円又は三〇〇円、残余の八、九七〇坪は農場に使用するものとして特に附近農地の価格に比準し坪当り四円と評定したものであるが、二十七年三月本院会計実地検査の際の調査によると、前記買受人は、二十五年四月から二十六年十月までの間に、本件土地のうち一一、一二五坪を樺太共同住宅組合外二名に坪当り五〇〇円から一、三〇〇円総額九、二三三、七五六円で転売しており、売渡契約上の用途指定の条件に違反していたものである。

このような場合には、契約を解除することがある旨の契約条項にかんがみて適宜の処置をすべきものと認め注意したが、二十七年十月末現在まだその処置がとられていない。

(六八) 関東財務局で、昭和二十三年六月、吉田工業株式会社に東京都台東区所在元専売局倉庫敷地一、六一八坪、建物一棟延一、五三四坪を製材工場及び附属倉庫等として一〇年間使用することを条件として随意契約により価額一、二三九、二八〇円で売り渡したものである。

右について、二十七年七月本院会計実地検査の際の調査によると、前記買受人は、約二百万円をもつて整地及び建物の改造を行い一括二十四年八月総額一一、〇〇〇、〇〇〇円で株式会社教科書荷扱所に転売しており、

売渡契約上の用途指定の条件に違反していたものである。

このような場合には、契約を解除することがある旨の契約条項にかんがみて適宜の処置をすべきものと認め注意したが、二十七年十月末現在まだその処置がとられていない。

(六九) 中国財務局で、昭和二十四年五月、中野工業株式会社に広島市所在元広島陸軍糧秣支廠の土地四、〇三〇坪、建物八棟延四〇七坪及び工作物を農機具製造工場として一〇年間使用することを条件として随意契約により価額二、六六三、五五五円で売り渡したものがあつた。

二十七年二月本院会計実地検査の際の調査によると、前記買受人は、二十五年十二月、右土地のうち二、〇八六坪(国の売渡価額は一、〇二二、一四〇円に相当する。)については地上の建物五棟延二二九九坪を残りの敷地内に解体移築した上総額一、六六八、八〇〇円で広島銀行に転売しており、売渡契約上の用途指定の条件に違反していたものである。

このような場合には、契約を解除することがある旨の契約条項にかんがみて適宜の処置をすべきものと認め注意したところ、二十七年五月当初の契約を更改して土地の転売差益額六四六、六六〇円から建物の解体費二五六、四〇〇円を控除した額三九〇、二六〇円を弁償金として納付するよう徴収決定したが、二十七年十月末現在まだ収納に至っていない。

(七〇) 国有財産の貸付料及び売渡代金の収納処置当を得ないもの
(一一〇)

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)官有財産貸付料 外三科目

全国財務局の昭和二十六年年度における国有財産の貸付料及び売渡代金の徴収決定済額は五十六億千五百余万円であつて、これに対し収納未済額が四億千七百余万円あり、徴収決定済額の七〇余に当つては、既往年度分の二十六年度末における収納未済額三億五百余万円を合わせると収納未済額累計は七億二千二百余万円に達する状況である。

このように既往年度分収納未済額の多いのは、毎年定期に行うべき貸付料の徴収決定を怠り数年分を取りまとめ徴収決定したり、又は売渡代金の収納前に物件を引き渡したりしたことなどに因るものであり、又、二十六年度において収納未済を生じたのは、主として貸付料を年度末に至つて徴収決定したことによるものであつて、貸付料の算定基準の改訂等により調査に時日を要するものがあつたとはいへ、その処理の促進を期し年度内早期に徴収決定をすることが望ましい。

いま、国有財産の管理及び処分積をみるに、国有の土地、建物、工作物、機械等を使用させているのに、二十七年十月末においてもまだこれに対する貸付料が徴収決定未済のままとなつてはいるもの、徴収決定が著しく遅延し収納未済となつてはいるもの及び買受人が建物、機械等を解体移築又は搬出の上使用しているのに代金が長期にわたつて収納未済となつてはいるものがあり、本院会計実地検査の結果判明したもののおもな事例をあげると、左のとおり貸付料において二二件四〇、一八六、二一四円、売渡代金において二〇件三二、〇一一、

五四七四ある。

(一) 貸付料の収納処置を得ないもの

財務局	区	分数	量	所在地	貸付先	貸付料を徴収すべき期間	貸付料	摘要
(七〇)	関東	建土地	一四四三五 七九六七	横濱市 (元第一海軍技術廠) 工員養成所	財団法人関東学院	二一、二から 二六、三まで	一、七七、四六〇	二十七年十月末現在全額収納未済
(七一)	同	建土地	四九五二 四六六六	茨城県阿見町 (元霞ヶ浦海軍航空隊)	茨城 県	二五、四から 二七、三まで	一、三五、七四〇	二十七年十月末現在徴収決定未済
(七二)	同	建土地	三三三八 一九六六	横須賀市 (元第一海軍技術廠)	湘南毛織株式会社	二三、一から 二七、三まで	一、〇九、三三三	二十七年十月末現在未済
(七三)	同	船舶	五	横濱港外一箇所 (元海軍省)	東洋サルベージ株式会社	二二、二から 二四、三まで	九二、二〇〇	二十七年十月末現在全額収納未済
(七四)	同	建土地	三三六三 二五三三	横須賀市 (元第一海軍技術廠)	帝国編織株式会社	二五、五から 二七、三まで	八四、三三一	二十七年十月末現在未済
(七五)	近畿	建土地	五九八元 七二一 二二〇	宇治市 (元東京第二陸軍造兵廠宇治製造所)	日本薬品化成株式会社	二三、四から 二五、三まで	一、三〇、六〇〇	二十七年十月末現在未済
(七六)	東海	機械	八五	鈴鹿市 (元鈴鹿海軍工廠外二箇所)	神鋼電気株式会社	二三、一から 二七、三まで	七〇、九〇九	二十七年十月末現在徴収決定未済
(七七)	同	同	三	豊川市外二箇所 (元豊川海軍工廠外二箇所)	日本電装株式会社	二五、一から 二七、三まで	五、五五、〇一一	同

(七八)	同	同	三	豊川市 (元豊川海軍工廠外四箇所)	トヨタ自動車工業株式会社	二五、一から 二七、三まで	五、二九、三七四	同
(七九)	同	同	元	四日市市 (元第二海軍燃料廠)	東亜石油株式会社	二五、四から 二七、三まで	三、三六、八八四	同
(八〇)	同	建土地	四九二〇 三八七 一四〇	豊橋市 (元豊橋海軍航空基地外一箇所)	日東製塩株式会社	二二、四から 二七、三まで	三、三三、四三三	二十七年十月末現在未済
(八一)	同	機械	六	津市外一箇所 (元津海軍工廠外一箇所)	株式会社神原鉄工所	二四、九から 二七、三まで	一、二九、八七七	二十七年十月末現在徴収決定未済
(八二)	東海	同	九	三重県桶狭間 (元名古屋陸軍造兵廠桶狭間製造所)	松岡産業株式会社	二四、六から 二七、三まで	一、二九、四二〇	同
(八三)	同	同	〇	津市 (元津海軍工廠外一箇所)	合資会社高井鉄工所	二四、六から 二七、三まで	六、九六七	同
(八四)	同	同	三	鈴鹿市外二箇所 (元鈴鹿海軍工廠外三箇所)	大和ダイガスト株式会社	二三、三から 二七、三まで	八、八三九	同
(八五)	同	同	六	鈴鹿市 (元鈴鹿海軍工廠外一箇所)	中日本重工業株式会社	二四、五から 二七、三まで	七〇、三三四	同
(八六)	同	同	八	津市 (元津海軍工廠)	三重瑠璃株式会社	二四、八から 二七、三まで	六〇、七七	同
(八七)	中国	船舶	二	門司港外一箇所 (元呉海軍港務部)	東洋サルベージ株式会社	二一、二から 二四、一まで	一、六二、三五五	二十七年十月末現在全額収納未済
(八八)	同	土地	五七八七	岡山県浅口市 (元三菱重工業株式会社第七製作所)	中日本重工業株式会社 社水島製作所	二一、一から 二七、三まで	七三、三三三	二十七年四月徴収決定、同年十月末現在全額収納未済

財務局 区分	数量	所在地 (口座名)	貨付先	貨付料を徴収すべき期間	貨付料	摘要
(八九) 中国	一五〇	呉	手力造機株式会社	二一、三から二五、三まで	六四、九三	二十七年五月徴収決定、同年十月末現在全額収納未済
(九〇) 南九州	二六、四三三	大分県坂ノ市町	東九州果糖製造株式会社	二二、四から二五、三まで	五八、七八	二十七年十月末現在全額収納未済
	三三七	元東京第二陸軍造兵廠坂ノ市製造所	東九州果糖製造株式会社	二二、四から二五、三まで	四〇、一八三	

備考 (イ) 数量欄の単位は土地は坪、建物は延坪、船舶は隻、工作物及び機械器具は個とする。なお、数量は貸付期間中の最終のもの
を
示す。
(ロ) 徴収決定をしていないものについては当局者計算の見込額を掲げてある。

(二) 売渡代金の収納処置当を得ないもの

財務局 区分	数量	所在地 (口座名)	売渡先	売渡年月	売渡価額	摘要
(九一) 関東船	二	横浜港外一箇所 (元海軍省外一箇所)	東洋サルベージ株式会社	二四、三から二四、三まで	四、五九七	二十七年十月末現在全額収納未済
(九二) 同	一、九三	横須賀市 (元横須賀海軍港務部外一箇所)	横須賀市	二三、三から二四、一まで	二、四三、五七	二十七年十月末現在全額収納未済
(九三) 同	六	埼玉県入間郡 (元狭山陸軍飛行場)	東京都山本某	二三、三	一、九〇、〇〇	同
(九四) 同	三	横須賀市 (元海軍省)	チカラ産業株式会社	九	一、五五、〇〇	二十七年十月末現在全額収納未済
(九五) 同	一	横須賀市 (元海軍工作学校)	株式会社土肥野商店	二六、七	一、五八、七七	同

(九六) 同	一	東京都 (元多摩陸軍技術研究所国立分室)	合資会社東光商会	八	九六、八七	同
(九七) 同	三	神奈川県相模原市 (元陸軍兵器学校)	新日本絹工株式会社	二四、三	九三、三〇	二十七年十月末現在全額収納未済
(九八) 同	三〇	栃木県芳賀郡 (元宇都宮陸軍航空廠)	財団法人ビルマ関係者互助会	二三、三	九七、五七〇	同
(九九) 同	四〇	横須賀市 (元武山海兵団)	大蔵工業株式会社	二四、三	八〇、八〇	同
(一〇〇) 同	二	東京都 (元多摩陸軍技術研究所国立分室)	東京都金井某	二六、六	八四、一九六	二十七年十月末現在全額収納未済
(一〇一) 同	二七、六	千葉県君津町 (元第二海軍航空廠八重原工場外一箇所)	千葉県大貫町	二三、八	八三、九四〇	二十七年十月末現在全額収納未済
(一〇二) 同	一、二三	千葉県安房郡 (元館山海軍砲術学校)	山川化学工業株式会社	九	七五、六〇	二十七年十月末現在全額収納未済
(一〇三) 同	一七、〇	藤沢市 (元藤沢海軍航空隊)	財団法人藤嶺学園	二三、六から二五、六まで	七五、三三	同
(一〇四) 東北建	五、八	弘前市 (元野砲兵第五十七聯隊)	弘前市対馬某	二四、一〇	一、九六、四五〇	二十七年十月末現在全額収納未済
(一〇五) 同	三、八〇	宮城県多賀城市 (元多賀城海軍工廠)	宮城県小林某	二三、九	八六、〇〇〇	二十七年十月末現在全額収納未済
(一〇六) 同	一、七三	青森県大湊町 (元大湊海軍防備隊外二箇所)	青森県常盤地方農業協同組合	二三、九から二六、九まで	八四、九三	二十七年十月末現在全額収納未済

財務局 区分	数量	所在地 (口座名)	売渡先	売渡年月	売渡価額	摘 要
(一〇七)	八六	静岡県富士郡 (元陸軍少年戦車兵学校)	静岡県鷹岡町	二五、六月	九〇〇〇〇円	解体搬出済、二十七年十月末現在全額収納未済
(一〇八)	四六	三重県香良洲町 (元三重海軍航空隊外一箇所)	三重県奥田某	二六、四月	五、六七三	同
(一〇九)	一	石川県石川郡 (白雲樓ホテル芝原変電所)	大垣市林某	七	一、九五〇、〇〇〇	二十七年十月末現在全額収納未済
(一一〇)	五	呉港外一箇所 (元呉海軍軍需部外三箇所)	木下商事株式会社	二四、八から一二まで	五、〇八、五〇〇	二十七年十月末現在三、四八八、五〇〇円収納未済
計					三、〇一、五七	

備考 数量欄の単位は建物は延坪、船舶は隻、工作物及び機械は個とする。

(一一一) 鉄くず等の売渡に当り処置当を得ないもの

(部)官業及官有財産収入 (款)官有財産収入 (項)官有財産売払代
 全国財務局で、昭和二十六年中に売渡処分した鉄くず等は総量十二万九千余屯 価額十七億八千百余万円
 で、官有財産売払代の徴収決定済額四十五億四千七百余万円に対し三九%に当っている。
 これを財務局別にみるに、中国、関東及び近畿の三局で総量の八七%を占め、又、売渡先のおもなものは鉄
 鋼業者で、八幡製鉄株式会社外八会社に対するものが総量の四二%に達している。
 右処分の状況を検査するに、売渡数量の確認が十分でなかつたもの、鉄くずの統制解除後の売渡に低価な旧統

制額を適用したもの、材種の認定当を得ないものその他売渡価額が低価となつたものがあり、そのおもな事例
 をあげると次のとおりである。

(一) 契約数量超過分の代金の徴収に至らないもの

(一一一) 南九州財務局で、昭和二十六年六月及び二十七年三月、八幡製鉄株式会社外一会社に左のとおり日田市
 所在元小倉陸軍造兵廠日田製造所のくず化機械七五〇屯を一八、六四四、八八九円で売り渡したものがあ
 る。

右売渡は、実質契約になつていて、二十七年四月本院会計実地検査の際の調査によると、実際引渡数量が契約
 数量に比べ二九屯価額七四三、八四八円超過していたので注意したところ、右超過数量に対する代金を前記会
 社から納入させることとしたが、十月末現在まだ徴収決定されていない。

所在地 (口座名)	売渡先	売渡年月	契約数量	売渡価額	実際引渡数量	差引超過数量	差引超過額
日田市 (元小倉陸軍造兵廠)	八幡製鉄株式	二六、六月	二七、三	四〇二、九、九三九、七四一円	四一、一	八屯	二二二、〇八七円
同	小倉製鋼株式	二六、六	二七、三	三四七、八、七〇五、一四八	三六八	二一	五三一、七六一
計			七五〇	一八、六四四、八八九	七八〇	二九	七四三、八四八

(二) 地下ケーブルの売渡価額が低価に失したもの

(一二一) 近畿財務局京都財務部で、昭和二十六年四月、太陽工業株式会社に京都府与謝郡所在元第三十一海軍航

空廠の地下ケーブル四、一一六米(一〇屯六六一)を三回に分割し、それぞれの予定価格が五〇〇、〇〇〇円をこえないものであるとして、予算決算及び会計令臨時特例第五条第一項第七号の規定を適用し、随意契約により総額一、〇三〇、五〇〇円で売り渡したものがあつた。

右は、同日同一人に対し売り渡したもので一括競争に付するのが妥当と認められるのに、契約に先だち前記会社が発掘を許可したため随意契約によらざるを得なくなり、ことさら分割して処分したもので当を得ない。しかして、その売渡価額算定の内容をみるに、構成素材である上故銅四屯、一号故鉛四屯、よう解用鋼くず二級品二屯について二十六年三月の市場価格を屯当り上故銅二五〇、〇〇〇円、一号故鉛二〇〇、〇〇〇円、よう解用鋼くず二級品八、二〇〇円と認定し、この価格から業者のマージン二五%及び発掘費一六%並びに諸経費五%相当額を控除して、売渡価額を屯当り上故銅二三三、一六〇円、一号故鉛一〇六、五三〇円、よう解用鋼くず二級品四、五七〇円としたものであるが、この算定の内容のうち、(イ)上故銅、故鉛及びよう解用鋼くずについて認定した市場価格は、東京経済調査会の調査による四月上旬の大阪市場価格上故銅二六五、〇〇〇円、一号故鉛三二〇、〇〇〇円、よう解用鋼くず二級品一一、〇〇〇円に比べ低きに失し、(ロ)業者のマージンは、大蔵省ではこの種埋設工作物を直接需要者に売り渡す場合は認めない取扱であるのに、本件に限りこれを認めてあり、(ハ)発掘費及び諸経費は屯当り三九、四四六円としているが、同年五月財団法人京都市警察職員福利厚生会に売り渡した同種品については、発掘解体の条件がほとんど同一であるのに、その経費を屯当り一〇、〇〇〇円と積算している状況で、こ

れらの事例に徴すれば、本件売渡価額の算定は著しく低きに失したものと認められる。

いま仮に、東京経済調査会調査の大阪市場価格を基準とし、これから発掘費及び諸経費として屯当り一〇、〇〇〇円及び所在地から大阪市までの運賃として一〇、〇〇〇円を認め控除しても本件価額は約二百二十五万円となり、これに比べ売渡価額は約百二十二万円低価に当る状況である。

なお、売渡物件は既に買受人に引渡済であるのに、代金の一部四七二、二六〇円が二十七年十月末現在まだ収納されていない。

(三) 統制解除後の売渡物件に低価な旧統制額を適用したもの

(一一三) 中国財務局山口財務部光外一出張所で、昭和二十六年四月及び五月、八幡製鉄株式会社に鉄くず七五〇屯を随意契約により八、〇九三、〇〇四円で売り渡したものが左のとおりある。

出張所	所在地	売渡年月	数量	売渡価額	単価	売渡時の市場価格
光	(元光海軍工廠)市	二六、四月	四〇〇屯	四、六五九、七〇四円	一一四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
岩	(元岩国陸軍燃料廠)市	五	三五〇	三、四三三、三〇〇	一一四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
計			七五〇	八、〇九三、〇〇四	一一二、〇〇〇円から一二、〇〇〇円まで	二四、〇〇〇円から二四、〇〇〇円まで

右は、二十六年二月改訂の鉄くずの統制額屯当りよう解用鋼くず一級品一二、〇〇〇円、同二級品八、二〇〇

〇円、上銑くず一四、〇〇〇円を基準とし、これから切断、集積、輸送等の経費を控除して売渡価額を決定したものであるが、右価格統制は同年四月一日から解除されたのであるから、売渡契約当時の市場価格を採用すべきであるのに著しく低価な旧統制額を適用して処分している。

右に關し、当局者は、本件売渡は二十六年三月末に決定されたが、たまたま契約の締結が遅延したもので、売渡決定時の統制額を適用したというが、三月当時の實際取引価額は統制額をはるかに上回り、四月一日から統制解除必至の情勢にあつたのであるから、三月末に取急ぎ売渡の決定をする必要はなかつたものと認められる。

いま、売渡当時の市場価格より解用鋼くず一級品屯当り一三、〇〇〇円、同二級品二一、〇〇〇円、上銑くず二四、〇〇〇円を採用し、当局者の計算方法にならない価額を計算すれば千六百三十余万円となり、これに比し賣渡価額は八百二十余万円低価に當る状況である。

(四) 材種別規格の認定當を得ないもの

(二一四) くず化を条件として処分する国有の機械器具等は、賠償解除の機械器具、鉄骨建物、工作物等であるが、(二一六) 市中の回収くずと異なり、発生くずも大部分は上故銑又はよう、解用鋼くず一級品以上であると認められるのに、本院会計実地検査の際の調査によると、これら鉄くずの発生量について、上級品を過少に、下級の並故銑又はよう、解用鋼くず二級品を過大に見積り処理したため、売渡価額の低価となつたものがあり、そのおもなものを

あげると次のとおりである。

(二一四) 中国財務局山口財務部及び同財務部岩国出張所で、昭和二十五年八月から十二月までの間に、八幡製鉄株式会社に山口県玖珂郡所在元岩国陸軍燃料廠の鉄くず六〇〇屯を一、二七三、五一五円で売り渡しているが、同局がよう、解用鋼くず一級品と認定したものは九九屯であるのに、会社は買入後五〇六屯を同一級品として整理している状況で、売渡価額は約二十九万円低価に當る計算である。

(二一五) 北九州財務局長崎財務部佐世保出張所で、昭和二十五年八月から二十六年七月までの間に、八幡製鉄株式会社に佐世保市所在元佐世保海軍工廠外一箇所の機械器具等四、二一四屯を二七、七八一、七三七円で売り渡しているが、同局が並故銑と認定した一七二屯を会社は買入後上故銑として受け入れ、又、同局がよう、解用鋼くず二級品とした六八五屯に対しては、会社は六六七屯を同一級品、一五屯を同二級品、二屯を級外品として受入整理している状況で、売渡価額は約百万円低価に當る計算である。

(二一六) 北九州財務局小倉出張所で、昭和二十六年三月、小倉製鋼株式会社に小倉市所在元小倉陸軍造兵廠の鉄くず等一四九屯を二、四八〇、六〇二円で売り渡しているが、同局の認定が上故銑二六屯、並故銑二一屯、よう、解用鋼くず一級品四〇屯、同二級品五六屯、その他六屯となつていているのに対し、会社は買入後銑くずは全部を(一)上故銑、よう、解用鋼くずは一級品九一屯、二級品八屯、級外品二屯、その他六屯として受入整理している状況(二)で、売渡価額は約二十万円低価に當る計算である。

(五) 当初契約外の物件を当初契約の数量に附加して低価に売り渡したるもの

(一一七) 近畿財務局京都財務部で、昭和二十六年六月、株式会社原田鑄造所外一名に宇治市所在元東京第二陸軍造兵廠宇治製造所のくず化機械器具八二屯(価額三、〇四〇、七五〇円)を売り渡し、その実貫の結果生じた超過数量分として別に一〇三屯について同年七月及び八月に代金一、〇二六、九七〇円を追加徴収決定したるものがある。

右一〇三屯は、当初の売渡物件として指定された以外のもので、たまたま同一構内に散在していたものを警察予備隊が協力して清掃集積したものであるから、別途に売渡契約すべきであつたのに、これを当初契約数量の超過分として取り扱つたのは当を得ない。

又、その価格についても、数量に増減のある場合は契約代金の内訳単価で精算する旨の条項が当初契約に定めてあつたが、この条項を適用して本件清掃くずを級外品の屯当り単価七、〇〇〇円及び一〇、〇〇〇円で精算している。しかし、右内訳単価は、総額について競争入札に付した際の買受人の見積単価であり、これをそのまま精算単価とする取扱は当を得ないもので、現に、級外品は、当時の市場価格が屯当り一五、〇〇〇円程度で、鋼ダライ粉でさえ九、五〇〇円から一〇、〇〇〇円程度であつた状況である。

いま仮に、本件を別途契約により当時の市場価格で処分したとすれば約百六十万円となり、これに比べ追徴代金は約五十八万円低価に当る状況である。

なお、追徴代金中、株式会社原田鑄造所の分 五〇〇、六五〇円は二十七年十月末現在まだ収納されてい

(一一八) 印刷契約に当り用紙官給量過大に失するもの

国税庁で、昭和二十五年六月及び七月、随意契約により凸版印刷株式会社に所得税七月予定申告書外七件四五、七〇〇、〇〇〇枚の印刷加工を一〇、一一九、六五〇円で請け負わせ、計測記録用紙又は堅紙一一、九九六連二五(帳簿価額約三千百万円)を官給したるものがある。

右印刷単価は、一枚当り一七銭八二五から二五銭九で、又、用紙の官給量はいずれも印刷用紙のヤレ(欠減量)五%を見込んだものであるが、このような上質用紙に対する印刷ヤレは二%程度が通常と認められ、現に、二十六年一月信陽堂印刷株式会社に対し所得税確定申告書六、五〇〇、〇〇〇枚の印刷を請け負わせた際は、本件より加工の複雑なものであるのにヤレ二%を見込んだ事例に徴し、本件に対するヤレ五%は過大に失するもので、印刷単価も低価とは認められないことからみて、不経済な結果をきたしたものである。

いま仮に、ヤレ二%とすれば三四二連七五約八十五万円を節減することができた計算である。

(一一九) 封印鉛の購入価額高価に失するもの

(部) 行政部費 (款) 大蔵省 (項) 税務署

国税庁で、昭和二十六年八月及び十一月随意契約により株式会社秦製作所から購入した封印鉛四七〇、〇〇〇

○個の代金として一、八〇六、〇〇〇円を支出したものがあつた。

本品は、一個約三瓦のもので、その単価は、八月購入の分は四円、十一月購入の分は三円八〇であるが、本院において調査したところ、本件購入当時の鉛地金の市場価格は、最高屯当り八月二〇〇、〇〇〇円、十一月一七五、〇〇〇円で、本品一個の地金価格は最高品質のものを使用しても五三銭から六〇銭で、これに当時郵政省で契約していた故鉛官給による内国郵袋封鉛の加工料二一銭を仮に加算しても八〇銭程度となり、本件購入価額は著しく高価と認められる。

いま仮に、一個八〇銭で購入したとすれば約百四十五万円を節減することができたものと認められる。

その 他

(一一〇) 租税払もどし金等の支出に關し処置当を得ないもの

(一一一)

(部)行政部費 (款)大蔵省 (項)国税局

東京、福岡両国税局で、租税払もどし金等の支出に關し処置当を得ないものが次のとおりある。

(一一〇) 東京国税局で、昭和二十六年十二月及び二十七年三月、東京芝浦電気株式会社外七名に対し法人税等の

払もどし金に対する還付加算金四四一、五四〇円を支出したものがあつた。

右還付加算金は、九三、二八〇円が正当であるのに、法律の適用又は日数計算を誤つたため三四八、二六〇円

が過払となつていたので、二十七年九月本院会計実地検査の際注意したところ、徴収決定の処置をとり十月末までに三四、五四〇円が収納された。

(一一一) 福岡国税局で、昭和二十七年三月、渡辺某に対し二十二年分所得税の過納額一七二、五四四円、同還付加算金二〇二、二五〇円を支出したものがあつた。

右過納額は、二十三年十二月八幡税務署において誤びゆう訂正減により発生したものであるのに、同税務署において還付手続をとらずそのままにしていたため右の還付加算金を支払うに至つたものであつて、もし誤びゆう訂正後すみやかに還付処理を行つていたとすれば、還付加算金において約十二万円を節減することができたものである。

(一) 一般会計

(財産税等収入金特別会計)

予 算 経 理

(一一二) 架空の名義により支払つたもの

(一一九)

(一般会計) (部) 行政部費 (款) 大蔵省 (項) 国税庁 外三科目
(財産税等収入金特別会計) (款) 財産税等収入金支出 (項) 管理処分費

国税庁外七箇所、昭和二十四年七月から二十七年四月までの間に、架空の自動車借上料、物品購入代等の名義により三、九四七、一四三円(うち二十四年度分一、五一一、八一七円、二十五年度分一、六五三、七五〇円)を支払に立て、これを食糧費及び接待費に一、七〇七、八五九円、物品購入代に四一一、一八二円その他に一、六三三、五八三円計三、七五三、六二四円を使用したものが左のとおりある。

なお、本院会計実地検査当時において現金一九三、五一九円を保有していたので注意したところ、二十七年九月までに全額を歳入に納付した。

部局名	金額	義	使		用	実地検査 当時現金 保有高
			年月金	額		
(一二二) 国 税 庁	三六〇〇円	自動車修繕料	年 月	三六〇〇円	年 月	三六〇〇円
(一二三) 東京 国 税 局	二五、六六五	自動車借上料	三、六から 七、二まで	三三、七四	三、六から 七、九まで	二八、五
(一二四) 東 税 務 署	二七、八〇〇	同	三、七から 三、三まで	二七、八〇〇 等	三、七から 三、五まで	
(一二五) 西 宮	一、九七〇	自動車借上料、修繕費等	三、三	一、九七〇 同	(不明分あり)	
(一二六) 黒 石	二二、四三三	物品購入代、自動車借上料等	三、七から 三、四まで	一、九四、六三	三、九から 三、二まで	二、六、九一

(一二七) 岩 国	五、四六八	自動車借上料、委託費等	三、三から 三、二まで	五、〇、九一	三、三ごろから 三、二まで	三、七、六七
(一二八) 長 岡	一、五〇七	自動車及び会場借上料等	三、六から 三、二まで	一、五〇七	三、六から 三、三まで	
(一二九) 東北財務局青森財務部三本木出張所	二五、三三〇	物品購入代等	三、五から 三、四まで	二五、三三〇	三、一〇から 三、三まで	
計	三、九四七、一四三			三、七五三、六二四		一、九三、五二九

右の外、岩国税務署においては、物品売渡代金を歳入に納付しなかつたものなど九四、八八五円を合わせ使用している。

不正行為

(一三〇) 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの
(一四七)

大蔵省外三箇所及び豊島外四〇税務署で、昭和二十三年六月から二十七年三月までの間に、関係職員により歳入金、歳出金、国有物件等をほしほまに領得されたものが二九、二九七、六四〇円(うち二十七年十月末現在補てんされた額七、一七二、六五五円)あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげれば左のとおり一八件二二、二五九、九一九円(うち二十七年十月末現在補てんされた額五、七二九、九九五円)である。

右のうち、大部分を占める税務署関係のものは納税者から領収した現金又は小切手を国庫に払い込まないで、その全部又は一部を領得したものであるが、その方法のおもなものは、正規の領収証書を使用して領収し

ながら領収報告をしないで全額領得したものの、正規の領収証書を使用して領収し、その一部を払い込み差額を領得したもの、差押調書を交付して領収し領得したもの、仮領収証等を交付して領収し領得したもの、納人には領収を証するものを交付せずに領収し領得したもの、納人から領収してその一部を郵便局に払い込み、その領収証の金額を改ざんして差額を領得したものである。

(註一) 大蔵省、関東財務局、同横浜財務部、東海財務局
(註二) 豊島、足立、江戸川、八王子、横浜中、鶴見、佐原、館山、木曾、西、北、旭、城東、茨木、西成、布施、神戸、須磨、尼崎、明石、姫路、和田山、柏原、洲本、粉河、稚内、仙台北、石巻、能代、西尾、清水、四日市、多治見、広島、広島東、広島西、倉敷、中村、福岡、小倉、宮崎各税務署

序 名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額
(一三〇) 大 蔵 省	理財局外債課 大蔵事務官 藤 某	二五、一二から 二六、一二まで	二、八六三、三〇六円
(一三一) 関 東 財 務 局	立川出張所 大蔵事務官 熊木某外一名	二四、五から 二五、九まで	九七六、一一八
(一三二) 東 海	徴収課 分任収入官吏 大蔵事務官 松 某	二六、三から 九まで	五三五、六〇五
(一三三) 豊 島 税 務 署	総務課 出納員 国 某	二四、二から 五まで	六〇九、六三六
(一三四) 足 立	総務課 分任収入官吏 大蔵事務官 横塚 某	二七、一から 三まで	五七九、八四九

(一三五) 江戸川	同同同	駒崎 某	二六、三から 一一まで	一、二五〇、二六〇
(一三六) 横浜中	同同同	渡辺某外四名	二四、二から 二五、二まで	一、六七四、七六六
(一三七) 木曾	同同同	砂山某外六名	二四、一〇から 二五、八まで	二、三三三、二八二
(一三八) 西	同同同	船山 某	二三、二から 二四、七まで	一、二二九、六五七
(一三九) 茨木	同同同	納某外一名	二四、九から 二五、七まで	二、一九六、五三三
(一四〇) 布施	総務課長 分任収入官吏 大蔵事務官 小川 某	二五、二	五〇〇、〇〇〇	
(一四一) 明石	総務課 分任収入官吏 大蔵事務官 川原 某	二四、二から 二五、九まで	一、一五一、九六三	
(一四二) 柏原	同同同	川端某外九名	二四、一から 一一まで	八六五、四六〇

第二章 第四節 第四 大蔵省 (一四三—一四七)

100

序名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額
(一四三) 清水 税務署	総務課 分任収入官吏 大蔵事務官 八木 某外二名	二三年 一〇月 七まで	一、三三六、〇九九
(一四四) 多治見	同 同 同 佐藤 某外一名	二四、 二五、 六から 六まで	一、六五一、〇二五
(一四五) 広島東	直税課 土 橋 某	二四、 三から 五まで	一、〇九二、〇三一
(一四六) 倉敷	総務課 分任収入官吏 大蔵事務官 奥田 某外三名	二二、 二四、 六から 四まで	九三五、六六〇
(一四七) 宮崎	総務課 出納員 戸 高 某	二二、 二六、 一から 六まで	五九八、六六七
計			二二、二五九、九一九

是正させた事項

租 税 (一四八)―(四五五)

(一四八) 租税の徴収過不足を是正させたもの
(四三六)

(一般会計) (部)租税及印紙収入 (款)租税
(財産税等収入金特別会計) (款)租税

租税の徴収過不足をきたしていたものに対し、本院会計検査の結果是正させたものは、徴収過不足税額一事項五万円未満のものを除き左のとおり徴収不足の分二四三件計一四二、〇八六、六七八円、徴収過の分四六件計一三、八三〇、〇五五円である。

税務署	年度	税目	徴収不足
(一四八) 下 関	二三	所得 税	七、八七〇、九三八
(一四九) 中 津	同	同	二、九二一、六三六
(一五〇) 同	二五	同	一、〇九二、七〇〇
(一五一) 静 岡	二四	相 続 税	三、一四三、〇〇〇
(一五二) 板 橋	二二	戦時補償特 別 税	三、〇六七、三四二

概 要

大洋漁業株式会社が昭和二十三年三月戸川某外四名に支払つた賞与の性質を有する給与一三、九八六、五一六円に對する源泉徴収所得税を徴収しなかつたことに因るもの
 中津市豊浦某の二十二年分所得額の申告に當つて東亜土建株式会社が受けた賞与の性質を有する給与四、八一八、一九二円を脱漏していたのに、これを更正しなかつたことに因るもの
 中津市久恒某の二十四年分所得額の更正に當つて久恒鋳業株式会社から受けた賞与の性質を有する給与は四、四八五、九五三円であるのに、これを六三三、〇〇〇円としたことに因るもの
 静岡市木村某が親族に贈与した不動産五、八一〇、二九五円に對し二十四年分贈与税を決定しなかつたことに因るもの
 東京光学機械株式会社の本税更正に當つて東京第一陸軍造兵廠等から受けた光学機械代金等三、〇六七、三四二円を脱漏したことに因るもの

UK 3129

税務署	年度	税目	徴収不足
(一五三)	下谷	所得税	二、六一四、〇八〇 ^円
(一五四)	麴町	戦時補償特別税	二、三二六、三九九
(一五五)	住吉	法人税	二、三〇三、四二〇
(一五六)	尼崎	相続税	二、二〇八、八四〇
(一五七)	福岡	所得税	二、一九九、八〇六
(一五八)	川崎	同	一、六八七、八一〇
(一五九)	八尾	法人税	一、四六一、四四七
(一六〇)	麻布	同	一、四二八、五四〇

概

要

日本理化土木株式会社が二十三年八月から二十四年十月までの間に庄司某に支払つた賞与の性質を有する給与五、四一〇、九七〇円に對する源泉徴収所得税を徴収しなかつたことに因るもの

中外火工品株式会社の本税更正に當つて陸軍兵器行政本部から受けた物品納入代金二、三二六、三九九円を脱漏したことに因るもの

株式会社名村造船所の二十三年四月から九月までの事業年度分所得額の申告に當つて別途経理の製品売上四、九五三、〇〇〇円を脱漏したのに、これを更正しなかつたことなどに因るもの

尼崎市樽谷某の低額譲渡によるみなし贈与財産四、〇九三、七二〇円に對し二十四年分贈与税を決定しなかつたことに因るもの

徳島水産株式会社が二十四年九月徳島某外七名に支払つた賞与の性質を有する給与八、二五八、六九一円を徳島某外一〇六名に支払つた配当として源泉徴収所得税を徴収したことに因るもの

八洲化学工業株式会社が二十三年六月鎌田某外四名に支払つた賞与の性質を有する給与三、〇五〇、〇〇〇円に對する源泉徴収所得税を徴収しなかつたことに因るもの

日本蓄電器株式会社の二十四年十月から二十六年九月までの四事業年度分所得額の更正に當つて二十四年十月から二十五年三月までの事業年度において否認すべき架空負債四、二八〇、九三八円を二十六年四月から九月までの事業年度において否認したため、普通所得額及び超過所得額の計算に異動を生じたことなどに因るもの

日本曹達株式会社の二十五年十月から二十六年三月までの事業年度分所得額更正に當つて前期分事業税二、一四〇、五三六円は損金に計上されてゐるのに、更に同額を損金に加算したことと事業税引当金一、九二三、八九四円を否認しなかつたことなどに因るもの

(一六一)	世田谷	戦時補償特別税	一、三七九、二七四
(一六二)	鹿兒島	法人税	一、二六八、五九七
(一六三)	神戸	同	一、二六七、二九七
(一六四)	芝	戦時補償特別税	一、一一八、八〇二
(一六五)	堺	法人税	一、〇四二、六五九
(一六六)	東	所得税	一、〇四二、六二〇
(一六七)	西宮	同	一、〇〇四、八五九

計 一、一四二、四五〇、〇六六

天津船舶運輸株式会社が本税申告に當つて暁二、九四〇部隊等から受けたよう給料等一、三七九、二七四円を脱漏したのに、これを更正しなかつたことに因るもの

同族会社である鹿兒島製粉麵株式会社の二十四年一月から十二月までの事業年度分普通所得において超過留保額一、九四五、一〇四円があるのに、これに對し同族会社の加算税規定を適用しなかつたことに因るもの

共栄タンカー株式会社の二十四年四月一日から七月一日までの事業年度分所得額は一五、三七一、六五九円の欠損となつていたが、その更正に當つて損金に計上した戦時補償特別税一七、九三三、六八〇円を否認しなかつたことなどに因るもの

日本オイルポンプ製造株式会社が本税修正申告に當つて相模陸軍造兵廠から受けた仕掛品補償金一、〇七九、三七六円等を脱漏したのに、これを更正しなかつたことに因るもの

川村工業株式会社の二十三年四月から二十四年三月までの事業年度分所得額の更正に當つて売掛金一、七二二、五六三円及び利子一四五、〇〇〇円を脱漏したことに因るもの

大阪市東某の譲渡所得一、九三五、一九〇円及び給与所得一、二二四、〇〇〇円に對し二十五年分所得を決定しなかつたことに因るもの

西宮市八木某の二十三年分所得額の申告に當つて事業等所得八五五、四〇二円、譲渡所得四一八、五〇〇円及び給与所得一九三、五九八円を脱漏していたのに、これを更正しなかつたことに因るもの

稅務署

年 度

稅

目

徵收不足

納稅義務者(又は徵收義務者)

(二〇九)	小田原	二四、二六	所得稅	三八九、七三六	早野 某 外 二 名
(二一〇)	成田	二五	同	七一、七八二	日勝産業株式會社
(二一一)	市川	二六	同	五三六、二五〇	朝倉 某 外 一 名
(二一二)	佐原	二五	法人稅、相統稅	四四七、二二〇	チガミサ醬油株式會社外一名
(二一三)	茂原	二三、二五	所得稅	五二五、二一六	上總燐寸株式會社外三名
(二一四)	甲府	二五、二六	同	三五七、八二〇	山梨トヨタ自動車株式會社外一名
(二一五)	鵜沢	二五	同	八四、三〇〇	三協纖維株式會社
(二一六)	大宮	二四、二六	所得稅	五八二、九四七	吹上足袋製造有限會社外五名
(二一七)	川越	二五、二六	所得稅、法人稅	二三九、七八二	合名會社深井商店外二名
(二一八)	秩父	二五	所得稅	一七六、三二二	小池 某 外 一 名
(二一九)	行田	二四、二五、二六	同	七二三、三五五	鈴木 某 外 三 名
(二二〇)	春日部	二四、二五	同	二八一、九六五	岩崎 某 外 三 名
(二二一)	水戸	二五	所得稅、相統稅	二一八、九三一	鷺宮 某 外 一 名
(二二二)	太田	二四	所得稅	二七七、〇三四	出沼 某 外 一 名
(二二三)	鹿沼	二六	同	一一五、四二五	遠名株式會社高橋次右衛門商店外一名
(二二四)	足利	二五	同	三六四、〇三二	和泉製菓合資會社外一名
(二二五)	前橋	二四、二五	同	一九六、四八四	石原 某 外 二 名
(二二六)	伊勢崎	二五	同	四四四、九八八	星野 某
(二二七)	藤岡	二六	同	七五、三二四	鐘ヶ淵紡績株式會社
(二二八)	長野	二六	所得稅、再評價稅	一三九、四五〇	株式會社よしのや外一名
(二二九)	長野	二六	所得稅	二〇四、六五八	木内 某
(二三〇)	岩村田	二五	所得稅	六七、九〇〇	

(大阪国税局)

(二三一)	上田	二四	同	二六二、〇四〇	佐藤 某
(二三二)	諏訪	二六	同	五七、五二〇	小口 某
(二三三)	松本	二五	同	二〇三、三三七	松筑蚕種協同組合高原社
(二三四)	新発田	二五、二六	所得稅、法人稅	二八八、三二六	金升酒造株式會社外一名
(二三五)	巻岡	二四、二六	所得稅、相統稅	四一三、三七〇	藤井 某 外 三 名
(二三六)	長岡	二四	所得稅	七〇、一四〇	添田 某
(二三七)	糸魚川	二六	同	五〇、三六〇	相沢 某
(二三八)	東	二五、二六	所得稅、法人稅	八八四、五三六	美津濃株式會社外二名
(二三九)	西	二六	同	二八六、〇六〇	尾上 某 外 二 名
(二四〇)	南	二五、二六	法人稅、再評價稅	六〇四、八八七	株式會社横田商店外二名
(二四一)	浪速	二四、二五、二六	所得稅、相統稅	一、一八四、二五一	株式會社白良莊外六名
(二四二)	北	二五、二六	法人稅	二三四、四九六	大阪商船株式會社外一名
(二四三)	大阪福島	二六	同	六七五、一五〇	秋山護謨株式會社
(二四四)	東	二五	所得稅	三〇九、八二〇	株式會社奥村埜嶋製作所
(二四五)	旭	二五	同	五五、三〇〇	西村 某
(二四六)	城東	二六	法人稅	八五、六八〇	日本産業株式會社
(二四七)	阿倍野	二五	所得稅、法人稅	三四三、七四〇	株式會社草葉計器製作所外一名
(二四八)	西	二三、二四、二五、	所得稅、法人稅、相統稅	二、九三四、七一九	大阪螺旋工業株式會社外二名
(二四九)	住吉	二三、二四、二六	所得稅、相統稅、再評價稅	一、四一九、九〇七	岡田 某 外 六 名
(二五〇)	茨木	二五	物品稅	一四三、三〇〇	大日本セロファン株式會社
(二五一)	豊能	二三、二四	所得稅	四二七、七二五	安住 某 外 一 名
(二五二)	堺	二四、二五、二六	所得稅、法人稅	一、一九七、四三二	堺化学工業株式會社外八名

納税義務者(又は徴収義務者)	徴収不足	目	度	年	稅務署	稅
合資会社小西毛糸紡績所	六三、七三五	法人稅	二五	二四	泉大津	法人稅
大一水産株式会社	六六、九三二	同	二五	二四	岸和田	同
浅野某外一名	二四二、二〇〇	相統稅	二五、二六	二四、二五	富田	相統稅
株式会社明文堂印刷所外四名	一、四〇九、〇一四	所得稅	二五	二四、二五	布施	所得稅
林某	六七一、一五〇	同	二四、二五	二四、二五	枚方	同
小川某外一名	五〇七、六四七	同	二四、二五	二四、二五	中京	同
浜口某外三名	六〇六、九二〇	同	二四、二五	二四、二五	下京	同
山田某	五二、一五九	同	二四	二四	右京	同
松風陶歯製造株式会社	一三〇、九二九	同	二四	二四	東山	同
谷畑某	三五二、五〇〇	同	二四	二四	左京	同
神港商船株式会社外二名	九一七、二三六	法人稅	二四	二四	神戶	法人稅
則武製罐株式会社	六九三、四八〇	同	二四	二四	灘	同
兵庫縣食糧營團	一三五、七七六	所得稅、法人稅	二四	二四	須磨	所得稅、法人稅
株式会社神戸新聞社外三名	一、〇二〇、一四六	所得稅	二五、二六	二五、二六	兵庫	所得稅
明和自動車工業株式会社外一名	六六九、一二〇	所得稅、法人稅	二五	二五	西宮	所得稅、法人稅
大信食品株式会社外四名	七三〇、九九九	所得稅、相統稅	二六	二六	芦屋	所得稅、相統稅
広岡某外一名	一一一、三九三	法人稅	二六	二六	加古川	法人稅
株式会社多木製肥所	五一、八六六	所得稅	二六	二六	姫路	所得稅
山陽製鋼株式会社外一名	五二一、一一二	同	二六	二六	龍野	同
神戸燐寸株式会社外一名	三九四、四一五	相統稅	二六	二六	奈良	相統稅
大上某	一四〇、三五〇	法人稅	二五	二五	桜井	法人稅
高井林業合名会社	一〇四、八〇六	所得稅、相統稅、再	二五	二五	和歌山	所得稅、相統稅、再
小坂某外三名	八六五、一八五	評價稅	二五	二五		評價稅

(札幌国税局)

長根	二五	法人稅	二五	二五	札幌	法人稅	一七八、五三七	近江鉄道株式会社
函館	二二、二四、二六	所得稅、戰時補償特別稅	二五	二五	八雲	所得稅	一〇五、六六三	北海道印刷資材株式会社
小樽	二五、二六	同	二五	二五	入雲	所得稅	七四九、二五五	株式会社北洋金庫外二名
俱知安	二五	同	二五	二五	岩見沢	同	九〇、六五〇	伊関某
旭川	二六	同	二五	二五	室蘭	同	五三六、四九〇	吉岡某外二名
室蘭	二三、二四、二五	所得稅、法人稅	二五	二五	苫小牧	所得稅	三六四、一一〇	金田一某外一名
苫小牧	二三	所得稅	二五	二五	帯広	所得稅	五四、〇九九	常盤木材産業株式会社
帯広	二五	同	二五	二五		同	五一、〇六五	今井醸造株式会社
		同	二五	二五		同	二五四、二七三	佐藤某外一名
		同	二五	二五		同	六一、七一一	藤田某
		同	二五	二五		同	六六、五二四	佐藤某

(仙台国税局)

仙台北	二五、二六	所得稅、法人稅、再評價稅	二五	二五	仙台北	所得稅	七一三、三三一	株式会社藤崎外三名
塩釜	二五	所得稅	二五	二五	古川	所得稅	九一、九九四	相沢某
古川	二五	同	二五	二五	石巻	再評價稅	六〇、〇一六	有限会社瀬川勝雄商店
石巻	二四、二五	所得稅	二五	二五	盛岡	所得稅	七八、三四〇	福島某
盛岡	二四、二五	所得稅、相統稅	二五	二五	花巻	所得稅	四三〇、四五一	平出合資会社外二名
花巻	二五	同	二五	二五	一関	所得稅、相統稅	二〇六、九九六	合資会社菅伝呉服店外一名
一関	二五	同	二五	二五	釜石	法人稅	三九五、八二二	横屋株式会社外五名
釜石	二五	同	二五	二五		同	一八〇、九七七	合資会社豊田製材所

第二章 第四節 第四 大蔵省 (二九六—三二六)

年	度	目	徴収不足	納税義務者(又は徴収義務者)
(二九六)	宮古	相統税	一七二、二七〇	山内 某
(二九七)	福島	所得税	九五、六七六	株式会社根本商店外一名
(二九八)	郡山	所得税、法人税	一一一、三四〇	齊藤 某 外二名
(二九九)	若松	所得税、相統税	二六〇、〇二〇	耶麻酒造株式会社
(三〇〇)	喜多方	所得税	一〇六、〇二九	白河酒造株式会社
(三〇一)	白河	法人税	七三、九六〇	富塚 某
(三〇二)	相馬	所得税	一四五、二一七	秋田酒類製造株式会社
(三〇三)	秋田	法人税	八八、九〇〇	加賀 某
(三〇四)	秋田	相統税	二四五、六〇〇	加賀 某 外二名
(三〇五)	弘前	所得税、相統税	三一八、八〇九	イモカワ機械株式会社
(三〇六)	山形	法人税	二七〇、四五一	
(三〇七)	名古屋東	所得税	一一五、七四〇	大竹 某
(三〇八)	名古屋西	所得税、法人税	三八三、一九〇	西村 某 外二名
(三〇九)	名古屋中	所得税、再評価税	四七六、二〇七	寺尾 某 外三名
(三一〇)	昭和	所得税	九〇、五〇〇	荻田 某
(三一〇)	熱田	法人税	三七二、〇一四	中京鮮魚運搬株式会社
(三一〇)	尾張瀬戸	相統税	一五九、一〇〇	加藤 某
(三一〇)	半田	所得税、法人税、相統税	一、七二四、七四五	篠島水産株式会社外八名
(三一三)	豊橋	所得税、法人税	二、〇八三、三三一	三京纖維株式会社外九名
(三一四)	静岡	法人税	一、一八六、〇六二	株式会社野沢屋外二名
(三一五)	清水	所得税	四九五、七五九	桜田 某 外一名

(名古屋国税局)

(三一七)	熱海	同	八五、四七六	浜田 某
(三一八)	富士宮	法人税	七九、五三五	田中紙研株式会社
(三一八)	藤枝	所得税、法人税	九一、二、四七六	株式会社焼津丸川冷蔵庫外七名
(三一九)	島田	所得税	六三一、四五〇	東海事業株式会社
(三二〇)	浜松	法人税	一〇七、八四六	東海産業株式会社
(三二一)	四日市	所得税、相統税	一、七七八、一一五	宗村 某 外三名
(三二二)	岐阜北	所得税、物品税	八九〇、四〇一	外山物産株式会社外一名
(三二三)	岐阜南	所得税	七七、七一四	堀 某
(三二四)	中津川	同	七四、五一二	中央纖維株式会社
(三二五)	高山	同	七〇三、一六四	丸大木工株式会社

(金沢国税局)

(三二七)	金沢	所得税、法人税、再評価税	一、四二九、四九六	直山 某 外六名
(三二八)	小松	所得税	四四八、六七二	坂口 某 外一名
(三二九)	七尾	法人税	六四、二九〇	能登酒類製造株式会社
(三三〇)	福井	同	三〇六、四〇一	昭和織物合資会社外二名
(三三一)	富山	所得税	三八〇、七九二	原田 某 外三名

(広島国税局)

(三三二)	広島東	所得税、法人税	九九六、六九三	井田 某 外五名
(三三三)	広島西	所得税	七六、九二〇	瀬田 某 外一名
(三三四)	呉	同	二四五、七二四	鎌田 某 外一名
(三三五)	忠海	所得税、法人税	二一六、〇五〇	日東工業株式会社外一名
(三三六)	福山	所得税	八二三、〇五九	松永塩業協同組合外一名

第二章 第四節 第四 大蔵省 (三一七—三三六)

第二章 第四節 第四 大蔵省 (三三七—三五八)

目

徴収不足

納税義務者(又は徴収義務者)

一一三

(三三七)	三 次	二五	所得税	九六、一八三	中 田 某
(三三八)	岩 国	二四	同	一九〇、三五〇	村 川 某
(三三九)	光 府	二五	同	七一、三六四	光 商 工 株 式 会 社 某
(三四〇)	防 府	二三	同	一一一、二七八	中 野 某 外 一 名
(三四一)	厚 狭	二五、二六	同	六八、九七三	蔵 野 某 重
(三四二)	下 関	二四、二六	同	一、三七四、二六一	大 津 某 外 四 名
(三四三)	岡 山	二四、二六	同	七八七、八七五	藤 原 某 外 三 名
(三四四)	笠 岡	二四	同	一〇六、六八〇	大 津 某 外 四 名
(三四五)	高 梁	二四	同	七三、四五一	藤 原 某 外 三 名
(三四六)	鳥 取	二三、二四、二五	所得税、法人税	九三二、四三九	山 中国 織 物 株 式 会 社 某
(三四七)	米 子	二四、二五	所得税	三八八、四〇〇	山 江 某 外 四 名
(三四八)	浜 田	二四、二五	同	七一九、八八五	友 崎 某 外 二 名
(三三九)	高 松	二四、二五	所得税	二〇八、七六〇	吉 野 某 外 一 名
(三四〇)	丸 龜	二五	同	三九二、〇七四	丸 龜 精 版 印 刷 株 式 会 社 外 一 名
(三五一)	坂 出	二五	相続税	七〇、四六〇	和 田 某
(三五二)	今 治	二四	所得税、法人税	一四三、八一四	八 束 某 外 一 名
(三五三)	新 居 浜	二五、二六	所得税	二二五、二二八	昭 和 綿 業 株 式 会 社 外 一 名
(三五四)	卯 之 居	二五	法人税	二二〇、六八一	鮫 島 某 外 一 名
(三五五)	宇 和 島	二五、二六	所得税、物品税	八四、六七四	東 宇 和 蚕 糸 農 業 協 同 組 合 某
(三五六)	宇 和 島	二四、二五	所得税	一一五、八七〇	清 家 某 外 一 名
(三五七)	池 田	二四、二五	所得税、相続税	四一一、九四二	日 新 興 業 株 式 会 社 外 一 名
(三五八)				八九九、三三五	真 鍋 某

(福岡国税局)

(三五九)	高 知	二五、二六	所得税	一、八三〇、八九七	門 脇 木 材 工 業 株 式 会 社 外 七 名
(三六〇)	須 崎	二四、二五	同	四七五、二七〇	堀 見 某 外 四 名
(三六一)	安 芸	二四	同	六五、二九〇	大 室 戸 造 船 所 有 限 会 社 某
(三六二)	福 岡	二四、二五、二六	所得税、再評価税	一、〇九三、一五〇	矢 野 某 外 七 名
(三六三)	博 多	二四、二六	所得税、法人税、再評価税	一、四六四、九一四	上 野 某 外 六 名
(三六四)	八 幡	二五	所得税	二二七、四四七	安 部 某 外 二 名
(三六五)	遠 賀	二四、二五	同	二五五、一〇四	不 二 興 業 株 式 会 社 外 一 名
(三六六)	田 川	二四、二五	所得税、相続税、再評価税	一、三九三、六九〇	沖 本 某 外 一 名
(三六七)	飯 塚	二四	所得税	五七四、五八五	山 田 某
(三六八)	久 留 米	二四、二五	同	五八九、二三五	喜 多 村 某 外 一 名
(三六九)	大 牟 田	二五、二六	所得税、法人税	一、六九三、二二三	大 福 商 事 株 式 会 社 外 六 名
(三七〇)	小 倉	二五	所得税	三二五、九一五	合 名 会 社 上 村 紙 器 印 刷 工 業 所 某
(三七一)	佐 賀	二六	同	二一七、七五〇	横 尾 某
(三七二)	長 崎	二五、二六	所得税、再評価税	一、四〇一、〇六三	万 生 丸 合 資 会 社 外 七 名
(三七三)	佐 世 保	二五、二六	所得税、相続税、再評価税	八九三、七二〇	小 林 礦 業 株 式 会 社 外 六 名
(三七四)	平 戸	二四	所得税	四六三、四五〇	麻 生 炭 礦 株 式 会 社 外 二 名
(三七五)	福 江	二四	同	九六、六四二	五 島 振 興 株 式 会 社 某
(三七六)	熊 本	二四	所得税、相続税	二五八、二七〇	衛 藤 某 外 一 名
(三七七)	御 船	二五、二六	所得税	九六、九五九	坂 田 某
(三七八)	八 代	二五、二六	同	一四八、五二四	八 代 製 粉 株 式 会 社 外 一 名

第二章 第四節 第四 大蔵省 (三五九—三七八)

一一三

第二章 第四節 第四 大蔵省 (三九一—三九二)

税務署	年	度	税	目	徴収不足	納税義務者(又は徴収義務者)
大分	二六		所得税		五二、六〇〇	日産自動車株式会社
国東	二四		同		九五、一八二	株式会社大哲海運商會
別府	二四、二五、二六		所得税、相続税		一、三二七、九二四	森田某外四名
白杵	二四		所得税		八九、三四五	安東某
鹿児島	二三、二四		同		一、一五六、七七九	坂上某外七名
川内	二五		同		五六、四八〇	植村某
加治木	二六		同		二一六、八二八	岩崎某
宮崎	二五、二六		同		七九〇、八〇〇	日本通運株式会社外三名
日南	二四、二六		所得税、取引高税		七〇七、六八〇	日本通運株式会社外四名
都城	二六		所得税		二七三、七二〇	宮崎交通株式会社外一名
小浜	二六		所得税		八一、九七〇	松田某
延岡	二六		同		八六、〇〇〇	宮崎交通株式会社
計					九九、六三六、六一二	

(三) 徴収過一事項百万円以上のもの

税務署	年	度	税	目	徴収過	概要
博多	二五		法人税		四、三七六、五八八	貝島炭礦株式会社の二十四年四月から二十五年三月までの事業年度分所得額の更正に当つて繰越欠損金があるため超過留保額が生じないのに、誤つてこれを八、七九六、〇九七円として同族会社の加算税規定を適用したことなどに因るもの
西成	二六		同		一、六七二、六一〇	大阪製線株式会社の二十五年六月から十一月までの事業年度分所得額の更正に当つて前一年内の欠損金四、七七八、九〇〇円を除外しなかつたことに因るもの

(四) 徴収過一事項百万円未満のもの(一事項五万円以上のものの税務署ごとの集計)

税務署	年	度	税	目	徴収過	納税義務者(又は徴収義務者)
東	二五		同		一、〇〇八、九五七	東亜紡織株式会社の二十三年十月から二十四年三月までの事業年度分所得額の更正に当つて企業再建整備法第三十九条第二項の規定による益金不算入額は二一、七八一、七二七円であるのに、これを一九、五三七、五四七円としたことなどに因るもの
芝	二三		法人税		四四三、九一三	西山電気株式会社
麻布	二六		所得税		一一六、〇八〇	国際自動車株式会社
小石川	二四		取引高税		九五、三三三	角張某
本郷	二五		法人税		一〇八、四八〇	合名会社栗原商店
下谷	二五		戦時補償特別税		五〇、〇〇〇	日本木造船株式会社
淀橋	二五		法人税		五七、一九三	株式会社越後屋商店
練馬	二六		同		二〇三、四二二	株式会社大泉製作所外一名
葛飾	二六		所得税		六〇、〇〇〇	唐松某
江戸川	二四		同		一八一、七〇七	吉村某
入子	二六		同		一一六、五〇〇	新倉某
鶴見	二六		法人税		五七、一九〇	富島運輸株式会社
藤沢	二五		同		一六六、三七九	新村印刷株式会社外一名
松戸	二五		同		八七、二二一	野田醬油株式会社

(東京国税局)

(関東信越国税局)

第二章 第四節 第四 大蔵省 (四〇七—四二四)

税務署	年 度	税 目	徴 収 過 目	納税義務者(又は徴収義務者)
(四〇七)	二五	法人税	一五、四二六	松浦土建工業株式会社
(四〇八)	二四、二五	所得税	一九一、七六〇	川島某外一名
(四〇九)	二六	法人税	二九〇、一二〇	岡与合名会社外二名
(四一〇)	二五、二六	所得税	一一〇、〇四〇	長谷川某外一名
(四一一)	二五	法人税	五七、六二四	株式会社綿谷製作所
(四一二)	二五	同	二四六、四七〇	株式会社西川鉄工所
(大阪国税局)				
(四一三)	二四	法人税	五二、五〇〇	株式会社黒田国光堂
(四一四)	二六	同	六〇、五九〇	大阪染工株式会社
(四一五)	二五、二六	同	二五三、三三〇	豊国纖維工業有限公司
(四一六)	二四、二六	同	八八一、三三四	奥金鉄線株式会社外五名
(四一七)	二五	同	三六〇、六〇七	別府化学工業株式会社
(四一八)	二五	同	六一、六〇〇	日織工業株式会社
(札幌国税局)				
(四一九)	二五、二六	所得税、法人税	二一五、三六九	北海道販売農業協同組合連合会外一名
(四二〇)	二五	所得税	六〇、〇〇〇	松田某
(四二一)	二六	法人税	九三、四五〇	日興水産株式会社
(四二二)	二五	所得税	六〇、〇〇〇	井沢某
(四二三)	二六	法人税	九六、九五〇	北興土建株式会社
(仙台国税局)				
(四二四)	二五	所得税	一一六、五〇〇	寺田某

(四二五)	二六	法人税	七〇、八六一	福島県砂糖卸協同組合
(四二六)	二六	同	五五、七六〇	土崎冷蔵株式会社
(四二七)	二六	同	七九、六六〇	置賜貨物自動車運送株式会社
(名古屋国税局)				
(四二八)	二六	法人税	一二二、四九六	濃飛乗合自動車株式会社
(広島国税局)				
(四二九)	二五	所得税	六〇、〇〇〇	畑某
(四三〇)	二六	取引高税	五八、八二四	定金某
(高松国税局)				
(四三一)	二五	法人税	五四、九八三	宇和島自動車株式会社
(四三二)	二五	同	五二三、五九一	高知トヨタ自動車株式会社
(福岡国税局)				
(四三三)	二四	所得税	五〇、八八四	松枝某
(四三四)	二六	法人税	二〇三、三五〇	株式会社戸上電機製作所
(熊本国税局)				
(四三五)	二五	法人税	六五、二三八	大分合同タクシ一株式会社
(四三六)	二四	所得税	三五九、一七五	木下某
計			六、七七一、九〇〇	

第二章 第四節 第四 大蔵省 (四二五—四三六)

(四三七) 源泉徴収所得税の未徴収分を徴収させたもの
(四五五)

(一般会計) (部) 租税及印紙収入 (款) 租税

源泉徴収所得税の未納付があるときは徴収義務者から遅滞なく徴収すべきであるのに、事務整理不十分等のため徴収を遅延しているものが多く、本院会計検査の結果徴収させたものは、未納付税額一事項五万円未満のものを除き総額九四、五〇三、九九三円であつて、そのうち一税務署税額百万円以上のものは左のとおり一九件計七九、五一五、五三四円である。

税務署	徴収義務者	支払期間	支払総額	未納付税額
(東京国税局)				
(四三七)	麴町 統計印刷株式会社外六名	二六、四月	六、四三、一四五、七二七円	五、〇八九、三六五円
(四三八)	神田 丸都自動車株式会社外八名	二六、一月	六、二七、二一〇、〇五五	二、五七七、九五七
(四三九)	京橋 国際興業株式会社外三二名	二六、一月	五、二〇八、七二四、五五三	二二、三五八、六二六
(四四〇)	芝 日本ビストンリング株式会社外一名	二七、二月	八、〇一七、二二五	一、六〇三、四四五
(四四一)	麻布 丸星機化工業株式会社外一名	二六、一月	三、四五、四〇八、六一三	六、二〇六、一三七
(四四二)	目黒 東横運送株式会社外五名	二六、一月	五、二八、七四四、六一四	二、六四一、一〇八
(四四三)	板橋 帝都印刷株式会社外一九名	二六、一月	五、一〇六、四六三、七一五	一三、五三二、七七三
(四四四)	豊島 日本タイプライター株式会社外五名	二六、八月	九、二〇、三〇一、八五三	一、九六一、七八七
(四四五)	横浜中 財団法人横浜中央病院外九名	二六、一月	六、三〇、三三三、二九六	三、三九一、三四七
(四四六)	横須賀 横須賀運送株式会社外一名	二六、一月	六、二九、八五八、一六三	二、〇八九、二三五
(四四七)	藤沢 株式会社 間組外七名	二六、一月	六、四〇、四六九、五四七	四、二八九、六三五
(四四八)	平塚 新日国工業株式会社外四名	二六、四月	六、二五、六〇六、二〇八	二、一五五、八一六

(大阪国税局)

(四四九) 浪速 共栄交通株式会社外七名 二五、四月 四、二二六、六 三七、一二二、八四六
(四五〇) 兵庫 株式会社大正造船鉄工所 二六、九月 九、一一二 一〇、九八五、六五四 一、二七三、四三八

(札幌国税局)

(四五二) 函館 相互自動車株式会社外一名 二四、九月 九、二二六、四 一四、七五一、五六一 一、四四七、七九五
(四五二) 苫小牧 株式会社岩倉組外一名 二六、二月 二、一一四 一三、六一八、一八九 一、六八二、四五六

(仙台国税局)

(四五三) 石巻 株式会社山西造船鉄工所外四名 二五、一月 一、二二六、三 二二、一一八、四四〇 一、〇九〇、五〇三

(広島国税局)

(四五四) 岡山 岡山交通株式会社外二名 二五、一月 二、二二六、四 一一、七九七、二六〇 一、二六三、五五三

(高松国税局)

(四五五) 高知 高知県交通株式会社外三名 二六、一月 五、三〇、五二九、七二五 一、六八二、四五二
計 七五六、二二七、二四四 七九、五一五、五三四

物件

(四五六) 解体移築を条件として売り渡した国有財産に關し処置当を得ないもの
(四五七)

(一般会計) (部) 官業及官有財産収入 (款) 官有財産収入 (項) 官有財産売却代

建物の処分、解体移築を条件としたものは、その複成価格から解体費等の見積額を控除したものを基礎として売渡価

額を決定しているが、その処分後の状況をみるに、買受人が解体移築を行わないで現地で使用しているものに対し、契約条項違反として当初控除した解体費等相当額を追徴すべきであるのに、その処置をとらないままにしているものがあり、本院会計実地検査の結果、これを是正させたものは左のとおりである。

財務局	区分	数量	所在地	売渡先	売渡年月	売渡価額	摘要
(四五六)	東海建物	延六四〇坪	豊川市 (元豊川海軍工廠第二女子学徒寮)	宗教法人世界心道教	二五年一月	一、四六、九〇〇円	一〇棟延五六坪を現地で使用中解体費等一、二七、二九三円を二十七年四月収納済
(四五七)	南九州	同	大分市 (元西海航空隊魚雷基地)	西日本電線株式会社	二六年、一二	三〇、九三	建物を補修して電線工場として使用中解体費等三、四四四円を二十七年九月収納済
計						一、七九、八三三	

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は次のとおりである。

- (一) 昭和二十五年年度決算検査報告第二章第四節第四及び第三章第二節第三掲記の分
(各件の上部の頁数は昭和二十五年年度決算検査報告の頁数を示し、()内の数字は同検査報告の番号を示す。)

(二一五) 国有財産の管理及び処分に関し処置当を得ないもの

- (二四一) 八七頁(一一五) 関東財務局 収納未済額二、五九二、八〇四円についてはまだ収納の報告に接していない。
- 同 (一一七) 関東財務局 収納未済額五、八一六、一六〇円についてはまだ収納の報告に接していない。
- 同 (一一九) 関東財務局 収納未済額二、二七〇、〇〇〇円のうち、一、二〇〇、〇〇〇円についてはまだ収納の報告に接していない。
- 八八頁(一一八) 中国財務局 収納未済額一、七〇〇、〇〇〇円についてはまだ収納の報告に接していない。
- 八九頁(一二四) 北九州財務局 収納未済額一、〇九九、二〇〇円のうち、一、〇一九、二〇〇円についてはまだ収納の報告に接していない。
- (二七〇) 物納財産売渡代金の徴収処置当を得ないもの
- (二七六) 一一三頁(一七〇) 関東財務局 未回収額八、六三四、二五六円のうち、四、八〇〇、七二〇円についてはまだ回収の報告に接していない。
- 同 (一一七) 関東財務局 未回収額五、四三九、三七二円の外にその後判明した二〇、〇四六、五七四円を加算した二五、四八五、九四五円のうち、一九、九三六、〇七〇円についてはまだ回収の報告に接していない。
- 同 (一一三) 近畿財務局 未回収額八、六二〇、三二六円のうち、八、二八八、一〇一円についてはまだ回収の報告に接していない。

一一三頁(一七四) 近畿財務局 未回収額三、〇九九、一三三三円のうち、三、〇〇〇、四三三三円についてはまだ回収の報告に接していない。

食糧配給公団

(一〇五六) 商品代金の回収処置当を得ないもの

(一〇六〇)

三七五頁(一〇五六) 秋田県支局横手外四支所 回収未済額五、四四八、三四三三円のうち、四六六、四八二円については裁判上の和解が成立し、昭和四十五年五月までに償還することになっており、四、四〇七、七三七七円についてはまだ回収の報告に接していない。

産業復興公団

三八五頁(一〇九七) 物資の管理当を得ないもの

産業復興公団 回収未済額六、九一一、四五〇円のうち、六、二八七、三三二円についてはまだ回収の報告に接していない。

(二) 昭和二十五年度決算検査報告第二章第四節第七及び第三章第二節第三中既往年度決算検査報告掲記事項に對するその後の処理状況掲記の分(昭和二十四年度決算検査報告第五章第二節及び第三節参照)

(各件の上部の頁数は昭和二十五年度決算検査報告の頁数を示し、()内の数字は昭和二十四年度決算検査報告の番号を示す。)

一九二頁(四九〇) 収納未済が多額のもの

林野庁管下各木炭事務所 収納未済額一、一五五、一三八、五七六円については、二十五年十月その整理を大蔵省で引き継ぎ回収に努めているが、その後判明した額三四四、五七九、四八六円を加算した一、四九九、七二八、〇六二円のうち、八一四、八六〇、三〇六円についてはまだ収納の報告に接していない。

飼料配給公団

三八九頁(七〇三) 商品代金の回収処置当を得ないもの

飼料配給公団 回収未済額三、一一一、〇三三円についてはまだ回収の報告に接していない。

食料品配給公団

(七一三) 商品代金の回収処置当を得ないもの

(七一四)

三九〇頁(七一四) 食料品配給公団アミノ酸局 回収未済額一、〇五六、二二五円のうち、九八八、〇九三円についてはまだ回収の報告に接していない。

(七一七) 資金の管理当を得ないもの

(七二二) 三九〇頁(七二二) 食料品配給公団佐賀支部 回収未済額二、九八五、五二三円のうち、一、五一八、四九二円についてはまだ回収の報告に接していない。

第五 文部省

不当事項

(一) 一般会計

予算経理 (四五八) (四五九)

(四五八) 予算をこえて薬品等を購入したものの

(部)教育文化費 (款)直轄学校費 (項)国立学校 外一科目
国立大学で、予算をこえて薬品類を購入しその代金を後年度において支払うことにしている事例については、昭和二十五年年度決算検査報告において指摘したところであるが、本院会計実地検査の結果によると、二十六年年度においてもなお左のとおり弘前外七大学分計五四、一七七、二八一円ある。
右は、主として病院患者数の増加、薬品価格の高騰等により薬品購入費の予算に不足を生じたことに因るもの

のとしているが、既往年度分の薬品代金を順次後年度において支出していることもその年度の予算不足をきたす原因となり、他方、物品費として示達された予算を役務費等に流用している事例もあつて薬品購入予算の経理処置が適切でなかつたり、又、薬局、医局等の担当者が会計法規によらないで直接業者から薬品を納入させているものもあつて薬品調達の手続をみだしていることなども原因と認められ、いずれもすみやかに是正の処置をとるべきものである。

大	学	計	計
弘前	一、九三四、二五四	一、九三四、二五四	一、九三四、二五四
東北	四、五五〇、九五二	四、五五〇、九五二	四、五五〇、九五二
群馬	二、一七一、八五四	三、六四二、三五九	五、八一四、二一三
東京	三、五五五、七九〇	二〇、六六五、二四〇	二四、二二一、〇三〇
京都		八、一八一、九三二	八、一八一、九三二
岡山		一、六三三、二二五	一、六三三、二二五
徳島	一、七九〇、九二二	三、一九八、三〇九	一、七九〇、九二二
長崎	二、八五二、四四四	三、一九八、三〇九	六、〇五〇、七五三
計	一六、八五六、二一六	三七、三二一、〇六五	五四、一七七、二八一

(四五九) 船舶購入に当り経理が著しく不当なもの

(部)教育文化費 (款)直轄学校費 (項)国立学校

長崎大学で、昭和二十六年八月才川某から水産学部練習用船として、第六豊洋丸(鋼船九九屯三七)を、これに他の物件とともに三八、七六五、四七〇円の抵当権が設定されていたのを知りながら、一一、〇〇〇、〇〇〇円で購入契約を支出負担行為担当官同大学事務局長名義で締結し、同大学では当時支出負担行為及び支払計画の示達がなかつたので、契約の翌日みだりに会計課長名義で市中銀行から八、〇〇〇、〇〇〇円を借り入れ第一回内払分として支払つたものがある。

右は、支出負担行為及び支払計画の示達がないのに国の債務を負担したもので、会計法規に違反し、且つ、購入代金は契約上後払となつてゐるのに才川某の税金滞納による競売を免かれさせる目的のもとに市中銀行から借入をして融資したもので、その後同船は同大学で引渡を受ける前に所在不明となり、同大学は前記借入金については、長崎大学期成同盟会から返還させ決済している状況である。

なお、同大学では、二十六年九月に至つて水産学部練習用船購入費として一一、〇〇〇、〇〇〇円の予算示達を受け、二十七年三月川南工業株式会社から練習用船長崎丸(鋼船一〇二屯)を一一、〇〇〇、〇〇〇円で購入契約を締結し、同月船舶の引渡を受けたこととしてその代金の全額を支払つてゐるが、四月本院会計実地検査当時の出来高は八二%程度に過ぎなかつたものである。

物件

(四六〇) 給水施設の活用を図らないもの

(部)教育文化費 (款)直轄学校費 (項)国立学校

東京大学医学部で、昭和二十五年度中に、五〇〇、〇〇〇円を支出して井戸給水施設の模様替工事をし、給水能力毎時五四立米、年間一六二、〇〇〇立米程度の給水設備を完成していながら、二十六年中ではこれを使用せず、別に水道料金を支払つて水道の水約十萬八千立米を使用していたものがある。

右水道料金は約百三十七万円で、別に附帯経費約九万円を要しているが、もし井戸水を使用したとすれば、当局の計算によつてもその経費は約八十二万円で足り、約六十四万円を節約することができたものである。

補助金

(四六一) 補助金の交付に当り処置当を得ないもの (四六四)

(部)教育文化費 (款)文教施設整備費 (項)公立文教施設整備費 外一科目

公立学校その他施設の整備又は災害復旧等に対する補助金は、当該年度内に完成することを条件として交付するものであるのに、年度をこえた四月に至りまだ事業主体である地方公共団体が年度内に工事に着手さえしていなかつたものに全額補助金を交付した事例については、昭和二十二年以降毎年度の決算検査報告に掲記したところであるが、二十六年分についても、本院会計実地検査により判明した同様の事例がなお左のとおりある。

支出庁	事業主体	工事内容	補助金 円金
(四六一) 群馬県	群馬県	前橋図書館建物整備	四〇〇、〇〇〇
(四六二) 東京都	東京都	松原高等学校外二校戦災復旧 大塚ろう学校外四校建物整備	一一、五〇二、〇〇〇 一一、九四六、五〇〇
(四六三) 岡山県	児島市、外一市、一村、一中学校組合	児島中学校外三校建物整備	三、二八八、六〇〇
(四六四) 佐賀県	佐賀県	有田工業高等学校校災害復旧	二、五六〇、四〇〇 三〇、六九七、五〇〇
計			

不正行為

(四六五) 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの

九州大学温泉治療学研究所外二箇所^(註)で、昭和二十四年一月から二十七年三月までの間に、関係職員により収入金をほしきままに領得されたものが一、六〇七、五三〇円(うち二十七年十月末現在補てんされた額六、〇〇〇円)あるが、そのうち九州大学温泉治療学研究所で、二十四年一月から二十五年十一月までの間に、雇上田某により収入金をほしきままに領得されたものが一、〇九五、三一〇円ある。

(註) 神戸大学、九州大学温泉治療学研究所、熊本大学

第六 厚生省

不当事項

(一) 一般会計

補助金

(四六六) 補助金の精算に当り処置当を得ないもの

(四七〇) (部)雑収入 (款)雑収入 (項)弁償及返納金

(四六六) 厚生省で、昭和二十五年年度中に、北海道外一四都府県に対し交付した身体障害者保護補助金(身体障害者更生援護措置費補助)のうち、事業主体が使用した事業費が計画に比べて減少したため、補助超過の結果となつているものが六、七〇二、三〇九円ある。

(四六七) 右補助金の精算書は、二十六年十月までに提出されているものであるから、すみやかにその補助超過額を国庫に返納させなければならぬのに、二十七年九月末においてもその徴収決定さえされていない状況である。

(四七〇) 厚生省で支出負担行為をし、東京都外三県で支出した左記の上下水道増補改良事業、上水道風水害復旧事業補助金については、それぞれ補助条件どおり事業を実施し補助金に過不足はないものとして精算書が厚生省に提出されているが、本院会計実地検査の際の調査によると、補助基本額となつている事業費に資材の購入価額を増したものの、事業に必要な数量をこえて購入した資材の価額又は補助対象外の工事費などが含まれていたり、あるいは工事施行の結果不用となつた撤去資材の価額を工事費から控除する取扱をしていなかった

ものがあり、右について補助金相当額の減額を要するものと認められるものが、左のとおり四件一、五三五、五四五円ある。

都県名	事業	事業費	補助金	事業費から 控除すべき額	正当補助額	補助金交付 額中減額を 要する額	摘 要
(四六七) 東京都	上水道増補改良 (立川市施行)	五、六〇〇,〇〇〇円	一、四〇〇,〇〇〇円	四、二〇〇,〇〇〇円	一、二〇〇,〇〇〇円	一、〇〇〇,〇〇〇円	工事の設計を変更し、鋼鉄管その他材料を生じた分の工事に含まれていたことに因るもの
(四六八) 神奈川県	下水道増補改良 (横浜市施行)	三、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	九四九,三三八	六八三,五五四	三六,四四六	市が単独で実施した工事の費用を補助基本額に含めていたことに因るもの
	同(川崎市施行)	四、五〇〇,〇〇〇	一、五〇〇,〇〇〇	六〇〇,八〇〇	一、二八三,〇六六	二六,九三三	同
	同(横須賀市施行)	三、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	三、五七,四六六	八八〇,八三七	二九,六二二	同
(四六九) 高知	上水道増補改良 (香美郡山田町施行)	四、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	四九二,二八八	八七六,九三八	二三,〇三二	当初設計の鋼鉄管をエタニットパイプに変更し、本件補助工事に必要な数量をこえて購入した分の代価を工事費に含めていたことに因るもの
(四七〇) 鹿児島	上水道風水害復旧 (鹿屋市外二箇町 村笠之原水道組 合施行)	三、三六〇,〇〇〇	一、六〇〇,〇〇〇	八〇一,七二二	一、二七九,一〇九	四〇〇,八八九	盛土のうち一、八九〇立方メートルの購入及び運搬の事実がないものなど、工事費に含まれていたことに因るもの
	上水道増補改良 (同)	四、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇一〇,三三四	七四七,四四四	二五二,五八六	鋼鉄管の単価水増、災害復旧事業費の重複したものがあったこと及び撤去したものが、来管の代価を控除していなかったことに因るもの
計		二七,四六〇,〇〇〇	八,五八〇,〇〇〇	四,六八七,八六〇	七,〇四四,四三三	一,五五五,五四五	

(厚生保険特別会計)

工 事

(四七一) 建築工事を請け負わせるに当り処置当を得ないもの

(業務勘定) (款) 厚生保険業務支出 (項) 福祉施設費

厚生省保険局で、昭和二十六年四月、清水建設株式会社広島支店に請け負わせた社会保険広島病院新築工事の代金として二六、〇五〇、〇〇〇円を支出したものである。

右は、指名競争に付して契約するに当り、予定価格二八、〇〇〇、〇〇〇円に対し最低制限価格をその十分の九と定め、入札の結果二四、八〇〇、〇〇〇円の入札者株式会社間組を排除し、二番札をもつて落札者とし契約を締結したものであるが、会計法規の趣旨に反するばかりでなく指名競争契約の実を失したものである。

役 務 (四七二)―(四七四)

(四七二) 診療報酬の支払に当り算定当を得ないもの

(業務勘定) (款) 厚生保険業務支出 (項) 福祉施設費

厚生省保険局で、財団法人厚生団に対し、厚生年金玉造整形外科病院における整形外科診療報酬として、昭

和二十五年四月から二十七年三月までの間に六、二六四、一三九円(うち二十五年度分三、八〇四、一九九円)を支出したものがある。

右は、厚生年金保険の被保険者、被保険者であつた者又は保険給付を受ける者の整形外科診療を前記厚生団に委託し、その診療報酬として支払つたものであるが、二十七年六月本院会計実地検査の際の調査によると、前記金額のうち五一二、一〇九円(うち二十五年度分一七四、一二五円)は、入院の事実がなかつたもの又は患者の外泊期間中のものに対する入院料として支払つたもので注意したところ、八月返納の処置をとつた旨の回答があつた。

(四七三)

結核検診委託費の支払について資料の調査不十分なもの

(四七四)

(業務勘定) (款) 厚生保険業務支出 (項) 保健施設費

政府管掌健康保険被保険者の結核検診委託費について、資料の調査不十分なため必要のない支払をしたものが次のとおりある。

(四七三) 東京都民生局保険課で、財団法人東京都社会保険協会外二名に対し、結核検診委託費として昭和二十六年十一月から二十七年四月までの間に一一、二二三、一七〇円を支払つたものがある。

右は、受検者一人当たり費用を六五円とし、実施人員一七二、八一八人分の結核検診実施委託費として支払つたものであるが、検診を実施しなかつた三、四四〇人及び被保険者でない五三五人計三、九七五人分を含めて委

託費支払の請求があつたのに対し、その支払資料の調査不十分なためそのまま支払つたもので、二五八、三七五円は支払う必要がなかつたものである。

なお、一人当たり費用六五円は、他府県の五〇円以下であるのに比べ高価と認められたので注意したところ、二十七年度分については契約を更改して五五円とした。

(四七四) 茨城県民生部保険課で、保健所管理者である茨城県知事に対し、結核検診委託費として昭和二十六年十一月から二十七年三月までの間に七五五、〇〇〇円を支払つたものがある。

右は、受検者一人当たり費用を五〇円とし、一五、一〇〇人分の結核検診実施委託費として支払つたものであるが、検診を実施しなかつた一三、七五七人分を含めて委託費支払の請求があつたのに対し、その支払資料の調査がはなはだしく粗漏なためそのまま支払つたもので、六八七、八五〇円は支払う必要がなかつたものである。

(船員保険特別会計)

未 収 金

(四七五) 年金の誤払を生じていたもの

(款) 船員保険収入 (項) 雑収入

厚生省保険局で、昭和二十二年十月から二十五年八月までの間に年金給付として支払つたものうち誤払となつてゐるものが飛林某外三六一名分計一、二二四、七九一円ある。

右は、船員保険法施行規則第七十三条、第八十二条の三の規定により年金受給者から提出させることになつてゐる生存届等が提出されていないのに、その調査をしないまま送金支給してゐたため受給資格を喪失してゐたものに支給したことに因るものである。

(国立病院特別会計)

未 収 金

(四七六)

病院収入の取扱等の経理当を得ないもの

(四八四)

(款) 病院収入 (項) 料金収入 外一科目

国立病院で、社会保険診療報酬支払基金等から収納する診療収入金を納人から直接日本銀行に払い込ませることができたのに市中銀行に病院口座を設けてこれに受け入れ、又、収入官吏が収納した現金はすみやかに日本銀行に払い込むべきであるのにこれを払い込まず、その間みだりに病院の経費等に使用したり、あるいは職員に領得されたものが次のとおりある。

従来国立病院、国立療養所で、社会保険診療報酬支払基金等から診療収入金を収納するに当り、これを市中銀行の口座に受け入れ、預金として保有することが広く行われていたが、適法な取扱でなく、経理上弊害を伴うことも多いので、昭和二十五年六月本院からその改善方を要求した結果逐次改められ、直接日本銀行に払い込むことになつてゐる。

(四七六) 国立登別病院で、昭和二十四年七月ごろから二十六年四月ごろまでの間に収納した診療収入金、物品売払代金等を別途資金として保有し、みだりに各種修繕工事、医師諸給与、接待費等に使用したものが二、一二一、五二九円ある。

(四七七) 国立若松病院で、昭和二十五年二月から二十七年一月までの間に、福島県社会保険診療報酬支払基金事務所等から収納した診療収入金一三二一、一三四円を日本銀行に払い込んでいなかったので指摘したところ、うち九二、三三四円は同病院庶務課会計係厚生事務官大場某が領得してゐたことが判明したが、残余の三九、八〇〇円については亡失の原因が明らかでない。

なお、右領得金は二十七年二月二十一日までに全額補てんされた。

(四七八) 国立千葉病院で、昭和二十三年十二月から二十六年三月までの間に、千葉県社会保険診療報酬支払基金事務所等から収納した診療収入金等を市中銀行の預金として保有し、そのうち五五〇、〇〇〇円を社団法人千葉県給食協会に融資し、一、八五一、六〇四円を病院建築工事費、食糧費、修繕費、職員家屋購入代等に立替使

用し、二十六年八月までに二、〇〇九、六六〇円は日本銀行に払込を了したが、残額の三九一、九四四円については二十七年三月本院会計実地検査当時払込の手續をせず基金事務所に保管させていた。

なお、右残額は二十七年五月歳入に納付された。

(四七九) 国立王子病院で、昭和二十五年三月から二十七年一月までの間に、東京都社会保険診療報酬支払基金事務所等から収納した診療収入金のうち九一七、三七五円を市中銀行に預け入れ又は現金でこれを保有し、そのうち八八一、五〇〇円を職員宿舍改修工事費、接待費、会議費等に使用し、残額三五、八七五円は二十七年三月本院会計実地検査当時現金で保有していた。

なお、右残額は二十七年四月歳入に納付された。

(四八〇) 国立立川病院で、昭和二十二年十月から二十五年十二月までの間に、東京都社会保険診療報酬支払基金事務所等から収納した診療収入金一四、〇〇三、七八七円を市中銀行預金又は現金で保有して歳出金等に立替使用し、右収入金のうち一〇、九三五、三一三円はその後国庫に納入し、二、九九七、四九六円は物品購入費、生活補給金等に使用したと認められるが、関係証拠書類を焼却又は亡失しているので事実の確認は困難な状況であり、又、七〇、九七八円は二十七年二月本院会計実地検査当時関係職員が保管していた。

右の外、会計実地検査当時二十六年十一月物品購入代の名義により架空の支払をした小切手一四五、〇〇〇円を保有していたので注意したところ、前記七〇、九七八円とともにこれを二十七年三月歳入に納付した。

(四八一) 国立東京第一病院で、昭和二十四年五月から二十七年二月までの間に収納した診療収入金三八五、四六

〇円、雑収入(入院患者及び附添人に貸し付けた被服、寝具の使用料)二、〇二八、三二七円計二、四一三、七八七円を別途資金として保有し、これを備品購入費、庁舎修繕工事費等に使用したものである。

(四八二) 国立金沢病院で、石川県社会保険診療報酬支払基金事務所等から収納した診療収入金を日本銀行に払い込んでいなかったため指摘したところ、同病院庶務課医事係長厚生事務官和智某が昭和二十二年二月から二十六年四月までの間に一、六六〇、四五五円を領得していたことが判明した。

なお、右領得金は二十七年四月一日までに全額補てんされた。

(四八三) 国立舞鶴病院で、昭和二十五年四月から二十六年八月までの間に、京都府社会保険診療報酬支払基金事務所等から収納した診療収入金等を市中銀行預金として保有し、うち八一、八九八円を消耗器材費、旅費、接待費等に使用していた。

(四八四) 国立松山病院で、昭和二十二年ごろから二十六年五月までの間に、愛媛県社会保険診療報酬支払基金事務所等から収納した診療収入金を市中銀行の預金として保有し、そのうち二十二年十二月から二十七年一月までの間に七〇八、〇三七円(預金利子四、六六四円を含む)をみだりに各種工事代金、接待費及び倉庫借上料等に使用し、他方、二十七年二月から四月までの間に、旅費、倉庫借上料等の名義により支出した一六五、七四六円、借入金により調達した五〇五、七五〇円その他により前記日本銀行への払込不足額を補てんしたものがあ

る。

予算経理

(四八五) 経理のびん乱しているもの

(款)病院費 (項)施設整備費

国立津病院で、予算外に又は予算の示達がないうちに工事を施行したり、あるいは物品購入代金として振り出した小切手を正当債権者に交付しないで現金化し、これを工事施行者に交付するなど会計経理が著しくびん乱したものである。

(1) 同病院で、庶務課長山口某は、昭和二十五年一月ごろから二十六年十二月ごろまでの間に、予算外に白井某及び笠井某に外来診療棟その他各所修繕等の工事を施行させ、他方、別途購入等物品の代金として振り出した小切手計一、〇一九、四〇五円を正当債権者に交付しないで現金化し、これを工事代金の一部等に流用し、又、その後に修繕費等として示達を受けた予算(一、三三三、三四八円)を、白井某等に支払の名義で支出して施行済の工事費に充てたり、あるいは前記物品納入者に支払うなどの方法を講じていたもので、このように経理をみだつたため物品代金について二二〇、〇三〇円の未払を残す結果となつてゐる。

(2) 同病院で、別に予算の示達を受け、白井某に施行させたB病棟改修工事の代金として一、六〇〇、〇〇〇円を支出しているが、本件施行については、白井某は工費用資金として高士某から借入をしたもので、白井某の高士某に対する右借入金返済については、庶務課長山口某が、白井某の依頼により高士某に対し右工事代金を同人に支払う旨支出負担行為担当官名義の支払証を交付したものである。しかるに、山口庶務課長は二十六年二月及び四月工事代金を白井某に支払つたため、国は高士某から右工事代金支払請求の訴を受け、ついに和解により国は同人に九二五、〇〇〇円の支払債務を負担することとなつた状況である。

(3) 同病院では、前記(1)のように違法な工事を白井某及び笠井某に請け負わせており、厚生省はこれを一七二件工事費三、一一一、八〇八円(前記B病棟を除く。)と認定し、同病院ではその善後処理として前記のとおり予算の示達を受け、支払済となつてゐる一、三三三、三四八円を差し引いた一、七八〇、四六〇円のうち一、四七四、三六〇円は白井某に、三〇六、一〇〇円は笠井某に支払うこととして予算の示達を受け、二十七年五月から七月までにそれぞれ工事費の支払を了した状況であるが、その工事の内容については、設計、図面、見積書等工事関係書類のないものもあつて、事実の確認が困難である。

その他

(四八六) 入院料前納金の取扱当を得ないもの

国立大阪病院及び同長野分院で、昭和二十五年七月から二十七年七月までの間に、入院患者から入院料前納

金として受領した六、三二七、〇二〇円を市中銀行の預金又は現金で保有の上、患者が退院の際それぞれ精算し、二十七年七月本院会計実地検査当時六〇五、六七〇円を保有していたものがある。

本件前納金は、診療費の保証金として受領したものであるから、これを歳入歳出外現金として取り扱い、出納官吏の保管に付すべきものであつたのにその処置をとらなかつたもので、大阪病院ではこのような不規則な取扱をしている間に二一七、五〇〇円(うち三〇、〇〇〇円補てん濟)を関係職員に領得され、又、長野分院ではみだりに看護料等に使用し会計実地検査当時一二五、〇〇〇円が補てんされていなかった。

(一般会計)

(国立病院特別会計)

物件

(四八七) 薬品等物品の経理当を得ないもの

国立東京第一病院外八箇所^(註一)で、薬品類を取り扱う医師、看護婦等が薬品類の使用量を処置簿等に記載を脱漏することがあるなどのため、薬局からの受入量に対しその使用量の確認が困難なものが、昭和二十六年四

月から二十七年九月までの間に四一二品目一一五、七二四点(購入価格一、八〇三、三三二円)あり、又、国立療養所再春荘外三〇箇所^(註二)で、注射薬品及びレントゲンフィルムを患者のために使用していながら、料金カードに記載を脱漏することがあるなどのため、その料金の徴収決定をしていなかったものが、二十六年四月から二十七年三月までの間に四、四四〇、一一八円ある。

(註一) 国立栃木、高崎、沼田、東京第一各病院、国立栃木、埼玉各療養所、国立療養所豊岡、佐倉、湊各病院
(註二) 国立登別、山形、水戸、栃木、高崎、沼田、埼玉、所沢、東京第二、田辺、鯖江、岩国、善通寺、高知、佐賀各病院、国立栃木、埼玉、松戸、内野、大阪福泉、原、高松各療養所、国立療養所豊岡、習志野、佐倉、富士、湊、敦賀各病院、国立療養所村松、晴嵐荘、天龍荘、再春荘

(一般会計)

(厚生保険特別会計)

不正行為

(四八八) 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの

(四八九)

国立下総療養所外一箇所^(註一)で、昭和二十二年十一月から二十七年六月までの間に、関係職員により収入金及び前渡資金をほしいままでに領得されたものが左のとおり二件一一、三三九、二二五円(うち二十七年十月末現在補

てんされた額六九五、五二六円)ある。

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額
(四八八) 国立下総療養所	庶務課 根城 某	二四年六月から 二六年四月まで	五三七、七三四円
(四八九) 佐賀県民生部保険課	地方事務官 小道某外一四名	二二年一月から 二七年六月まで	一一、八〇一、四九一 一一、三三九、二二五

是正させた事項

未収金 (四九〇)―(五〇二)

(四九〇) 健康保険及び厚生年金保険保険料の徴収不足を是正させたもの
(四九九)

(厚生保険特別会計) (健康勘定) (項)健康保険収入 (項)保険料収入
(同) (年金勘定) (款)厚生年金保険収入 (項)保険料収入

健康保険及び厚生年金保険保険料についての徴収不足をきたしたものに對し、本院において會計実地検査を実施した箇所では正させたものが、健康保険保険料において一一、三七六、九七〇円、厚生年金保険保険料において一、八七一、五一一七円計一三、二四八、四八七円あり、そのうち一事項五万円以上のものを府県ごとに集計すると左のとおり一〇件二、九八六、九〇五円である。

右のような徴収不足をきたしたのは、保険料算定の基礎となる標準報酬月額についての事業主の調査又は他の関係機関

との連絡が十分でなかつたことがおもな原因と認められる。

府県名	健康保険保険料	厚生年金保険保険料	計	納付義務者
(四九〇) 秋田県	二五三、九六〇円	四七、五七〇円	三〇一、五三〇円	株式会社田村鉄工場外二事業所
(四九一) 福島県	五七四、九〇〇	一二六、三四五	七〇一、二四五	常磐交通自動車株式会社
(四九二) 埼玉	一三九、七四〇	二二、二一五	一六一、九五五	曙産業株式会社埼玉製造所
(四九三) 神奈川	二、五〇三、六五〇	八二、五四五	二、五八六、一九五	東京衡機株式会社外四事業所
(四九四) 長野	一、二一六、一六九	三八九、四九二	一、六〇五、六六一	川中島自動車株式会社外二事業所
(四九五) 大阪府	一、七九三、八八〇	九二、一七〇	一、八八六、〇五〇	豊岡自動車株式会社外六事業所
(四九六) 香川県	三〇八、六〇〇	一三一、六七五	四四〇、二七五	小竹興業株式会社外二事業所
(四九七) 愛媛	一、八三一、三二四	四七七、九四〇	二、三〇九、二六四	大王製紙株式会社三島工場外九事業所
(四九八) 熊本	一、八六〇、九九〇	三三八、二四五	二、一八九、二三五	第一紡績株式会社荒尾工場外三事業所
(四九九) 鹿児島	六七八、三二〇	一二七、一七五	八〇五、四九五	南国交通株式会社外一事業所
計	一一、一六一、五三三	一、八二五、三七二	二、九八六、九〇五	

(五〇〇) 船員保険保険料の徴収不足を是正させたもの
(五〇二)

(船員保険特別会計) (款)船員保険収入 (項)保険料収入

船員保険保険料についての徴収不足をきたしたものに對し、本院において會計実地検査を実施した箇所では正させたものが八六二、九七〇円あり、そのうち一事項五万円以上のものを府県ごとに集計すると左のとおり三件八〇五、一七〇円である。

右のような徴収不足をきたしたのは、保険料算定の基礎となる標準報酬月額についての事業主の調査又は他の関係機関

との連絡が十分でなかつたことがおもな原因と認められる。

府 県 名	徴 収 不 足	納 付 義 務 者
(五〇〇) 大 阪 府	三七五、〇〇〇 円	小倉汽船株式会社外五名
(五〇一) 香 川 県	五二、八〇〇	平和運輸株式会社
(五〇二) 愛 媛 県	三七七、三七〇	森実運輸商会
計	八〇五、一七〇	

補 助 金

(五〇三) 補助金の精算に当り処置当を得ないもの

(一) 一般会計 (部) 雑収入 (款) 雑収入 (項) 弁償及返納金
 香川県で、公共団体である県に交付した昭和二十五年引揚者住宅災害復旧事業費補助金について、二十六年八月県から厚生省(引揚援護庁)に対し事業費支出総額一、八六六、〇七九円、補助金九〇四、〇〇〇円として精算書を提出していたが、二十七年二月本院会計実地検査の際の調査によると、二十五年における実際の補助金受入額は当初受入分九〇四、〇〇〇円、増額分一、〇一五、〇〇〇円計一、九一九、〇〇〇円で、右増額分として交付した一、〇一五、〇〇〇円が精算もれとなつていたので注意したところ、二十七年五月右一、〇一五、〇〇〇円は補助剰余金として国の歳入に返納された。

なお、前記一、〇一五、〇〇〇円は、二十六年三月県から事業実施の必要がなくなつたので補助金は不要である旨厚生省

に報告しているのに、その後に補助金の指令及び交付があつたものであり、又、厚生省における精算書の調査も粗漏であつたものである。

第七 農 林 省

(一) 一般会計

昭和二十七年においては公共事業費に重点を置いて会計検査を実施したが、農林省の直接使用した経費について、統計調査事務所で架空の調査手当等の名義により資金をねん出して食糧費等に使用したもの、農業水利、開墾、干拓の直轄事業所等で經理のびん乱しているもの、工事の計画又は施行が不良で工事費の増大をきたしたものの、地方公共団体に委託した工事費について監督又は検収が不十分のため設計に対し工事の出来高が不足しているものなどが別項に記載したとおり二三件になつている。

又、地方公共団体に交付した国庫補助金及び国庫負担金については、別項に記載したとおり全国の工事現場四万二千九百余箇所約六%を実地に検査したにとどまつたが、なお国庫補助金又は国庫負担金の減額を要するものが三六七工事一億三千三百余万円の多額に上つたのは遺憾である。

しかして、右のように補助工事につき多数の不当經理があるのは、主として次のような事由によるものと認め

られるが、なお補助金等を受けた団体等における遵法精神の^{かん}養、道義の^{こう}揚も望ましい。

(1) 地方公共団体等の財政がひつ迫している結果、地元負担の軽減を図るため、改良工事を予算の成立が容易な災害復旧に含めて高率の補助を受け、設計を過大に見込み又は粗漏な工事を行つて正当な自己負担を免かれようとする傾向がある。

(2) 工事費査定職員の不足により、実地について十分な審査が行われていない。特に災害復旧については工事件数が多いためこの傾向が著しい。

(3) 直接工事監督及び検収に当る地方公共団体の職員が不足しているなどのため監督及び検収がとかく名目的となり、粗漏工事、出来高不足の工事が少くなく、特に町村又は各種組合等が施行する工事についてこの事例が多い。

(4) 請負業者の中には工事の手抜きをするものなどが見受けられ、その選択が十分でない^{と認められる}。

(二) 食糧管理特別会計

昭和二十七年においては、売渡代金の徴収処置、原材料用及び配給不適食糧の売渡、外国食糧及び包装材料の買入、食糧の集荷、運送、保管等の管理費並びに現品の受払整理等に会計検査の重点をおき、食糧庁及び三三食糧事務所についてはその実地を検査した結果、別項に記載したとおり、食糧の買入、売渡、運送及び保管等に

関し処置当を得ないと認められるものが二一件に上り、そのうち本院の注意により過払代金等の徴収処置をとつたものが五件ある。

なお、右の外、麦製品において二十六年度中配給不適食糧として売渡価格から平均四五%程度値引して売り渡したものが一万三千二百余屯、その値引額四億千六百余万円あり、年度末でなお一万五千余屯が在庫となつてい^るが、これらは食糧事情の好転による配給辞退の事情があつたとしても、主として実際の需要度を上回つて加工、運送を実施したこと^に因るもので、今後このような事態の起らないよう一段の留意を要するものと認められる。

(三) 国有林野事業特別会計

本会計における売渡材は、大半を随意契約により処分しているので、本院においては努めて特売の圧縮を図るとともに、その予定価格の算定に当つては、十分に公売価格を参し^{やく}すべきことを要望してきたが、本年もこれらの点を特に留意し、あわせて営林局署が施行する治山及び林道工事の經理に会計検査の重点をおき、林野庁管下の三九営林局署中七六局署については実地を検査したところ、素材の随意契約による処分は総処分量に対し六一%に当り、前年度の七七%に対し減少しているが、素材の売渡に当り市場価格の採用が適当でなかつたなどのため、予定価格が低きに過ぎ^{ひいて}売渡価額が低価になつたものがあり、又、売渡に当り、正規の手續によらな

いで代金収納前に木材を先渡ししていたもの、売買契約締結前に買受希望者から概算で代金を受領し、一部を歳出金に流用していたものがあり、そのおもなものは別項に記載したとおり四件になつてゐる。

又、各営林局署の施行にかかる治山及び林道工事一、二八〇箇所事業費四十三億五百余万円(うち公共事業費支弁一一六箇所九億五千二百余万円)のうち、会計実地検査を施行した七八箇所事業費六億五千八百余万円については、工事を直営によつて施行したものととして人夫賃の名義で支払に立てているが、その実、業者に請け負わせ、その代金の支払に充てているものなどが三七箇所九千余万円に達し、なお、右実地検査施行箇所以外のもので、同様の事態につき林野庁から報告のあつたものが五〇箇所一億千余万円あり、これを加えると総額二億二百余万円に及んでいる。このように事実合致しない経理をすることは、事故を誘発する虞もあるので林野庁に注意したところ、同庁においては直ちに全管下に対しこの経理を改めさせる処置を講じた。

不当事項

(一般会計)

予算経理

(五〇四) 架空の名義により支払つたもの
(五〇七)

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)土地改良事業費 外一科目
(五〇四) 農林省富士開拓建設事業所外二箇所、正規の経理をすることなく工事費から架空の人夫賃等の名義により支払に立て、総額一、一一〇、五一八円の資金をねん出し、これを工事請負代金、食糧費、旅費等に使用したものが一、〇四一、三二〇円に上り、本院会計実地検査当時その残額六九、一九八円を手元に保有していた状況である。いま、その庁別内訳を示せば左のとおりである。

庁名	金額	方	法	期	間	金額	使	途	期	間	手元保有高
											(実地検査)
(五〇四) 農林省富士開拓建設事業所	三六六、四	円	架空労力費	二六、八	八月	三七、八	食糧費、旅費、雑費等	二六、八	八月	まで	(二七、四)
(五〇五) 東京農地事務局計画部那須野ヶ原開拓計画調査班	三五三、〇〇		架空の労力費、材料購入費	二六、八		三五三、〇〇	工事請負代	二六、八			(二七、四)
(五〇六) 帯広土木現業所	四九五、七		架空労力費	二五、一	一月	三五二、七	労力費、測量調査費	二五、一	一月	まで	(二六、八)
計	一一〇、五					一、〇四一、三					六九、一

(部)産業経済費 (款)農林業費 (項)農林統計調査費
(五〇七) 農林省山梨、兵庫、和歌山各統計調査事務所、昭和二十六年七月から十二月までの間に、架空の調査手当等の名義により四四三、七六四円を支払い、食糧費、旅費等に使用したものがあつた。

工 事 (五〇八)―(五二二)

(五〇八) 直轄工事の経理がびん乱しているもの

(五一三)

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)開拓事業費

農林省印旛沼手賀沼干拓建設事業所で施行した印旛沼及び手賀沼干拓事業の経理をみるに、直営工事において正規の経理をすることなく架空の人夫賃、材料購入費等の名義により支払に立て、又、離作補償金等を債権者に支払うことなく保留する方法により六千七百八十余万円に上る多額の資金を保有してこれを工事請負代、労力費、材料費、用地補償費、雑工事費、接待費、諸手当等に使用し、又、請負工事において実際は必要のないしゅんせつ船の運搬費等を積算したり、機械しゅんせつが可能な箇所を人力掘さくで設計するなど工事の設計が放漫に流れているばかりでなく、その積算が過大に失するものなどがあり、又、ほしのままに工事請負人から寄附金を受領し、一方、工用材料についても使用見込のないセメントを購入し硬化させたり、実在する物品の数量と帳簿残高との間に著しい過不足を生じているなど、その経理が著しくびん乱している。

(一) 架空の名義により支払つたもの

(五〇八) 農林省印旛沼手賀沼干拓建設事業所で、昭和二十四年二月から二十六年十月までの間に、海面干拓仮土留柵外二五工事の工事費から架空の人夫賃又は材料購入費等の名義により六五、一七二、〇九六円を支払に立て、これに東京農地事務局で二十六年三月から七月までの間に千葉県印旛郡阿蘇村風間某外一七七名に対する離作及び樹木伐採等の補償金として支出した二、四一四、五一七円及び工事請負人から寄附を受けた二二〇、〇

〇〇円を合わせ六七、八〇六、六一三円を保有し、印旛承水路第五工区外一四工事の請負代金に五一、三八〇、二四一円、直営工事の労力及び材料費に九、一四〇、三〇〇円、用地補償費の補足として二、二二三、五六五円、雑工事費に一、九二〇、四二二円、接待費に一、三二二、一四三円、職員諸手当に一、一〇五、〇八九円その他雑費に七三四、八五二円を使用している。

なお、正当債権者に支払わなかつた前記補償金二、四一四、五一七円については、二十七年四月一、〇一九、七〇九円を、九月残額一、三九四、八〇八円をそれぞれ再度支出し支払に充てている。

(二) 請負工事費に実際には必要のない運搬費等を積算したもの

(五〇九) 農林省印旛沼手賀沼干拓建設事業所で、昭和二十六年十二月、随意契約により三幸建設株式会社に五、五三四、〇〇〇円で請け負わせた印旛疏水路幕張工区その二掘さく工事は、水路延長三四四米、土量一九、三六五立米の掘さくを行うもので、当初これを全部人力によることとし、同会社は穂積建設株式会社に下請させて実施したところ、その後うち八、七二〇立米に対してはサンドポンプを使用することに変更し、その実施設計にサンドポンプの東京、幕張間の運搬費及び現場組立試運転費として八三〇、〇〇〇円を積算したものであるが、本件工事は、二十五年に穂積建設株式会社がサンドポンプにより施行した印旛疏水路幕張工区第一開さく上流部の継続工事であつて、引続き同会社が三幸建設株式会社の下請人として施行し、前年度に使用したサンドポンプをそのまま使用するものであるから、特に運搬費及び現場組立試運転費を積算する必要があつたと認められ

ない。

(三) 機械掘さくで施行が可能な部分を高価な人力掘さくで設計したもの

(五一〇) 農林省印旛沼手賀沼干拓建設事業所で、昭和二十六年十二月及び二十七年一月、随意契約により三幸建設株式会社に九、七七四、〇〇〇円で請け負わせた幕張及び犢橋工区疏水路掘さく工事は、水路延長七四六米、土量三三、一三二立米のうち、一四、九九一立米(三割の浮遊土量を含む。)をサンドポンプにより立米当り八四円から九五円で、又、残量二一、五九九立米を人力掘さくにより立米当り二二一円から二二六円で施行することとして積算されているものであるが、本件工事に使用したサンドポンプのきつ水は〇・六米から〇・九米であるので、人力による予定水路敷の掘さく深度は一米程度を標準として一三、五三九立米の上土排除を行えば足りるものであるのに、前記二一、五九九立米に上る多量の人掘さくを見込む必要はなかつたものであり、現に、請負人の実績をみても人力掘さく予定量のうち六、八〇四立米はサンドポンプで施行している状況である。

いま、右実績により本件工事を算出すれば総額約九百十五万円で足りたものである。

(四) 使用見込のない工用機械の修理費を支払つたもの

(五一二) 農林省印旛沼手賀沼干拓建設事業所で、昭和二十六年六月道益産業株式会社に請け負わせたプリストマン型しゅんせつ船整備工事の代金として四〇四、九二〇円を支払つたものがある。

右しゅんせつ船は、印旛沼干拓工用として農林本省から保管転換を受けたものであるが、平戸中央排水路

掘さく工事その他に使用するものとして二十六年一月一三七、九四〇円で修理を行い、かろうじて一四、〇〇〇立米(約四十日間のか働量)をしゅんせつしたに過ぎず、六月故障修理のためとして契約を結び前記四〇四、九二〇円を支払つているが、その後か働の実績なく、結局二十六年十二月使用不能品として農林本省に保管転換方申請している状況である。

(五) 支給する必要のない重油を無償で払い出したもの

(五一三) 農林省印旛沼手賀沼干拓建設事業所で、昭和二十五年十二月穂積建設株式会社に請け負わせて施行した印旛疏水路大和田支区疏水路掘さく工事は、当初サンドポンプの必要とする電力を同ポンプ船に附随するディーゼル発電船から供給するためディーゼル機関に使用する重油を無償で支給する契約であつたが、工事に着手前同事業所専用の変電所が完成したので、実際施行に当つては電力の全量を右変電所から配電し、又、ディーゼル発電船は全くか働していないのに、他方、同事業所における物品経理をみるに、二十六年一月二十日まで施行した掘さく二二、九五〇立米に要した発電用重油として、三月同会社三九、九〇〇立価額四四二、八九〇円のもの無償で交付したこととしその領収証を徴し払出整理している。

(六) 工用材料等物品の出納保管当を得ないもの

(五一三) 農林省印旛沼手賀沼干拓建設事業所で、工用材料及び消耗品等の物品について、昭和二十六年度末における在庫数量と帳簿残高を対査すると、重油二九、〇五五立外三八品目帳簿価額一、三六二、三五三円が帳簿

外の過剰品となつており、シート八枚外三〇品目帳簿価額五九五、二八二円が不足している状況で、物品の出納保管が、さんであり、又、二十六年六月株式会社興材社からセメント三〇屯を二五二、〇〇〇円で購入したこととなつてはいるが、右セメントは二十五年度において納入されたものであるばかりでなく、そのうち一七屯余は二十七年九月本院会計実地検査当時なお未使用のまま放置されて硬化し、残量一二屯余もその用途が不明となつてはいる。

(五一四) 直轄工事の計画又は施行当を得ないもの
(五一八)

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)開拓事業費 外二科目

仙台農地事務局外四箇所で、昭和二十六年年度中に、農業土木直轄工事の施行に当り、工事の計画又は施行、検収当を得ないため工事の目的を達していないもの及び不経済な工事を実施したものが次のとおりある。

(五一四) 仙台農地事務局で、昭和二十六年七月から二十七年二月までの間に、鹿島建設株式会社外五会社に請け負わせた新安積開拓建設事業土橋幹線水路工事の代金として六〇、九五九、九〇〇円を支出したものがあつた。

右工事は、水路延長五、九五八米の掘さく及びコンクリート巻立工事を施行するもので、設計によれば水路側壁コンクリートの巻立は全線にわたり表裏両面に型わくを使用することとして、その使用量二二、六一〇平米、これに対する工費支払分は一〇、三〇五、〇八六円となつてはいるが、二十七年七月本院会計実地検査の際の調査によると、右開きよコンクリート巻立のうち五、四四三平米は表面型わくだけで施行したものであつて、

当局者も実施に当り地盤の良好な箇所については裏型わくを使用する必要がない旨を指示しているのであるから、これによりすみやかに設計変更をして、不必要分についての工事費約二百五十万円を減額させるべきであつたと認められる。

(五一五) 京都農地事務局で、昭和二十六年九月及び十一月、大成建設株式会社に請け負わせた明治用水農業水利事業頭首工橋脚基礎井筒製作及び埋設工事の代金として一〇、四七三、四〇〇円を支出し、別に鉄筋、セメント等の材料八、〇三二、一三二円のものも官給したものがある。

右工事は、井筒四個を製作埋設するものであるが、そのうち第二号及び第三号井筒(高さ一〇米四)は、設計に当り河床の岩盤位置を標高一〇米九(最高水位以下二二米)と想定し製作埋設したところ、岩盤位置が当初の想定より二米二又は二米八五だけ高かつたため予定の深度まで沈下するに至らず、その後の工事の続行に支障をきたしている状況である。右は、結局当初設計に当り地盤の調査が十分でなかつたことによるもので、支給材料代を含め工事費一、〇三八、七三八円を徒費する結果となつたばかりでなく、二十七年において工費四六四、四九〇円をもつて不要部分の取除き工事を実施するのやむなきに至つてはいる。

(五一六) 岡山農地事務局で、昭和二十六年十月及び二十七年一月、株式会社大本組に請け負わせた阿知須干拓建設事業甲堤とう盛土工事の代金として六、四七〇、〇〇〇円を支出したものがあつた。

右工事は、山口県阿知須町地先海面に干拓用潮受護岸堤とう延長一、一八八米を築造するため盛土二二、三八

二立米を施行するもので、二十七年三月までに工事が設計どおり完成したものととして請負代金の全額を支払つたものであるが、二十七年五月本院会計実地検査の際の調査によると、本件工事のうち堤とう、法留板柵工の杭打を計画線より平均三〇糎内側に施行したため、設計の盛土量に比べ七二三立米工費一三九、五二一円相当分が出来高不足となつている。

(五一七) 熊本農地事務局で、昭和二十六年二月から二十七年二月までの間に、随意契約により別子建設株式会社 に請け負わせた金剛干拓潮受堤とう、盛土工事の代金として四五、六五一、九一五円(うち二十五年分四、一五一、五〇七円)を支出したものがあつた。

右工事は、一、〇〇〇馬力ポンプ式しゅんせつ船を使用して、潮受堤とう、延長六、〇〇〇米の内側に三七四、八五八立米の腹付盛土を施行するもので、しゅんせつ船の消費電力料金を立米当り四KWHの計算で七、〇八二、四四八円と積算しているが、その実働一時間当りの所要電力量は八〇〇KWH、しゅんせつ能力は毎時三〇〇立米であつて、立米当りの消費電力量は二・七KWH程度で足り、現に、請負人の使用実績も立米当り二・六KWHとなつていゝもので、いま本件電力料金を立米当り二・七KWHの割合で計算したとすれば、約百七十二万円高価となつていゝ。

(五一八) 農林省大浦潟干拓建設事業所で、昭和二十七年一月から三月までの間に、直営により大浦潟干拓建設事業幹線排水路及び潮遊池の災害復旧工事を工事費三、七二七、〇〇〇円をもつて施行したものがあつた。

右工事は、二十五年度に完成した第一工区の道路堤とう、水路等の施設が二十六年七月の水害により被災したためこれを復旧するものであるが、本件第一工区の排水路及びひ門の施設は、外側の第二工区が完成した場合を目途として設計されており、第二工区の完成に相当長期間を要する現状においては、第一工区の内水を排除するためにはひ門が狭少で、降雨後は必ずたん水を免れないものであるから、災害復旧に当つては排水能力を十分にすゝようひ門の設計変更を実施するか、あるいは排水ポンプをすえ付けるなど現地の状況に應じ効果的に工事を施行すべきであるのに、これらの事情を考慮することなく原形に復旧したため、二十七年六月本院会計実地検査当時既に降雨によつてたん水し、各施設物は再び崩壊し災害復旧の効果が全く認められない状況である。

(五一九)
(五二〇) 委託工事費の交付に当り調査不十分なもの

(部)公共事業費 (款)北海道開発事業費 (項)開拓事業費 外一科目

北海道開発局及び京都、岡山両農地事務局で、北海道及び愛知、鳥取両県に委託した開墾建設工事その工事費八、二二五、〇〇〇円(うち二十五年分三七〇、〇〇〇円)のうち、調査不十分のため工事の出来高が不足しているのに設計どおり完成したものとして委託工事費の全額を支出したものが左のとおりある。

庁名	委託先	工事	工事費	出来高不足	摘要
(五一九)	北海道開発局	北海道 三里塚代行開拓建設 事業幹線道路 (石狩支庁)	一〇五、五〇〇円	三四六、七五五円	農道延長二、一三〇米は切土二、五五一立米、盛土一、七八五立米、敷砂利六三九立米を施行することとなつてゐるのに、実際は切土二、一六五立米、盛土一、二二八立米、敷砂利二三八立米を施行したため、切土三八六立米、盛土四六六立米、敷砂利四〇〇立米が不足してゐる。
(五二〇)	同	芽呂地区代行開墾建設 事業第一号幹線道路 (日高支庁)	二五〇、〇〇〇	一四一、〇〇〇	道路延長四、八七七米の側溝は上幅一米三五、底幅四五種、深さ四五種とし、土量三、九〇四立米を掘さくすることとなつてゐるのに、実際は上幅一米一五、底幅四五種、深さ三五種、土量二、六九九立米を掘さくしただけで、一、二〇五立米が不足してゐる。
(五二一)	京都農地事務局	愛知県 農地開発建設事業岡 崎地区代行開拓道路	二八七、〇〇〇	五七、五三五	道路延長九五八間は盛土一、二二三立坪を施行することとなつてゐるのに、実際は六八九立坪を施行しただけで四三四立坪が不足してゐる。
(五二二)	岡山	鳥取 農地開発建設事業美 保第二地区幹線排水 路	一八〇、〇〇〇	七三、三三六	排水路延長三七八間の玉石練積護岸三八六坪は胴込コンクリート坪当り〇・〇八立坪、裏込栗石坪当り〇・二立坪を施行することとなつてゐるのに、実際は胴込コンクリートは全く施行せず、裏込栗石は二分の一度を施行しただけである。
計			八三三、五〇〇	一、八八五、六一	

(五二三) 公共事業に対する国庫補助金の経理当を得ないもの (七七一)

(部)公共事業費 (款)一般公共事業費 (項)土地改良事業費 外八科目
農林省、林野庁、仙台外四農地事務局及び北海道外三九都府県で、公共団体である道、県、市、町、村、農

業協同組合等が施行した土地改良、地盤沈下対策、漁港修築、林道開発及び災害復旧等の工事三六七件に対し、国庫補助金(漁港工事に対する国庫負担金を含む。以下同じ)五六一、九三一、五〇四円(うち昭和二十五年年度交付分一一四、八八三、六八三円)を交付している。

本件国庫補助金は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)、漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)等に基づき、それぞれ右事業主体に対し交付するものであるが、本院において四六都道府県につき工事現場四万二千九百余箇所中二、四九七箇所を实地に検査したところ、架空の工事を含めて災害復旧補助の対象としたもの、災害復旧とは認められない改良工事を施行したもの、二重に査定を受けて余剰を生じた工事費をもつて査定外の工事を施行したもの、施工が粗漏で補助の目的を達していないもの、設計に対し工事の出来高が不足しているもの、設計が過大なもの、原形復旧の程度をこえた工事を原形復旧として処理しているもの、又は正当な自己負担をしていないため国庫補助金が過払となつてゐるものが多く、国庫補助金の減額を要することの判明したものが静岡、愛知、三重、鹿児島、四県を除く四二都道府県において是正を要する額一事項五万円以上のものをあげると、三六七件一三三、一三八、一四一円(うち二十七年以降交付予定額中減額を要するもの六四、五五七、〇二八円)に上り、その内訳は次表(折込)のとおりである。

いま、右につき補助金の是正を要する額一事項十万円以上のものの概要を類別に説明すれば次のとおりであるが、そのうち本院の注意により二十七年十二月二十日までには是正を了したものが別項に記載したとおり二三件五、八二九、二七三円になつてゐる。

(一) 架空の工事を含めて災害復旧補助の対象としたもの

(五二二) 岩手外七県で、町、村、農業協同組合等が施行した農業用施設及び耕地災害復旧工事に対し国庫補助金八、三七八、一〇〇円(うち昭和二十五年年度交付分一、〇一二、〇〇〇円)を交付しているが、右工事について実地を調査したところ、審査が不十分で、災害を受けた事実がなく工事を実施していない箇所の仕事費をも含めて国庫補助の対象としたため、補助金の減額を要するものが左のとおり九件四、八六〇、二五〇円(うち二十七年年度以降交付予定額中減額を要するもの二、四九七、七五〇円)ある。

県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対する 国庫補助金	同上のうち二 十六年度まで に交付済額	補助工事費か ら除外すべき 額	同上に対する 補助金相当額 (うち二十七年 度以降交付予 定額中減額を 要する額)
(五二三)	岩手県	和賀郡土沢町耕地二 十三年災害復旧 合	四、四三〇,〇〇〇 円	二,三三三,〇〇〇 円	二,一〇三,〇〇〇 円	一,〇二〇,〇〇〇 円	五,四三〇,〇〇〇 円
(五二四)	福島県	郡山市芹山地区井堰 二十五年度災害復旧 利組合	四、六四〇,〇〇〇 円	三,〇一六,〇〇〇 円	一,六二二,七五〇 円	一,六四五,〇〇〇 円	一,〇六九,二五〇 円

井せき延長四九米を復旧することとしているが、実際に施行したのは三〇米に過ぎず一九米は全く災害の事実がなく工事も施行してゐない。

都道府県名	別	架空の工事を含めて災害復旧補助の対象としたもの		災害復旧に各な自己負担 め国庫補助 事を実施して ているもの		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道							
徳島				一		四	四五〇、四七〇
香川		二	一、一五九、二二二		五九九、三九二	三七	一〇、七五八、六〇四
愛媛				一		二	七八五、五〇〇
高知					一〇五、一七六	三三	一〇、一一五、〇七七
福岡					七六、九九八	一〇	三、三八五、六四八
佐賀		一	五九一、五〇〇			六	九、〇六一、六五〇
長崎		一	七〇〇、七〇〇			四	一一、三〇六、六三六
熊本						一	一〇九、二〇〇
大分						二	九一九、八〇〇
宮崎						二七	八、四〇五、五六二
計		一〇	四、九一九、一四〇	一二	七三三、八六〇	三七	一三、三三三、一三八、一四一

都道府県名	別	架空の工事を含めて災害復旧補助の対象としたもの			災害復旧に名をかり改良工事を施行したもの			二重に査定を受けて余剰を生じた工事費をもつて査定外の工事を施行したもの			施工が粗漏で工事の目的を達していないもの			工事の出来高が		
		件数	金額	円	件数	金額	円	件数	金額	円	件数	金額	円	件数	金額	円
北海道																
青森県																
岩手県		一	五四五、〇〇〇													
宮城県																
秋田県																
山形県					一	三五〇、〇〇〇										
福島県		一	一、〇六九、二五〇													
茨城県																
栃木県																
群馬県					一	一二三、九〇〇										
埼玉県																
千葉県		一	三九〇、〇〇〇		一	一、九七九、一八九										
東京都					一	一〇四、〇〇〇										
神奈川県																
新潟県		一	五八、八九〇		一	九〇三、五〇〇										
富山県					一	二〇〇、〇〇〇										
石川県																
福井県					一	一、六三八、〇〇〇										
山梨県																
長野県																
岐阜県																
滋賀県																
京都府																
大阪府					一	一、二六七、五〇〇										
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県		一	二五六、三八八													
山口県		一	一四八、二〇〇		二	八九三、一〇〇										
徳島県					一	一五〇、〇〇〇										
香川県		二	一、一五九、二二二													
愛媛県					一	一五五、〇〇〇										
高知県																
福岡県																
佐賀県		一	五九一、五〇〇		二	一一、三四三、二五〇										
長崎県		一	七〇〇、七〇〇		一	三三〇、五〇〇										
熊本県																
大分県																
宮崎県																
計		一〇	四、九一九、一四〇		一二	七、七六四、一八九		三	二、七二三、七五〇		九	一六、九〇一、三三八		一五一	三三二、二	

